

2020年3月11日

各位

不動産投資信託証券発行者  
さくら総合リート投資法人  
代表者名 執行役員 杉原 亨  
(コード番号 3473)

資産運用会社  
スターアジア投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤志  
問合せ先  
取締役兼財務管理部長 菅野 顕子  
TEL: 03-5425-1340

### 合併契約の承認等に関する投資主総会の招集等に関するお知らせ

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、下記のとおり2020年3月30日開催予定の本投資法人の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において、下記の各議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

また、本投資法人は、本日開催の役員会において、ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド（以下「ギャラクシー」といいます。）による投資主提案に係る下記⑨から⑮の議案（以下「投資主提案議案」といいます。）の全てにつき、下記のとおり反対することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本投資法人の提案議案について

本投資法人は、以下の①から⑧までの議案（以下「本投資法人提案議案」といいます。）を投資法人提案として本投資主総会に付議することを決議しています。

- 第1号議案：執行役員1名選任の件
- 第2号議案：監督役員2名選任の件
- 第3号議案：規約一部変更（執行役員・監督役員の員数上限変更）の件
- 第4号議案：資産運用委託契約一部変更の件
- 第5号議案：スターアジア不動産投資法人との吸収合併契約の承認の件
- 第6号議案：（合併成立を条件とする）資産運用委託契約の解約の件
- 第7号議案：規約一部変更（決算期変更）の件
- 第8号議案：規約一部変更（本店の所在地変更）の件

本投資法人提案議案の理由の概略は以下のとおりです。なお、詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

- 第1号議案及び第2号議案について  
本投資法人の執行役員及び監督役員（以下「役員」といいます。）の任期が2020年5月末日をもって満了することを踏まえ、任期調整のため、本投資主総会の開会の時点をもって一旦辞任したい旨の申出が役員よりあったことから、改めて選任をお願いするものです。
- 第3号議案について  
執行役員を1名、監督役員を2名とする規約の一部変更議案であり、投資主提案議案（詳

細については2020年2月3日付で公表した「投資主提案権行使書の受領に関するお知らせ」をご参照ください。)に含まれていたものですが、本投資法人において投資法人提案として付議することを決定したものです。

- 第4号議案について  
本投資法人が資産の運用を委託するスターアジア投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)がスターアジア不動産投資法人(以下「スターアジアリート」といいます。)の資産の運用を受託しており、かつ、本投資法人とスターアジアリートが投資対象とするアセットクラスに重複が存在することから、定期的に、本資産運用会社への資産の運用の委託が適切であるか投資主の皆様にご判断頂く機会を付与すべく、資産運用委託契約の契約期間について変更を行うものです。
- 第5号議案、第6号議案及び第7号議案について  
2020年3月2日付で公表しました「スターアジア不動産投資法人とさくら総合リート投資法人の合併契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、本投資法人は、スターアジアリートとの間で、2020年8月1日を効力発生日として、本投資法人を吸収合併消滅法人、スターアジアリートを吸収合併存続法人とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことについて合意し、本合併に係る合併契約を締結しました。かかる合併契約の承認について、本投資主総会に付議するものです。また、これに伴い、本投資法人が締結している資産運用委託契約を本合併の効力発生をもって解約すると共に、本合併の効力発生日の前日を本投資法人の最終営業期間の決算期とするため、本投資法人の規約を変更するものです。
- 第8号議案について  
本資産運用会社の本店が港区に所在することを踏まえ、本投資法人の規約のうち本店所在地に関する条項を変更するものです。

投資主の皆様におかれましては、本投資法人提案議案の趣旨にご賛同いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 投資主提案議案について

2020年2月3日付で公表した「投資主提案権行使書の受領に関するお知らせ」に記載のとおり、本投資主総会については少数投資主であるギャラクシーによる投資主提案が行われています。投資主提案議案のうち、投資主提案議案として本投資主総会に上程されるものは以下のとおりです。

なお、投資主提案議案のうち、「投資法人規約一部変更の件(1)」については、上記1.に記載のとおり、本投資法人提案議案として上程されており、また、「資産運用委託契約締結の承認決議撤回の件」については、ギャラクシーの投資主提案権行使書に記載の請求の条件を充足しないことから、本投資主総会に上程しません。

- 第9号議案：執行役員杉原亨解任の件
  - 第10号議案：執行役員1名選任の件
  - 第11号議案：監督役員金田繁解任の件
  - 第12号議案：監督役員1名選任の件
  - 第13号議案：スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約解約の件
  - 第14号議案：資産運用契約締結の件
  - 第15号議案：投資法人規約一部変更の件
- (各議案の詳細については添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

**本投資法人役員会は、上記9号議案から第15号議案までのいずれの議案についても、投資法人役員会の全員一致で反対することを決議しています。**

本投資法人役員会の反対意見の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 本投資主総会の日程

2020年3月11日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2020年3月11日	本投資主総会招集通知の発送
2020年3月30日	本投資主総会（予定）

<添付資料>

第4回投資主総会招集ご通知

<参考プレスリリース>

2020年2月3日付公表	「投資主提案権行使書の受領に関するお知らせ」
2020年3月2日付公表	「スターアジア不動産投資法人とさくら総合リート投資法人の合併契約締結に関するお知らせ」

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://sakurasogoreit.com>

2020年3月11日

投資主各位

東京都千代田区九段南三丁目8番11号  
さくら総合リート投資法人  
執行役員 杉原 亨

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、委任状又は議決権行使書によって議決権を行使することができます。本投資法人としましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」及び別添の「委任状による議決権行使のお願い」をご検討いただき、同封の委任状を、議決権行使書とともに返信用封筒にて、2020年3月27日（金曜日）午後6時までに到着するよう、スターアジア投資顧問株式会社宛にご返信くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書によって議決権を行使される場合には、議決権行使書に賛否をご記入の上、2020年3月27日（金曜日）午後6時までに到着するよう、本投資法人宛にご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会においては、本投資法人の投資主であるGalaxy JREIT Pty Limited（以下「提案投資主」といいます。）より、投資主提案が行われており（第9号議案から第15号議案）、本投資法人役員会はすべての投資主提案に反対しております。詳細は、投資主総会参考書類の22頁から35頁をご参照ください。

本投資法人役員会の考えにご賛同いただける投資主様におかれましては、第1号議案から第8号議案までに賛成、第9号議案から第15号議案までに反対の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第17条第1項及び第2項において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、委任状又は議決権行使書により議決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになる場合があります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第17条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

日 時 2020年3月30日（月曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）  
場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号  
住友不動産御成門タワー3階 ベルサール御成門タワー  
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 投資主総会の目的事項

### 決議事項

#### 【投資法人提案（第1号議案から第8号議案まで）】

- 第1号議案 執行役員1名選任の件
- 第2号議案 監督役員2名選任の件
- 第3号議案 規約一部変更（執行役員・監督役員の員数上限変更）の件
- 第4号議案 資産運用委託契約一部変更の件
- 第5号議案 スターアジア不動産投資法人との吸収合併契約の承認の件
- 第6号議案 （合併成立を条件とする）資産運用委託契約の解約の件
- 第7号議案 規約一部変更（決算期変更）の件
- 第8号議案 規約一部変更（本店の所在地変更）の件

#### 【投資主提案（第9号議案から第15号議案まで）】

- 第9号議案 執行役員杉原亨解任の件
- 第10号議案 執行役員1名選任の件
- 第11号議案 監督役員金田繁解任の件
- 第12号議案 監督役員1名選任の件
- 第13号議案 スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約解約の件
- 第14号議案 資産運用委託契約締結の件
- 第15号議案 投資法人規約一部変更の件

以 上

### <お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合、投資法人提案に「賛」、投資主提案に「否」の意思表示があったものとして取り扱います。
- ◎委任状による議決権行使と議決権行使書による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人規約第13条第1項の定めにより、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書（代理人様ご本人名義の議決権行使書も必要となります。）とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合には、投資主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により、本投資法人宛にご通知ください。

### <役員選任議案に関する特別のご留意事項>

- ◎第1号議案及び第10号議案につきましては、両議案の候補者の中から1名に限り賛成の表示を行うことができることとし、1名を超える候補者に賛成の表示がなされた場合には、両議案に係る議決権行使全体について無効な議決権行使として取り扱います。
- ◎第2号議案及び第12号議案につきましては、両議案の候補者の中から合計2名まで賛成の表示を行うことができることとし、合計2名を超える候補者に賛成の表示がなされた場合には、両議案に係る議決権行使全体について無効な議決権行使として取り扱います。

### <ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を<http://www.sakurasogoreit.com/>に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 【投資法人提案】

#### 第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員杉原亨から、任期調整のため、本投資主総会の開会時点をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が承認された場合、新たな執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項但書の規定により、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年3月11日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

なお、本投資法人は、杉原亨が日本の不動産分野、とりわけJ-REITに関して豊富な経験と人脈を有し、本投資法人の執行役員として必要な知識と経験を兼ね備えていることから、杉原亨が本投資法人の執行役員として適任であると判断しております。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
すぎ はら とおる 杉 原 亨 (1968年5月19日)	1991年 4月 野村証券株式会社 2006年10月 バークレイズ証券株式会社 2012年 7月 ケネディクス株式会社 2015年 2月 スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド東京支店 2015年 6月 スターアジア投資顧問株式会社 出向代表取締役兼財務管理部長 2015年 8月 同社 取締役兼財務管理部長 2019年 4月 ライオンパートナーズ合同会社 代表社員 2019年 8月 さくら総合リート投資法人 執行役員(現任)	100口

- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務を執行しております。
- ・上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

## 第2号議案 監督役員2名選任の件

監督役員金田繁及び諫山弘高の両名から、任期調整のため、本投資主総会の開会時点をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が承認された場合、新たな監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項但書の規定により、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

なお、金田繁・諫山弘高は、それぞれ弁護士・公認会計士としての高い専門性を有し、2016年から4年近くに亘って本投資法人の監督役員を務めており、本投資法人の事業を深く理解するとともに、不動産ビジネスにも通暁しており、上場不動産投資法人の監督役員としてふさわしい知識・経験を有しております。また、両名は、本合併（第5号議案において定義します。以下同じです。）について、公正性を担保するために設置された特別委員会の委員として慎重に本合併に向けた検討を実施しており、本合併が本投資主総会で承認された場合には、本合併の効力発生までの間、本投資法人の運営を監督するのにまさにふさわしい者であるといえます。このため、本投資法人は、両名が本投資法人の監督役員として適任であると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
1	かね だ しげる 金 田 繁 (1970年12月27日)	1996年 4月 最高裁判所司法研修所 (50期) 1998年 4月 森総合 (現: 森・濱田松本) 法律事務所 2004年 9月 Rothwell, Figg, Ernst & Manbeck法律事務所 研修 2005年 9月 Garvey Schubert Barer法律事務所 研修 2005年 9月 森・濱田松本法律事務所 2012年 4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員 (原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員: 現任) 2015年 7月 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 (現任) 2016年 4月 さくら総合リート投資法人 監督役員 (現任) 2019年 6月 セコム損害保険株式会社 社外監査役 (現任)	0口
2	いさ やま ひろ たか 諫 山 弘 高 (1975年3月24日)	2000年 4月 監査法人太田昭和センチュリー (現: EY新日本有限責任監査法人) 国際部 2008年 2月 諫山公認会計士事務所所長 (現任) 2016年 4月 さくら総合リート投資法人 監督役員 (現任)	0口

- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者金田繁は、原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員、セコム損害保険株式会社の社外監査役及び弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所のパートナーを兼務しております。
- ・ 上記監督役員候補者諫山弘高は、諫山公認会計士事務所の所長を兼務しております。

### 第3号議案 規約一部変更（執行役員・監督役員の員数上限変更）の件

#### 1. 変更の理由

現在の本投資法人の規約では、執行役員は1名以上、監督役員が2名以上とされていますが、執行役員及び監督役員に支払われる報酬も投資主の皆様が負担するものであり、これらのコストを最小限にすることが望ましいと考えます。登録投資法人である本投資法人は、資産の運用に関する業務の委託が義務づけられている（投信法第198条第1項）など、制度的にも最小限の体制で業務を執行することが可能であることから、執行役員は1名に限定し、監督役員の人数もそれにあわせて法律上求められる最小限である2名とするため、本投資法人の現行規約第20条を変更するものです。

なお、本議案は提案投資主の投資主提案における提案議案（投資法人規約一部変更の件(1)）と同一の議案であり、提案投資主の提案の理由は上記と同様です。ご参考として、提案投資主による提案の理由を下記3. のとおり記載いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現行規約	変更案
第20条（役員の員数及び役員会の構成） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ <u>但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。</u> ）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、役員会を構成する。	第20条（役員の員数及び役員会の構成） 本投資法人の執行役員は1名、監督役員は2名とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、役員会を構成する。

#### 3. ご参考情報

（提案投資主による提案理由）

現在の本投資法人の規約では、執行役員は1名以上、監督役員が2名以上とされていますが、執行役員及び監督役員に支払われる報酬も投資主が負担するものであり、これらのコストを最小限にすることが望ましいと考えます。

登録投資法人である本投資法人は、資産の運用に関する業務の委託が義務づけられる（投信法第198条第1項）など、制度的にも最小限の体制で業務を執行することが可能であることから、執行役員は1名に限定し、監督役員の人数もそれにあわせて法律上求められる最小限である2名とする本議案を提案いたします。



#### 第4号議案 資産運用委託契約一部変更の件

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社（以下「スターアジア投資顧問」といいます。）は、スターアジア不動産投資法人（以下「スターアジアリート」といいます。）からも資産の運用を受託しており、かつ、本投資法人及びスターアジアリートが投資対象とするアセットクラスに重複が存在することを踏まえ、本投資法人が現行規約第9条第1項に基づき隔年ごとの3月1日及び同日以後遅滞なく招集する本投資法人の投資主総会の都度、スターアジア投資顧問に引き続き資産の運用を委託することが適切であるかを投資主の皆様にご判断頂く機会を付与するべく、本投資法人とその資産運用会社であるスターアジア投資顧問との間の2020年2月18日付資産運用委託契約に定める契約期間について、以下のとおり、2022年3月1日及び同日以後遅滞なく招集する本投資法人の投資主総会の終結時までとする変更を行うものです。

現行契約	変更案
(前略)	(前略)
第6条（契約期間） 本契約は、委託者とさくら不動産投資顧問株式会社との間の2016年4月1日付資産運用委託契約の解約日から効力を生ずるものとし、 <u>委託者の存続期間中</u> 、有効に存続するものとする。	第6条（契約期間） 本契約は、委託者とさくら不動産投資顧問株式会社との間の2016年4月1日付資産運用委託契約の解約日から効力を生ずるものとし、 <u>委託者の規約第9条第1項に基づき招集された投資主総会（ただし、2022年3月1日以後に招集された投資主総会に限る。）の終結時までの間</u> 、有効に存続するものとする。
(後略)	(後略)

変更契約の締結先である資産運用会社は以下のとおりです。

名称	スターアジア投資顧問株式会社
住所 (本店)	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORIタワー18階
沿革	2015年 6月22日 会社設立 2015年 7月31日 宅地建物取引業の免許取得（免許証番号 東京都知事(1)第98168号） 2015年11月10日 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号 国土交通大臣認可第95号） 2015年11月20日 金融商品取引業者に係る登録（登録番号 関東財務局長（金商）第2874号） 2015年12月17日 一般社団法人投資信託協会入会

## 第5号議案 スターアジア不動産投資法人との吸収合併契約の承認の件

### 1. 吸収合併を行う理由

本投資法人及びスターアジアリート（以下、併せて「両投資法人」といいます。）は、両投資法人間で締結した2020年1月30日付合併に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2020年3月2日付で、同年8月1日を合併の効力発生日として、スターアジアリートを吸収合併存続法人、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことについて決定し、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

#### (1) スターアジアリートの沿革

スターアジアリートは、独立系の不動産投資グループであるスターアジアグループ（注1）に属するスターアジア投資顧問にその資産運用を委託する総合型不動産投資法人として2016年4月に18物件（取得価格総額614億円）で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場しました。これまでに3度の物件取得を伴う公募増資を実行し、東京圏を中心としてオフィス、住宅、物流施設、ホテルを含むアセットタイプ分散型のポートフォリオを構築しています。また、上場以降、投資主利益の最大化を基本理念とし、既成概念にとらわれることなく様々な施策を検討・実行するアクティブマネジメントを標榜しています。ポートフォリオを強化するとともに物件の売却益を創出し、売却益のスターアジアリート投資主の皆様への分配を実現した4度の資産入替（注2）や、2020年3月2日現在、上場不動産投資法人の中ではスターアジアリートのみが実績を持つメザニンローン債権への投資は、その代表例として挙げられます。このように、スターアジアリートは、上場以来7期にわたる運用実績を有し、2020年3月2日時点において、合計34物件（取得価格総額1,023億円）で構成されるポートフォリオを運用しています。

（注1）「スターアジアグループ」とは、創業者であり現在もグループの中心的存在である、マルコム・エフ・マククリーン4世と増山太郎を頂点とする全ての関係エンティティ及び投資先（両名が意思決定に関与するファンド及びそのファンドの投資先）で構成されるグループを指します。

（注2）実施予定の5回目の資産入替は含まれていません。

#### (2) 本投資法人の沿革

本投資法人は、豪州の独立系不動産・ファンド運用グループであるガリレオグループ（注1）及び日本管財グループ（注2）をスポンサーとする総合型不動産投資法人として、2016年9月に18物件（取得価格総額573億円）で東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場しました。上場以来7期にわたる運用実績を有し、2020年3月2日時点において、18物件（取得価格総額575億円）のポートフォリオを運用しています。

しかしながら、本投資法人は、メインスポンサーであるガリレオグループからの十分なサポートが得られておらず、スターアジアリートとほぼ同時期の上場にもかかわらず公募増資の実績もなく、2020年3月2日現在、その資産規模は上場時とほぼ同水準となっています。また、資産運用報酬や平均借入金利の水準が相対的に高かったため、一口当たり分配金の成長を阻む一要因となっていました。2018年6月期には物件取得なしに物件売却のみを実施しポートフォリオ収益力の低下をもたらし、売却益を中止した投資口発行の準備費用に充当し投資主に還元しないなど、投資主本位とは思われない運用がなされ、固定資産税等の要因が除かれた上場第2期以降の一口当たり分配金の水準が伸び悩んでおり、本投資法人は将来的な合併の可能性も含めた成長戦略の再検討を行っていました。

（注1）「ガリレオグループ」は、ガリレオ・シドニー・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（Galileo Sydney Holdings Pty Limited）の他、ギャラクシー・ジェイリート・ピーティーワイ・リミテッド（Galaxy JREIT Pty Limited）及びウェレット・ファミリー・ピーティーワイ・エルティーディー（Werrett Family Pty Ltd）を中心とする企業グループであり、豪州を拠点として不動産開発及びファンド運用事業を行っています。

（注2）「日本管財グループ」とは、日本管財株式会社（東京証券取引所第一部上場）を中心とする企業グループをいいます。

### (3) 本合併契約締結の経緯

かかる本投資法人の状況を踏まえ、スターアジアグループに属するライオンパートナーズ合同会社（以下「ライオンパートナーズ」といいます。）は、2019年5月10日付で、本合併に向けた提案（以下「本提案」といいます。）を公表し、また、本合併に向けた活動の一環として、本投資法人に対して投資主総会の招集請求等を行いました。その後、ライオンパートナーズは、同年6月28日付で関東財務局長より本投資法人の投資主総会の招集の許可を受け、同年8月30日午前10時を開催日時として投資主総会（以下「ライオンパートナーズ招集投資主総会」といいます。）を開催しました。

ライオンパートナーズ招集投資主総会においては、以下の第1号議案から第4号議案までのうち、第1号議案については村中誠氏が辞任したことから廃案となり、第2号議案から第4号議案までが採決され、いずれも原案どおり承認可決されました（なお、第2号議案及び第4号議案については出席投資主から修正動議が提出されましたが、修正動議はいずれも否決されています。）。

第1号議案	執行役員村中誠解任の件
第2号議案	執行役員杉原亨選任の件
第3号議案	さくら不動産投資顧問株式会社との資産運用委託契約解約の件
第4号議案	スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約締結の件

その後、ライオンパートナーズ招集投資主総会における決議に関しては、本投資法人の投資主であるギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド（2020年2月29日まで本投資法人の資産運用会社であったさくら不動産投資顧問株式会社（以下「さくら不動産投資顧問」といいます。）の議決権付株式のすべてを所有する株主）より、東京地方裁判所において、投資主総会決議取消しの訴え（以下「本決議取消しの訴え」といいます。）が提起され、かつ、執行役員の職務執行停止・代行者選任仮処分命令の申立て、投資主総会決議効力停止等仮処分命令の申立て及び違法行為差止請求権を被保全権利とする一定の行為の禁止に関する仮処分命令の申立て（これらの仮処分命令の申立てを、以下「本申立て」といいます。）が行われました。しかしながら、本決議取消しの訴えについては、2020年2月27日に請求棄却の判決が下されています。本申立てはいずれも、却下の決定が下され（ただし、一部については、東京高等裁判所における即時抗告の棄却決定の後、許可抗告の申立てがなされています。）又は申立人によって取り下げられています（なお、本投資法人は、別途、さくら不動産投資顧問から資産運用委託契約上の権利に関する仮処分命令の申立てを受けています。）。

本投資法人は、本合併の検討に向けてスターアジアリートとの協議を進める過程で、スターアジアグループ及び本合併の成否から独立している本投資法人の監督役員である金田繁氏及び諫山弘高氏並びに第三者である渾大防清氏の3名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会より、2020年1月30日付で、本投資法人が本基本合意書を締結し、最終合意に向けた検討・交渉及びデュー・ディリジェンスを実施することは合理的である旨の意見を得たことを受けて、本基本合意書を締結いたしました。

本基本合意書の締結後、両投資法人は、本基本合意書に基づいて、それぞれデュー・ディリジェンスを実施するとともに、本合併の諸条件等について協議を重ねた結果、合併比率を含む本合併の条件について合意に至ったため、2020年3月2日、本合併契約を締結いたしました。

### (4) 本合併の意義

スターアジアリートは、本合併により、①資産規模の拡大によるエリア別及びアセットタイプ別の両側面における分散の進展と、ポートフォリオ収益の安定性の向上、②運用コストの効率化、③時価総額の増大及び流動性の向上等が実現できるものと考えています。

また、本投資法人においては、本合併に伴い、当初目標としていた運用資産残高1,500億円の達成が実現するほか、資産規模の拡大によりエリア別及びアセットタイプ別の両側面における分散が進展し、ポートフォリオ収益の安定性が向上するとともに、運用コストの効率化や時価総額の増大及び投資口の流動性の向上が実現できるものと考えています。さらに、本合併後においてはスターアジア投資顧問によるアク

ティブマネジメントの実践と、スターアジアリートが保有する優先交渉権を活用した外部成長の推進により、投資主利益の最大化を追求する運用の展開が期待できることから、本合併が最善の選択肢と考えています。

本合併後のスターアジアリートの資産規模は、53物件（注）、1,668億円（注）と見込まれており、外部成長目標として掲げております資産規模2,000億円の達成に向けて大きく前進し、加えて資産規模拡大（保有物件数の増加）により、アクティブマネジメントの検討・実行の自由度が高まると考えています。また本合併後、外部成長に資するスターアジアグループの強固なスポンサーサポートを活用し、本合併後のスターアジアリートの投資主利益の最大化を追求します。

（注）スターアジアリートが予定している、後記「3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要 (3) 計算書類等に関する事項 (i) 吸収合併存続法人（スターアジアリート）についての事項」に記載の資産の取得及び売却を実行後の物件数及び資産規模（取得価格ベース）と、本投資法人の保有資産の物件数及び想定受入価格（スターアジアリートが取得した2019年11月1日を価格時点とする鑑定評価書に記載の価格）をそれぞれ合算し記載しています。

投資主の皆様におかれましては、本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 本合併契約の内容の概要

別紙1記載のとおりです。

## 3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

### (1) 合併対価の相当性に関する事項

#### (i) 吸収合併に際して交付する合併対価の総計、算定方法及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 合併比率及び割当てに関する事項

	スターアジアリート (吸収合併存続法人)	本投資法人 (吸収合併消滅法人)
本合併に係る 割当ての内容	1	1.78
		(ご参考) : 本投資口分割考慮前 0.89

本合併により発行するスターアジアリートの新投資口数（本投資口分割後の投資口数）：投資口592,741口

スターアジアリートは、2020年7月31日を分割の基準日、2020年8月1日を効力発生日として、投資口1口を2口とする投資口分割（以下「本投資口分割」といいます。）を予定しており、上記割当て比率及びスターアジアリートが割当交付する新投資口数は、本投資口分割の効力発生を前提としております。本投資口分割を考慮する前の合併比率は、スターアジアリート1に対し、本投資法人0.89となります。しかしながら、かかる合併比率では、本投資法人投資口1口に対して、スターアジアリートの投資口（以下「本投資口」といいます。）0.89口が割当交付されることとなり、交付される本投資口の口数が1口未満となる本投資法人の投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後も本投資法人の投資主が本投資口を継続して保有することを可能とするべく、本投資法人の全ての投資主に対し1口以上の本投資口を交付することを目的として、本合併の効力発生に先立ち、本投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行い、本投資法人の投資口1口に対して、かかる投資口分割後の本投資口1.78口を割当交付します。

本投資法人の投資主に対して本投資法人の投資口1口につき本投資口1.78口を割り当てることにより、交付すべき投資口の口数に1口未満の端数が生じます。当該1口未満の端数投資口については、投信法の規定に基づきこれを市場において行う取引により売却し、売却により得られた代金を、端数の生じた投資主に対し、その端数に応じて交付いたします。

上記の投資口の他、スターアジアリートは、本投資法人の2020年1月1日から2020年7月31日までの

営業期間に係る金銭の分配の代わり金として、本投資法人の分配可能利益に基づき本投資法人の投資主（本合併の効力発生日の前日の本投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した本投資法人の投資主を除き、以下「割当対象投資主」といいます。））に対して同期間の金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日における本投資法人の分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日における本投資法人の発行済投資口数から割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した金額（1円未満切捨て））を、効力発生日から合理的な期間内に支払う予定です。

なお、本投資法人は、決算期を現行の6月末日及び12月末日から1月末日及び7月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を本投資主総会に第7号議案として上程いたします。当該規約変更に係る議案が本投資主総会において承認された場合には、本投資法人における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は2020年1月1日から2020年7月31日の7か月となり、2020年6月30日を基準日とする金銭の分配は行われません（上記のとおり、同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金が支払われず。）。

## ② 算定の基礎

スターアジアリートは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、本投資法人はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、それぞれ本合併のためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、両投資法人は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正を期するため、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーに本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を依頼いたしました。なお、野村証券及びみずほ証券による算定結果の概要は、いずれも上記「① 合併比率及び割当てに関する事項」記載の、スターアジアリートによる投資口1口を2口とする本投資口分割考慮前の数値を記載しています。

野村証券は、両投資法人の投資口がそれぞれ東京証券取引所に上場しており、市場投資口価格が存在することから市場投資口価格平均法を、両投資法人のいずれも比較可能な上場投資法人が複数存在し、類似投資法人比較による投資口価値の類推が可能であることから類似投資法人比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を、また、時価・換価可能性等による純資産への影響額を算定に反映するため修正時価純資産法を採用して算定を行いました。野村証券による算定結果の概要は、以下のとおりであり、合併比率のレンジは、本投資口1口当たりの投資口価値を1とした場合における本投資法人の算定レンジを記載したものです。

なお、市場投資口価格平均法につきましては、本提案を公表した日である2019年5月10日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、基準日①の終値、基準日①までの5営業日、基準日①までの1か月間、基準日①までの3か月間、基準日①までの6か月間の終値の単純平均値を、並びに2020年2月27日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、基準日②の終値、基準日②までの5営業日、基準日②までの1か月間、基準日②までの3か月間、基準日②までの6か月間の終値の単純平均値をそれぞれ採用しています。

また、野村証券がDCF法の基礎として採用したスターアジアリートの事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。2020年7月期は営業利益2,346百万円、経常利益2,072百万円、当期純利益2,072百万円と前期比大幅な増益を見込んでおり、また、2021年7月期は営業利益1,755百万円、経常利益1,477百万円、当期純利益1,476百万円と前期比大幅な減益を見込んでおります。これらは2020年7月期及び2021年1月期に売却予定のアルファベットセブンの売却益によるものです。

野村証券の分析の前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細については、本項末尾の（注1）の記載をご参照ください。

評価手法	合併比率のレンジ
市場投資口価格平均法（基準日①）	0.80～0.81
市場投資口価格平均法（基準日②）	0.83～0.84
類似投資法人比較法	0.89～1.09
DCF法	0.83～0.93
修正時価純資産法	0.90

みずほ証券は、両投資法人から開示を受けた財務情報及び一般的に入手可能な公表情報等を分析した上で、両投資法人について、両投資法人の投資口がともに東京証券取引所に上場しており、市場投資口価格が存在することから市場投資口価格基準法を、両投資法人と直接的には比較可能ではないものの、専ら合併比率のレンジの分析の観点からは、保有不動産ポートフォリオの内容等の観点から両投資法人と一定程度の類似性がある上場投資法人が複数存在し、類似投資法人比較による投資主価値の類推が可能であることから類似投資法人比較法を、両投資法人の投資主が将来享受する見込みの分配金に基づいた投資主価値の算定手法としての配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、また、両投資法人の保有不動産の時価を算定に反映させる目的から修正純資産法を採用して算定を行いました。

以下の合併比率の算定レンジは、本投資法人の投資口1口に対して割り当てる本投資口の数の算定レンジを記載したものであります。

評価手法	合併比率のレンジ
市場投資口価格基準法	0.83～0.84
類似投資法人比較法	0.81～1.04
DDM法	0.80～1.09
修正純資産法	0.87～0.90

市場投資口価格基準法では、2020年2月27日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の投資口価格、算定基準日から遡る5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の投資口価格終値の単純平均値を採用いたしました。

DDM法においては、みずほ証券は、両投資法人について、各投資法人の財務予測に基づく将来の理論分配金を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって投資主価値を評価しています。なお、本投資法人の財務予測に基づく将来の理論分配金の予測を行う上では、さくら不動産投資顧問が作成した2020年6月期～2022年12月期までの財務予測に対して、本特別委員会による合理的であるとの判断のもとで、資産運用会社がさくら不動産投資顧問からスターアジア投資顧問に変更されることにより資産運用報酬料率が低下することを考慮しております。他方、スターアジアリートの財務予測に基づく将来の理論分配金の予測を行う上では、スターアジア投資顧問が作成した2020年7月期～2023年1月期までの財務予測に対して、本特別委員会による合理的であるとの判断のもとで、スターアジアリートが保有する不動産の売却及び新規不動産の取得を勘案しないものへと修正を行っております。なお、DDM法の算定の基礎とした両投資法人の財務予想は本合併の実施を想定したものではありません。みずほ証券がDDM法の前提とした両投資法人の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

みずほ証券の分析の前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細については、本項末尾の（注2）の記載をご参照ください。

（注1）野村証券は、合併比率の算定に際して、公開情報及び野村証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両投資法人の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及

び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両投資法人の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両投資法人の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村証券の算定は、2020年2月27日までに野村証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村証券の算定は、スターアジアリートの業務執行を決定する機関が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(注2) みずほ証券は、合併比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報並びに両投資法人又は各投資法人の資産運用会社（合併比率算定書交付時点において資産運用委託契約を解約されている旧資産運用会社を含みます。以下同じです。）からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両投資法人及び本特別委員会と協議した財務その他の情報で合併比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としています。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。合併比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両投資法人及び本特別委員会と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は合併比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは合併比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（合併比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各投資法人の執行役員又は各投資法人の資産運用会社の役職員が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、各投資法人の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、各投資法人の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産などに関する法律に基づいて各投資法人の投資主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

合併比率の算定に際して各投資法人から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各投資法人の投資主価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの（合併比率算定書交付時点において係属中の訴訟あるいは仮処分命令申立事件を含みます。）、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いるか、又は影響が存在しなかったことを前提としています。みずほ証券のかかる仮定又は前提が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各投資法人の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両投資法人の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各投資法人の執行役員又は各投資法人の資産運用会社の役職員によって合理的に準備・作成若しくは調整されたことを前提としています。加えて、みずほ証券は本特別委員会の依頼に基づき各投資法人の財務予測及び事業計画について一定の調整を行っておりますが、係る調整の内容、並びに調整前の財務予測及び事業計画の内容については、本特別委員会にその内容の報告を行い、本特別委員会がその内容及び前提条件等の合理性を確認したことを前提としております。みずほ証券は、これら調整後又は修正後の財務予測及び事業計画の実現可能性について、独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠しており、合併比率算定書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両投資法人の外部専門家が行った評価に依拠しています。なお、本合併は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が本投資法人の依頼により、本投資法人の役員会が合併比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし本投資法人に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見を表明するものではありません。

### ③ 算定の経緯

両投資法人は、それぞれ両投資法人の財務実績や資産・負債の状況、今後の事業の見通し、本合併によるメリット、両投資法人のフィナンシャル・アドバイザーがそれぞれ行った財務分析の結果等の要因を総合的に勘案し、協議・交渉を慎重に重ねた結果、上記合併比率が妥当であると判断しました。

なお、本投資法人における合併比率の検討の経緯については、下記「⑤ 公正性を担保するための措置 ア 合併の是非及び合併比率の検討過程における公正性担保措置」についてもご参照ください。

### ④ 算定機関との関係

野村証券及びみずほ証券は、いずれも、両投資法人の投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）第67条第4項に定める関連当事者に該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ 公正性を担保するための措置

ア 合併の是非及び合併比率の検討過程における公正性担保措置

スターアジアリートは、本合併の検討過程において、執行役員1名及び投信法上資産運用会社からの独立性が担保されている監督役員2名により構成されるスターアジアリートの役員会に対して、検討状況を適時に報告するとともに、重要な検討事項についてはスターアジアリートの役員会での審議・承認を経ております。

また、スターアジアリートはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のためのリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併の手續及び意思決定の方法・過程等について助言を受けております。

他方、本投資法人は、本提案により選任された執行役員杉原亨が、本提案の提出前までスターアジアリートの資産運用会社であるスターアジア投資顧問の取締役であり、また、その後も本提案を行ったライオンパートナーズの代表社員を務めていたことに加え、スターアジアリート及びスターアジア投資顧問とスポンサーサポート契約を締結しているスターアジア・マネジメント・リミテッドの子会社であるスターアジア・マネジメントジャパン・リミテッドの従業員であるため、現時点においてはスターアジア投資顧問の取締役及びライオンパートナーズの代表社員は退任済みであり、本投資法人の執行役員としての職務以外には従事していないものの、その意思決定に際してスターアジアグループの影響を受け得ると評価される可能性が否定できないことや、2020年3月1日をもって、本投資法人の資産運用会社がスターアジア投資顧問に変更され、資産運用会社がスターアジアリートと共通になったことにより、本合併は構造上利益相反のおそれが否定できないことに鑑み、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した特別委員会からの答申書の取得

本投資法人は、上記のとおり本合併は構造上利益相反のおそれが否定できないことに鑑み、本合併を行うことの是非及びその条件の検討を行うにあたり、それらの判断の公正性を担保することを目的として、2019年12月19日開催の本投資法人の役員会において、スターアジアリートを含むスターアジアグループ及び本合併の成否から独立している本投資法人の監督役員である金田繁氏及び諫山弘高氏並びに第三者である渾大防清氏（同氏の独立性及び適格性については、下表のとおりです。）の3名により構成される本特別委員会を設置した上、本合併を実施することの是非について検討し、本投資法人の役員会に意見を述べることを委嘱しました。

職 歴	主な選定理由
1988年 4月 株式会社三菱銀行（現 三菱UFJ銀行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スターアジアグループとの間に利害関係を有していないこと</li> <li>・本合併の成否に対しては、本投資法人の投資口を50口保有しているが、一般投資主と利害が一致するため、独立性を有していると判断できること</li> <li>・日系金融機関及び外資系投資銀行に勤務し、多数のM&amp;A及びREIT案件に関与した経験を有するとともに、財務の知見が深いこと</li> <li>・日系投資法人の資産運用会社の役員を務め、REIT運営に関する知見を深く有していること</li> </ul>
1993年12月 三菱ファイナンス香港リミテッド	
1995年 8月 株式会社三菱銀行（現 三菱UFJ銀行）シンガポール支店	
2000年 2月 株式会社東京三菱銀行（現 三菱UFJ銀行）金融商品開発部証券化グループ	
2003年 7月 三菱証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券）REIT業務推進課	
2005年 8月 ドイツ証券株式会社 ディレクター不動産投資銀行グループ 責任者	
2008年 2月 同社マネージングディレクター不動産投資銀行グループ責任者	
2013年12月 双日リートアドバイザーズ株式会社取締役副社長兼財務企画本部長（2017年6月退任）	

本特別委員会の設置に係る本投資法人の役員会の決議においては、本特別委員会の判断の取扱いとして、(i) 役員会における本合併の意思決定は、本合併への賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び(ii) 本特別委員会が本合併の実施、取引条件が妥当でないと判断した場合には、本投資法人の役員会が本合併の決定をしないこととすることを決議



すると共に、本特別委員会に対して、(a) 本合併について、スターアジアリートと交渉すること、(b) 自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し、又は、本投資法人の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認すること、及び(c) 本投資法人の役員会から本合併に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること等について権限を付与しています。なお、本特別委員会の委員に対しては、委員としての職務の対価として、答申の内容にかかわらず、稼働した時間に応じた報酬を支払うこととしています。

本特別委員会は、かかる委嘱を受けて、2019年12月19日から2020年2月28日までの間に合計11回の会合を開催するとともに、適宜、電子メール等を通じて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、諮問事項について慎重に協議及び議論を行いました。なお、当該協議及び検討に当たっては、本投資法人のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本合併に係る本特別委員会の審議の方法や判断の内容等に関する助言等を受けています。

本特別委員会は、本合併に係るスターアジアリートからの初期的提案書、本合併の合併比率に関する提案書、両投資法人の事業計画のそれぞれの作成手続及びその内容、みずほ証券による合併比率算定の前提条件及びその結果、並びに本合併に係る適時開示及び投資主総会の招集通知のドラフト等について詳細に説明又は情報共有を受けるなど、本合併の検討のために必要な情報を受領し、かつ、アドバイザーから専門的知見に基づく助言を受けており、その判断にあたって十分な情報を取得しました。また、本特別委員会は、スターアジアリートとの間で本基本合意書に関する交渉を行ったことに加え、2020年2月13日にスターアジアリートからライオンパートナーズ招集投資主総会以降最初の合併比率提案を受領して以降、本投資法人がスターアジアリートの合併比率提案を受領するたび、適時にその内容について報告を受け、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえてその内容を審議・検討した上で、本合併の条件をスターアジアグループが2019年8月7日に公表した合併提案に係る条件以上の条件とすることも勘案し、スターアジアリートに対して合併比率のさらなる引上げを要請すべき旨をみずほ証券に指示・依頼し、又は直接スターアジアリートと協議すること等により、スターアジアリートとの間で本合併の条件に関する交渉を行いました。その結果、スターアジアグループが2019年8月7日に公表した本合併の想定合併比率は、本投資法人の投資口1口に対してスターアジアリートの投資口0.88口を割り当てるものであったところ、最終的に本投資口0.89口を割り当てるものとするので合意しました（なお、いずれも本投資口分割考慮前の数値です。）。その上で、本特別委員会は、本投資法人の役員会に対し、2020年3月2日付で、本合併は本投資法人の価値の向上に資すると認められるとともに、本合併に際して本投資法人の一般投資主の利益を確保するための公正な手続が実施されており、本合併における取引条件は妥当であると認められることから、本投資法人が本合併を実施することは妥当である旨の答申を行っています。当該答申の概要は、次のとおりです。

a. 本投資法人の価値の向上という観点からの検討

(a) 本合併を実施することにより、分配金の安定が見込まれ、外部成長力の獲得が期待されるとともに、一定の運用コストの削減も見込まれることから、本合併を行うことは、本投資法人が直面する各課題の解決に資すると考えられ、本投資法人の価値向上につながると思われること、(b) みずほ証券から助言を得ながら本投資法人との合併の潜在的相手方になり得る投資法人についてスクリーニングを行い、本合併に対抗する提案を行う可能性が相応に高いと考えられる複数の投資法人に対して本投資法人との合併に係る具体的な提案を行う意向の有無を確認したことに加え、長期間に亘り対抗提案を行うことが可能な状態が確保されていたにもかかわらず、本提案及び本投資法人が投資法人みらいとの合併に先立ち実施したマーケット・チェックにおいてなされた提案を除き、第三者からの合併、買収、提携等の提案はなされておらず、本合併以外に本投資法人の価値の向上に資する現実的な他の選択肢が存しないことからすれば、本合併が本投資法人の価値の向上につながるの判断は合理的である。

b. 公正な手続を通じた一般投資主の利益の確保という観点からの検討

(a) 本合併において、独立した委員で構成される本特別委員会が設置され、本特別委員会は、

本合併の検討のために必要な情報を受領し、かつ、アドバイザーから専門的知見に基づく助言及び第三者評価機関から合併比率算定書を取得した上で、スターアジアリートからの本合併に係る提案を審議・検討し、スターアジアリートとの間で本合併の条件に関する交渉等を行っており、有効に機能したと認められること、(b) 下記(エ)のとおり、スターアジアグループの影響を受け得ると評価される可能性も否定できない本投資法人の執行役員である杉原氏及び資産運用会社であるスターアジア投資顧問を本合併に係る意思決定及び検討・交渉過程に関与させていないこと、(c) 下記(オ)のとおり、慎重なマーケット・チェックが行われたこと、(d) 本基本合意書の締結に係る適時開示、本合併契約の締結に係る適時開示及び投資主総会の招集通知等において一定の情報開示が行われることが予定されていること等からすれば、本合併においては、取引条件の形成過程において独立当事者間の取引と同視し得る状況が確保され、一般投資主による十分な情報に基づく適切な判断の機会も確保されており、一般投資主の利益を確保するための公正な手続が実践されていると認められる。

c. 取引条件の妥当性

(a) みずほ証券作成に係る合併比率算定書におけるDDM法による算定の基礎とされている本投資法人の事業計画及びスターアジアリートの事業計画の作成手続及び内容について特に不合理な点は認められないこと、(b) 当該合併比率算定書は算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本合併の合併比率は、市場投資口価格基準法による評価レンジの上限値を上回っており、類似投資法人比較法、DDM法及び修正純資産法による評価レンジの範囲内に収まっていること、(c) 本特別委員会とスターアジアリートとの間の真摯な交渉の結果合意された比率であることからすれば、本合併の合併比率は妥当であると認められる。その他、本合併に際して本投資法人に不利な条件は設定されていないことから、本合併の取引条件は妥当であると認められる。

d. 結論

上記a. ないしc. に基づけば、本合併は本投資法人の価値の向上に資すると認められるとともに、本合併に際して本投資法人の一般投資主の利益を確保するための公正な手続が実施されており、本合併における取引条件は妥当であると認められることから、本投資法人が本合併を実施することは妥当である。

(イ) 独立した第三者評価機関からの算定書の取得

本投資法人は、本特別委員会の承認を得た上、本合併のためのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者評価機関として、スターアジアリート及び本投資法人から独立性を有するみずほ証券を選定し、2020年2月28日付で、合併比率算定書を取得しました。合併比率算定書の概要については、上記「② 算定の基礎」をご参照ください。なお、本投資法人のみずほ証券に対する報酬は、本合併の成立等を条件に支払われる成功報酬となっております。

(ウ) 独立した法務アドバイザーからの助言の取得

本投資法人は、本特別委員会の承認を得た上、本合併のためのリーガル・アドバイザーとして、スターアジアリート及び本投資法人から独立性を有する森・濱田松本法律事務所を選任し、本合併に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程並びに本合併の検討における公正性担保措置の内容等について、法的な助言を得ています。

(エ) 本合併に係る意思決定及び検討・交渉過程への利害関係を有する者の不関与

本投資法人の執行役員である杉原氏は、その意思決定に際してスターアジアグループの影響を受け得ると評価される可能性も否定できないことから、同氏は、本投資法人の役員会における本合併契約の締結に係る審議及び決議に参加しておらず、また、本合併の合併比率等の取引条件に関するスターアジアリートとの間の協議・交渉に参加していません。同氏は、本投資法人の唯一の執行役員であるため、本特別委員会に対して必要な説明や情報提供を行っているほか、本合併の検討のための各種の事務手続を行ったものの、本合併の検討過程において、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、独立性の観点から同氏が議論に参加すべきではないと判断した事項については、同氏を議場から退席させ、審議・検討に関与させないなど、本特

別委員会における本合併に関する実質的な審議・検討には関与していません。

また、本投資法人の資産運用会社は、2020年3月1日以降、スターアジアリートと共通となっており、スターアジア投資顧問は、本投資法人における本合併の是非及び合併比率を含む本合併の条件に関する検討に一切関与していないほか、本投資法人の資産運用会社の立場で本合併の条件に関するスターアジアリートとの協議・交渉に参加していません。

#### (オ) マーケット・チェックの実施

本特別委員会は、スターアジアリート以外の潜在的買収者の有無の確認及び合併比率の公正性の確保の観点からマーケット・チェックを実施いたしました。具体的には、本特別委員会において、本提案が行われた際に本投資法人が実施したマーケット・チェックの内容を確認し、その結果を踏まえた上で、本投資法人の利益に資する合併の実現可能性等を勘案して複数の投資法人に対して、みずほ証券を通じて、本投資法人との合併を検討する意向の有無等の確認を行いました。かかる意向確認の結果、いずれの投資法人からも、結論として、本投資法人との合併に係る具体的な提案を行う意向はないとの回答を受けております。

また、本投資法人は、本基本合意書において、スターアジアリートとの優先交渉義務に合意したものの、本基本合意書締結後に能動的に第三者に対して新たに接触したことに基づきなされた場合を除き、スターアジアリート以外の第三者から対抗提案があった場合には、本特別委員会が合理的に必要であると判断する範囲において、対抗提案について協議・交渉等を行うことができることにも合意し、第三者による対抗提案の機会を確保しました。本提案から本合併契約の締結に至るまで約10か月の期間があったにもかかわらず、本投資法人が投資法人みらいとの合併に先立ち実施したマーケット・チェックにおいてなされた提案を除き、第三者からの合併、買収、提携等の提案はなされていません。

#### イ 合併比率の算定における公正性担保措置

上記②～④に記載のとおり、両投資法人は、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーに合併比率に関する財務分析を依頼し、その財務分析の結果等の要因を総合的に勘案して合併比率を決定いたしました。

スターアジアリートは、本合併の公正性を担保するため、スターアジアリートの投資主のために独立第三者の算定機関である野村証券から、財務的見地より本合併の割当の内容に関して、一定の前提条件のもとで分析を行った合併比率算定書を取得しています。

一方、本投資法人は、本合併の公正性を担保するため、本投資法人の投資主のために独立第三者の算定機関であるみずほ証券から、財務的見地より本合併の割当の内容に関して、一定の前提条件のもとで分析を行った合併比率算定書を取得しています。

また、上記アに記載のとおり、本投資法人の特別委員会は、みずほ証券から、みずほ証券作成に係る合併比率算定書について、算定結果の内容並びに算定の前提条件及び算定過程において考慮した事項等について説明を受け、みずほ証券との間で質疑応答を行った上で、その内容について詳細に審議・検討を行いました。その結果、本特別委員会は、みずほ証券作成に係る合併比率算定書の内容について特に不合理な点は認められないと判断し、上記アに記載のとおりの内容の答申を行っています。

なお、両投資法人は、各フィナンシャル・アドバイザーから合併比率が両投資法人の投資主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しているものではありません。

(ii) 合併対価の一部として金銭を選択した理由

スターアジアリートは、本合併の効力発生日の前日に終了する、第7号議案による変更後の本投資法人の営業期間に係る本投資法人の投資主に対する金銭の分配の代わり金として、割当対象投資主に対して、その有する本投資法人の投資口1口につき、同営業期間に係る金銭の分配額見合いの合併交付金を、本合併の効力発生日後、本投資法人の当該営業期間に係る本投資法人の収益算定、合併交付金支払の事務手続等を考慮して合理的な期間内に支払うものとしします。

これは、本合併の効力発生日の前日に終了する本投資法人の最終の営業期間（本投資主総会に上程する予定の第7号議案による変更を前提として、2020年1月1日から2020年7月末日まで）における本投資法人の資産運用の成果を、本投資法人の投資主の皆様へ分配するため、分配金に代わる合併交付金として交付するものです。

(iii) 吸収合併存続法人の出資総額に関する事項についての定めに関する事項

本合併に際して増加すべきスターアジアリートの出資総額及び出資剰余金の額は、以下のとおりとします。ただし、スターアジアリート及び本投資法人は、効力発生日の前日におけるスターアジアリート及び本投資法人の財産状態を考慮して協議し合意の上、これを変更することができます。

- ① 出資総額：0円
- ② 出資剰余金：投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みません。）第22条第1項に定める投資主資本等変動額から上記①に定める額を減じて得た額

(2) 合併対価について参考となるべき事項

(i) 吸収合併存続法人（スターアジアリート）の規約の定め  
別紙2記載のとおりです。

(ii) 合併対価として交付される投資口の換価の方法に関する事項

- ① 当該投資口を取引する市場  
東京証券取引所 不動産投資信託証券市場
- ② 当該投資口の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者  
上記①の証券取引所の取引参加者又は会員である証券会社等となります。

(iii) 合併対価として交付される投資口の市場価格に関する事項

スターアジアリートの月別最高・最低投資口価格（終値）は以下のとおりです。

月別	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月
最高（円）	117,500	121,200	118,000	117,100	117,800	114,700
最低（円）	112,300	115,900	108,400	114,200	112,600	100,600

(3) 計算書類等に関する事項

(i) 吸収合併存続法人（スターアジアリート）についての事項

- ① スターアジアリートの最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書の内容  
別紙3記載のとおりです。
- ② スターアジアリートの最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
ア スターアジアリートは、以下のとおり本投資口分割を行うことについて決定しました。

#### <分割の目的>

本合併は、スターアジアリートを吸収合併存続法人とする吸収合併方式によって行われ、本投資口分割を考慮する前の合併比率は、スターアジアリート1に対し、本投資法人が0.89となります。しかしながら、かかる合併比率では、本投資法人投資口1口に対して、本投資口0.89口が割当交付されることとなり、交付される本投資口の口数が1口未満となる本投資法人の投資主が多数生じることとなります。そのため、本投資法人の全ての投資主に対し1口以上の本投資口を交付し、本合併後も本投資法人の投資主が本投資口を継続して保有することを可能とするべく、本投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行うこととしました。

#### <分割の方法>

本合併の効力発生日の前日である2020年7月31日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する投資口を、1口につき2口の割合をもって分割します。本投資口分割は、本合併契約が解除されていないことを条件として、本合併の効力発生日である2020年8月1日において効力を生じるものとします。

イ スターアジアリートは、2020年3月13日を取得予定日として、株式会社長谷工不動産及び株式会社LIXILリアルティから、それぞれ、アーバンパーク市ヶ尾及びアーバンパーク行徳に係る不動産信託受益権の取得を行うことについて、2020年3月2日付で売買契約を締結しています。

ウ スターアジアリートは、2020年7月1日及び2020年12月1日を譲渡予定日として、関電不動産開発株式会社に対しアルファベットセブンに係る不動産信託受益権（2020年7月1日については準共有持分40%、2020年12月1日については準共有持分60%）を譲渡することについて、2020年3月2日付で売買契約を締結しています。

#### (ii) 吸収合併消滅法人（本投資法人）についての事項

本投資法人の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 本投資法人は、本合併に伴い、決算期を現行の6月末日及び12月末日から1月末日及び7月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、本投資主総会に第7号議案として上程することを決定しています。当該規約変更に係る議案が本投資主総会において承認された場合には、本投資法人における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は2020年1月1日から2020年7月31日の7か月となります。
- ② 本投資法人は、本投資法人の投資主であるギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッドより、投資主総会決議取消訴訟の提起を受けていましたが、2020年2月27日付で棄却されています。

## 第6号議案 （合併成立を条件とする）資産運用委託契約の解約の件

本合併に伴い、本投資法人が締結している資産運用会社との資産運用委託契約を、本合併の効力発生日に、本合併の効力発生を条件として解約することとしましたので、かかる解約について承認をお願いするものです。

なお、スターアジアリートは、スターアジア投資顧問との間で資産運用委託契約を締結しており、本合併後においても同社が引き続き吸収合併存続法人であるスターアジアリートの資産の運用に係る業務を行う予定です。

本議案は、第5号議案「スターアジア不動産投資法人との吸収合併契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件とします。

## 第7号議案 規約一部変更（決算期変更）の件

### 1. 変更の理由

本合併の効力発生前の本投資法人の最終営業期間の決算期を、本合併の効力発生日の前日である2020年7月31日とすること等を目的として、本投資法人の決算期を毎年6月末日及び12月末日から毎年7月末日及び翌年1月末日とするとともに、本投資法人の第8期の営業期間を2020年1月1日から2020年7月末日とする変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現行規約	変更案
第45条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>6</u> 月末日まで、及び <u>7</u> 月1日から <u>12</u> 月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。但し、第 <u>4</u> 期営業期間は、 <u>平成30年3</u> 月1日から同年 <u>6</u> 月末日までとする。	第45条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年 <u>2</u> 月1日から <u>7</u> 月末日まで、及び <u>8</u> 月1日から <u>翌年1</u> 月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。但し、第 <u>8</u> 期営業期間は、 <u>2020年1</u> 月1日から同年 <u>7</u> 月末日までとする。

## 第8号議案 規約一部変更（本店の所在地変更）の件

### 1. 変更の理由

本投資法人が資産の運用を委託するスターアジア投資顧問の本店が港区に所在することを踏まえ、本投資法人の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現行規約	変更案
第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都港区に置く。



## 【投資主提案】

以下、第9号議案から第15号議案は、提案投資主により提出されたものです。以下のうち、「議案の要領及び提案の理由」の部分については、提案投資主から受領した「投資主提案権行使書」に記載の議題、議案の要領及び提案の理由を、議案番号等に係る形式的な調整のみを行った上で、転記しております。

### 第9号議案（投資主提案） 執行役員杉原亨解任の件

#### 1. 議案の要領及び提案の理由

##### (1) 議題

執行役員杉原亨解任の件

##### (2) 議案の要領

杉原亨を執行役員から解任する。

##### (3) 提案の理由

杉原亨氏（以下「杉原氏」といいます。）は、本投資法人とスターアジア不動産投資法人の合併（以下「SA合併」といいます。）の実現に向けて、本投資法人よりもスターアジアグループの利益を追求してきました。

杉原氏は、かつてスターアジア投資顧問株式会社の取締役を務め、辞任後もスターアジアグループにおける責任者として、スターアジア不動産投資法人の外部成長に寄与するプロジェクトに専念してきた人物です（スターアジア不動産投資法人の2019年4月26日付プレスリリース（<http://starasia-reit.com/file/news-4107f77bf9ad2b3bda7f3bb32d2fba3531dbb17d.pdf>）参照）。

杉原氏は、SA合併を実現する目的で、スターアジアグループに属するライオンパートナーズ合同会社の代表者として、本投資法人に対し、執行役員の入れ替えや資産運用委託契約の切替え等を求めてライオンパートナーズ合同会社が関東財務局長から招集許可を得て2019年8月30日付で開催した本投資法人の投資主総会（以下「先行投資主総会」といいます。）を開催し、実際には過半数の反対があり決議要件を満たしていないにもかかわらず、自身の執行役員選任、本投資法人とさくら不動産投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約の解約及び本投資法人とスターアジア投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約の締結が承認された外形を作出しましたが、最終目的であるSA合併についてはその承認を求める議案を付議せず、承認されていない状況です。本来、ある資産運用会社が複数の投資法人の資産運用を受託すると利益相反が生じるおそれがあることから、資産運用会社や執行役員の切り替えについては、関連する合併の承認決議が得られることを条件として投資主総会の承認を求めるのが通常です。にもかかわらず、杉原氏主導の下、スターアジアグループは、SA合併の承認に先行してスターアジア投資顧問株式会社がスターアジア不動産投資法人と本投資法人双方の資産運用会社となり得る状況を作り出し、杉原氏は現在、本投資法人の執行役員の地位を利用して、SA合併を強行しようとしております。

杉原氏は現時点ではスターアジアグループに関連する業務には携わっていないとのことですが、杉原氏の経歴や本投資法人の執行役員就任前後の経緯からも明らかなおり、杉原氏は本投資法人の執行役員となった後もなお、本投資法人よりもスターアジアグループの利益を優先する強いインセンティブを保有し続け、本投資法人及びその投資主との関係で深刻な利益相反状態が続いております（スターアジアグループがスターアジア不動産投資法人の投資口を約18%保有している一方、本投資法人の投資口は僅か約5%しか保有していないことから、スターアジアグループの利益が優先されることは明らかです。）。

このような状況を踏まえ、提案者は、杉原氏が有する深刻な利益相反は理論上の懸念に留まるものではなく、杉原氏は現に本投資法人の利益を優先しない行動をとっているものと判断いたしました。

提案者は、僅か約5%強の投資口しか保有していないスターアジアグループが、杉原氏を通じて、残る大多数の投資口を保有する投資主の皆様の利益を犠牲にして自身の利益を追求することを防ぐため、杉原氏を解任すべく、本議案を提案いたします。

## 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

### 【反対の理由】

第1号議案に記載のとおり、執行役員杉原亨からは、任期調整のため、本投資主総会の開会時点をもって執行役員を辞任したい旨の申し出を受けており、本投資主総会において本議案が上程されることとなる時点では、杉原亨は執行役員ではありません。そのため、本投資法人は、提案投資主に対し、上記の点を説明したうえで、本議案の取下げをする意向があるかを確認いたしましたが、提案投資主は取下げに応じませんでした。

このような経緯を踏まえ、本投資法人は、本議案の要領を提案投資主の提案どおり招集通知に掲載することとしましたが、本投資法人としては、第1号議案において記載しているとおり、杉原亨が本投資法人の執行役員として適任と判断していることから、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

## 第10号議案（投資主提案） 執行役員1名選任の件

### 1. 議案の要領及び提案の理由

#### (1) 議題

執行役員1名選任の件

#### (2) 議案の要領

以下の執行役員候補者を執行役員として選任する。

氏名 (生年月日)	経歴及び重要な兼職の状況	所有 投資口数
ミン 関 キョウ 庚 ビル 必 (1964年5月13日生)	1988年 6月 リーマン・ブラザーズ入社	0口
	1999年 4月 ムーアキャピタルジャパン ディレクター	
	2003年 7月 ゴールドマンサックス・リアリティ・ジャパン シニアバイス プレジデント	
	2006年 3月 モルガンスタンレー証券証券化商品部	
	2007年10月 ウェストエルビー銀行 マネージングディレクター	
	2012年 3月 トラストキャピタル株式会社 マネージングディレクター	
	2012年 8月 GI キャピタルマネージメント株式会社 ディレクター	
	2019年12月 さくら不動産投資顧問株式会社 マネージングディレクター 財務企画部 キャピタルマーケットヘッド (現任)	

上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、(本投資法人注：投資主提案権行使書の原文ママとしておりますが、本招集通知作成日現在ではさくら不動産投資顧問株式会社は本投資法人の資産運用会社ではございません。) さくら不動産投資顧問株式会社のマネージングディレクターを兼任しております。

上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### (3) 提案の理由

執行役員候補者である関庚必氏(以下「ミン氏」といいます。)は、日本及び米国において、不動産ファイナンス、企業買収、不良債権及びキャピタルマーケット分野で豊富な経験を有すると共に、国内外の不動産市場関係者に広範なネットワークを有する人物です。また、2019年12月よりさくら不動産投資顧問株式会社の財務企画部キャピタルマーケットヘッドとして、金融機関との関係構築や、年間運用予算の管理などの財務面を担当しているほか、本投資法人の外部監査の管理を担当しております。

提案者は、本投資法人の執行役員に必要な能力や経験を有し、本投資法人の状況を十分に把握しているミン氏こそが、本投資法人の投資主の利益を最大化することができ、執行役員として最も適任であると考えております。

なお、ミン氏は、スターアジアグループの役員となった事実はなく、第9号議案の提案理由で述べた杉原氏に生じている深刻な利益相反状態等はありません。

### 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたしません。

## 【反対の理由】

本議案は、第1号議案として本投資法人から上程している執行役員1名選任の件に関して、杉原亨に代えて、関庚必（ミン キョンピル）氏を本投資法人の執行役員として選任することを提案するものです。

杉原亨は、2019年8月30日午前10時より開催された本投資法人の投資主総会において、投資主の皆様のご賛同を得て本投資法人の執行役員に就任し（なお、提案投資主は当該総会決議の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴していましたが、2020年2月27日付東京地方裁判所判決（令和元年（ワ）第24747号）（以下「本判決」といいます。）において、提案投資主の請求を棄却する旨の判決が下されています。）、以後、本投資法人の投資主の皆様からの負託に応えるべく全力で邁進し、適切な運営に努めて参りました。具体的には、投資主利益最大化のため、合併協議に際して公正性を担保するために特別委員会を設置する等、利益相反に最大限留意しながら本合併に向けた取組みを進め、2020年3月2日付での本合併契約の締結を実現しました。

また、杉原亨は、日本の不動産分野、とりわけJ-REITに関して豊富な経験と人脈を有し、本投資法人の執行役員として必要な知識と経験を兼ね備えております（略歴等は、第1号議案をご参照下さい。）。

これに対して、関庚必氏は、過去、J-REITに関与した経験はありません。そして、本議案は、2020年1月31日付「投資主提案権行使書」によって本投資法人に提案されたものですが、当該書面が本投資法人に到達した時点では、関庚必氏がさくら不動産投資顧問株式会社に着任してからわずか2か月弱しか経っておらず、提案投資主が提案の理由として挙げる「金融機関との関係構築」や「外部監査の管理」についても実態はほとんどなく、到底「本投資法人の状況を十分に把握している」とは言えません。さらに、関庚必氏が本投資法人の執行役員への就任に同意しているかについても、本投資法人では確認ができておりません。

そのため、関庚必氏を執行役員として選任する必要はなく、本投資法人から上程している第1号議案の候補者である杉原亨が本投資法人の執行役員として適任であり、投資主利益にかなうものと判断しております。したがって、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

## 第11号議案（投資主提案） 監督役員金田繁解任の件

### 1. 議案の要領及び提案の理由

#### (1) 議題

監督役員金田繁解任の件

#### (2) 議案の要領

金田繁を監督役員から解任する。

#### (3) 提案の理由

金田繁氏（以下「金田氏」といいます。）は、スターアジアグループが招集した先行投資主総会において議長を務め、個人投資主が提出した委任状に係る議決権の相当数を議決権行使の集計結果に加えないうまま採決を行い、スターアジアグループが提案した各議案の承認可決を宣言いたしました。

金田氏は、上記の宣言の際、採決に至るまでに時間をかけ、自らの判断が誤りである可能性があり、誤りであった場合には決議の結果が変わる可能性がある旨を議場で投資主の皆様に対し述べたにもかかわらず、その後自らの議事運営について具体的な検証を行った形跡はありません。そもそも金田氏は、先行投資主総会に際して、本投資法人の監督役員として、自らSA合併に向けたスターアジアグループの提案が濫用的であるとして反対の立場を表明しておりましたが（本投資法人の2019年7月4日付プレスリリース（<http://sakurasogoreit.com/file/news-73687731975b5db10fc9b371a9e27e8028425586.pdf>）参照）、現在、杉原氏が推し進めようとしているSA合併や、スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約の締結に関して、先行投資主総会における議事運営の適切性の検証が完了するまで手続を停止させるといった措置をとっていることも窺われません。

このような状況を踏まえ、提案者は、金田氏は、本投資法人の利益を優先しない行動を取る執行役員・杉原氏の監督を十分に行っておらず、監督役員の資質に欠ける人物であると判断いたしました。

提案者は、本投資法人の執行役員の監督を適切に行える人物が、本投資法人の監督役員であるべきと考えるため、本投資法人の状況にふさわしい監督機能を果たしていない金田氏を解任すべく、本議案を提案いたします。

### 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

#### 【反対の理由】

第2号議案に記載のとおり、監督役員金田繁からは、任期調整のため、本投資主総会の開会時点をもって監督役員を辞任したい旨の申し出を受けており、本投資主総会において本議案が上程されることとなる時点では、金田繁は監督役員ではありません。そのため、本投資法人は、提案投資主に対し、上記の点を説明したうえで、本議案の取下げをする意向があるかを確認いたしました。提案投資主は取下げに応じませんでした。

このような経緯を踏まえ、本投資法人は、本議案の要領を提案投資主の提案どおり招集通知に掲載することとしましたが、本投資法人としては、第2号議案において記載しているとおり、金田繁が本投資法人の監督役員として適任と判断していることから、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

第12号議案（投資主提案） 監督役員1名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

(1) 議題

監督役員1名選任の件

(2) 議案の要領

以下の監督役員候補者を監督役員として選任する。

氏名 (生年月日)	経歴及び重要な兼職の状況	所有 投資口数
たか はし しゅう へい 高 橋 修 平 (1973年2月19日生)	1996年 4月 最高裁判所司法研修所 (50期)	0口
	1998年 4月 清水直法律事務所	
	2001年 8月 Bingham McCutchen Dana法律事務所	
	2001年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録	
	2002年 3月 清水直法律事務所	
	2008年 4月 高橋修平法律事務所 所長 (現任)	

上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

(3) 提案の理由

監督役員候補者である高橋修平氏（以下「高橋氏」といいます。）は、日本において、不動産取引を含む、会社再建案件、企業買収・M&A案件を中心に多数の企業法務分野及び関連諸分野において特に豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、とりわけ、企業買収・企業再生分野において、経営陣の業務執行の適法性や相当性について独立・公正な立場から判定し、有益な助言・監督を行ってきた実績と、かかる助言・監督に関する高度な識見を有しています。

提案者は、本投資法人の監督役員に必要な能力や経験を有する高橋氏こそが、本投資法人を取り巻く状況を的確に把握・分析し、本投資法人の経営の健全性を確保し、本投資法人の投資主の利益を保護する役割を担う監督役員として最も適切であり、同氏の選任こそが、本投資法人の投資主の利益を最大化することに資するものと考えております。

2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたしません。

## 【反対の理由】

本投資法人は、2019年8月30日午前10時より開催された本投資法人の投資主総会において、杉原亨を執行役員に選任することを投資主の皆様にご承認頂き、以後、執行役員杉原亨、監督役員金田繁及び諫山弘高という3名体制で役員会を構成し、迅速かつ効率的な投資法人の運営を実現してきております。

中でも、金田繁・諫山弘高は、それぞれ弁護士・公認会計士としての高い専門性を有し、2016年から4年近くに亘って本投資法人の監督役員を務めており、本投資法人の事業を深く理解するとともに、不動産ビジネスにも通暁しており、上場不動産投資法人の監督役員としてふさわしい知識・経験を有しております（両名の略歴等は、第2号議案をご参照下さい。）。また、両名は、本合併について、公正性を担保するために設置された特別委員会の委員として慎重に本合併に向けた検討を実施しており、本合併が本投資主総会で承認された場合には、本合併の効力発生までの間、本投資法人の運営を監督するのにまさにふさわしい者であるといえます。

これに対し、提案投資主が候補者としている高橋修平氏は、倒産処理・会社再建案件を中心とし、その他、企業内外における紛争処理、労働問題、コンプライアンス・内部統制、知財争訟（商標権訴訟等）、債権回収等の業務を手がけているとされており、不動産取引や不動産投資及び不動産証券化を専門とはしておらず、かつ、上場不動産投資法人に関与した経験も確認できないことから、上場不動産投資法人の監督役員として適任者であるとは判断できません。また、高橋修平氏が本投資法人の監督役員への就任に同意しているかについても、本投資法人では確認ができておりません。

そのため、高橋修平氏を監督役員として選任する必要はなく、法人提案である第2号議案の候補者である金田繁及び諫山弘高が本投資法人の監督役員として適任であり、投資主利益にかなうものと判断しております。したがって、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

## 第13号議案（投資主提案） スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約解約の件

### 1. 議案の要領及び提案の理由

#### (1) 議題

スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約解約の件

#### (2) 議案の要領

本投資法人とスターアジア投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約を解約する。

#### (3) 提案の理由

現在、スターアジア投資顧問株式会社は、本投資法人及びスターアジア不動産投資法人双方の資産運用会社を兼任しておりますが、第9号議案の提案理由で述べたとおり、ある資産運用会社が複数の投資法人の資産運用を受託することは、利益相反の観点から大きな問題があります。

特に、投資法人間の合併交渉においては、資産運用会社が中心的な役割を担うことから、同一の資産運用会社に資産運用を委託している投資法人間の合併では利益相反のおそれが顕在化します。SA合併についていえば、スターアジア投資顧問株式会社は、共通の利害関係を有するスターアジアグループの利益を優先することとなり、本投資法人の投資主の利益が蔑ろにされてしまうことは明らかなです。にもかかわらず、スターアジアグループに属するライオンパートナーズ合同会社の代表者であった杉原氏は、本投資法人の執行役員としてスターアジア投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約を締結いたしました。

提案者は、僅か約5%強の投資口しか保有していないスターアジアグループが、残る大多数の投資口を保有する投資主の皆様の利益を犠牲にして自身の利益を追求することを防ぐため、当該資産運用委託契約の解約を求め、本議案を提案いたします。

### 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

#### 【反対の理由】

本議案は、本投資法人とスターアジア投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約の解約を提案するものです。

スターアジア投資顧問株式会社については、2019年8月30日午前10時より開催された本投資法人の投資主総会において、本投資法人との資産運用委託契約の締結が承認可決され（なお、提案投資主は当該総会決議の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴していましたが、本判決において、提案投資主の請求を棄却する旨の判決が下されています。）、2020年3月1日から、本投資法人の資産運用会社としての業務を開始しております。

本議案は、2020年1月31日付「投資主提案権行使書」によって本投資法人に提案されたものですが、当該書面が本投資法人に到達した時点では、スターアジア投資顧問株式会社による資産運用は開始しておりませんので、提案投資主は、スターアジア投資顧問株式会社による資産運用の状況や結果について全く考慮することなく、スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約の解約を提案したこととなります。

さらに、提案投資主がスターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約を解約すべきとする理由も、2019年8月30日の投資主総会より前から提案投資主が主張し続けてきた内容と何ら変わるものではなく、スターアジア投資顧問株式会社に資産の運用を委託すべきでないことを示す新たな事情の存在を示すものではありません。すなわち、本投資法人とスターアジア投資顧問株式会社との間の資産運用委託契約の締結は、当該投資主総会において提案投資主の主張も踏まえた上で投資主の皆様により承認されたのであって、提案投資主による本議案の提案は議論の蒸し返しであると考えます。

そうであるにもかかわらず、適法になされた投資主総会の決議の内容を覆滅することのみを目的としてなされた本議案は、投資主の意思を無視するものであって、本投資法人の運用をいたずらに混乱させ、投資主



利益を毀損するものに他なりません。

そのため、本投資法人としては、スターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約の解約は、投資主利益に反し相当ではなく、実施すべきではないと考えます。したがって、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

なお、本議案が承認された場合の資産運用委託契約の解約日は、解約通知日から6か月が経過した日以降となるため、最短でも2020年9月30日となります。このため、第5号議案及び第6号議案で上程しております、本合併契約の承認議案及び資産運用委託契約の解約議案が承認可決され、本合併契約に定める効力発生予定日に本合併の効力が発生し、本投資法人が締結している資産運用委託契約が解約された場合、本議案に基づきスターアジア投資顧問株式会社との資産運用委託契約が解約されることはありません。

## 第14号議案（投資主提案） 資産運用委託契約締結の件

### 1. 議案の要領及び提案の理由

#### (1) 議題

資産運用委託契約締結の件

#### (2) 議案の要領

さくら不動産投資顧問株式会社との間で、別紙4の資産運用委託契約書を締結する。

さくら不動産投資顧問株式会社の名称、住所及び沿革は以下のとおり。

名称	さくら不動産投資顧問株式会社	
住所	東京都千代田区九段南三丁目8番11号	
沿革	2015年 7月 7日	設立
	2015年 8月14日	宅地建物取引業者としての免許取得（東京都知事（1）第98232号）
	2015年11月 4日	資本金を300万円から1億152万円に増額
	2016年 1月28日	宅地建物取引業法の取引一任代理等の認可取得（国土交通大臣認可第100号）
	2016年 3月25日	金融商品取引法第29条に基づく金融商品取引業者としての登録（関東財務局長（金商）第2907号）
	2016年 3月26日	一般社団投資法人投資信託協会入会（注）
	2016年 4月 1日	本投資法人との間で資産運用委託契約締結 （2020年2月29日付で解約）

（本投資法人注：投資主提案権行使書の原文ママとしておりますが、年月日については2016年3月26日は土曜日であり2016年5月26日の誤記、一般社団投資法人は一般社団法人の誤記と考えられます。）

#### (3) 提案の理由

第9号議案の提案理由で述べたとおり、本投資法人の資産運用をスターアジア投資顧問株式会社が担うことは、利益相反の観点から大きな問題があります。

これに対し、さくら不動産投資顧問株式会社は、他の投資法人との間で資産運用委託契約を締結しておらず、利益相反の問題は生じないため、本投資法人の投資主の利益を追求した行動を取ることが期待できます。また、同社は、直近まで本投資法人の資産運用会社を務め、本投資法人の資産運用状況を十分把握しており、従前の運用方針と一貫した投資運用を行うことができる点で、他の資産運用会社にはない強みを有します。また、さくら不動産投資顧問が資産運用会社を務めていた本投資法人は、スターアジア投資顧問が資産運用会社を務めるスターアジア不動産投資法人よりも優れた運用実績を有しています。一口当たりのNAV推移も、直近4年間で、スターアジア不動産投資法人が1.27%しか成長していないのに対し、本投資法人は2.22%の成長を遂げております。IPO時発行価格ベース平均分配額（売却益を除く。）利回りも、スターアジア不動産投資法人が5.3%であるのに対し、本投資法人は5.8%となっております。スターアジア不動産投資法人の一口あたりの分配金は変動が激しく、各期において資産売却益に依存しているため、その持続可能性に疑問があります。

加えて、本議案は、これまでの経緯に鑑み、従前、さくら不動産投資顧問株式会社との間で締結していた契約を、より投資主の皆様へ有利な内容（具体的には、別紙4別添2の運用報酬①の計算式で乗じる料率を0.40%から0.25%に、運用報酬②の計算式でNOIに乗じる料率を3%から2%に変更）となるよう変更することを併せて提案するものであり、かかる変更後の内容で資産運用委託契約を締結することにつき提案者が同社に打診したところ、同社から、本投資法人より正式に提案されることを条件に、原則として応諾する旨の内諾を頂いております。

## 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

### 【反対の理由】

本議案は、本投資法人とさくら不動産投資顧問株式会社との間で資産運用委託契約を締結することを提案するものです。

さくら不動産投資顧問株式会社は、2020年2月29日まで本投資法人の資産運用会社の地位にあったものですが、2019年8月30日午前10時より開催された本投資法人の投資主総会において、同社が投資主価値の最大化に資するとは言いがたい運用を続けていること、実行に至らなかった物件取得に関連して発生した専門家報酬等136百万円を本投資法人に負担させたことや本投資法人が上場後に物件取得を伴う公募増資を行うことができていないことを理由とする資産運用委託契約解約の件が上程され、承認可決されたために、資産運用委託契約の解約に至ったものです（なお、提案投資主は当該総会決議の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴していましたが、本判決において、提案投資主の請求を棄却する旨の判決が下されています。）。

本議案は、上記のように、本投資法人の資産運用会社としての適格性を欠くことが投資主総会において確認され、資産運用会社としての地位を失うに至ったさくら不動産投資顧問株式会社を、本投資法人の資産運用会社に復帰させることを目的とするものであり、投資主の皆様の意思に反し、投資主利益を損なう提案であることは明白です。

加えて、本投資法人として把握している限り、さくら不動産投資顧問株式会社においては、運用業務を担う人材の流出が続いており、そもそも上場不動産投資法人の資産運用会社として業務を担う体制を維持できなくなりつつあると認識しております。

そのため、本投資法人としては、さくら不動産投資顧問株式会社への資産運用業務の委託は、投資主利益に反し相当ではなく、実施すべきではないと考えます。したがって、本議案には役員会の全会一致により反対いたします。

第15号議案（投資主提案） 投資法人規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

(1) 議題

投資法人規約一部変更の件 (2)

(2) 議案の要領

本投資法人の投資法人規約を以下のとおり変更する。

(下線は変更部分を示す。)

現行規約	変更案
(新設)	<p>第12章 合併の場合の特則</p> <p>第55条 (本投資法人が合併をする場合の特則)</p> <p>1. 本投資法人とスターアジア不動産投資法人（その関連当事者その他実質的にこれらと同視できるものを含む。）との間の新設合併及び吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人となる場合及び吸収合併消滅法人となる場合のいずれをも含む。）を禁止する。但し、当該合併に係る合併契約の承認について、本投資法人の投資主総会において、出席した投資主の議決権の3分の2以上の賛成がある場合はこの限りではない。</p> <p>2. 前項但書に規定する投資主総会の決議については、第17条に定めるみなし賛成の規定は適用しない。</p> <p>3. 本条を直接又は実質的に変更する旨（別条において、本条と抵触する定めを置くことを含む。）の本規約の変更決議には、第17条に定めるみなし賛成の規定は適用しない。</p>

(下線は変更部分を示す。)

現行別紙 1	変更案
<p>1. 運用報酬①</p> <p>本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月後の日までの期間（以下「計算期間I」という。）及び計算期間Iの末日の翌日から当該決算期までの期間（以下「計算期間II」という。）の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.40%（年率）を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間I又は計算期間IIの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）とする。</p>	<p>1. 運用報酬①</p> <p>本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月後の日までの期間（以下「計算期間I」という。）及び計算期間Iの末日の翌日から当該決算期までの期間（以下「計算期間II」という。）の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.25%（年率）を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間I又は計算期間IIの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）とする。</p>
<p>2. 運用報酬②</p> <p>当該決算期を最終日とする営業期間の運用に対する対価として、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨てとし、かつ0円を下限とする。）とする。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>運用報酬②=NOI（※）×3%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率</p>	<p>2. 運用報酬②</p> <p>当該決算期を最終日とする営業期間の運用に対する対価として、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨てとし、かつ0円を下限とする。）とする。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>運用報酬②=NOI（※）×2%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率</p>

(本投資法人注)

なお、投資主提案権行使書には、本議案に関して「SA合併関連議案に先立って、審議・議決をすることを求める。また、本投資主総会において、SA合併関連議案が可決された場合であっても、各議案の承認の先後にかかわらず、本議案の承認決議の効力が当該合併契約及びその関連議案の承認議案の承認決議の効力に先立ち発生するものとし、当該合併契約及び関連議案の承認決議については、本議案による変更後の投資法人規約が適用される。」(原文ママ)との記載があります。

### (3) 提案の理由

第9号議案の提案理由で述べたとおり、提案者は、本投資法人の投資主の利益を害するSA合併に反対しております。

そこで、提案者は、本投資法人とスターアジア不動産投資法人との間の合併を原則的に禁止しつつ、投資主の皆様の現実の意思を重視するため、スターアジア不動産投資法人との合併であっても、みなし賛成決議の適用がない状態で、出席投資主の3分の2以上の賛成を得られれば、同社と本投資法人の合併を承認できる旨の条項を本投資法人の規約本文に追加することを提案いたします。本議案は、本投資法人の投資主の不利益を回避するために、投資主の皆様の現実の意思を確認するための措置であり、合理的かつ相当な規定であると考えております。

加えて、第14号議案の提案理由で述べたとおり、運用報酬をより投資主に利益のある形での資産運用委託契約の締結の内諾が、既にさくら不動産投資顧問株式会社から得られていることを踏まえ、規約上も、かかる報酬の制約が担保されるよう、別紙1の内容を併せて変更することを提案いたします。

## 2. 本投資法人役員会の意見

本投資法人役員会としては、本議案に反対いたします。

### 【反対の理由】

本議案は、(1)本投資法人とスターアジア不動産投資法人との合併を禁止する一方で、合併契約の承認について、投資主総会において出席投資主の3分の2以上の賛成がある場合にはこの限りではないとすること、(2)(1)の決議について、みなし賛成の規定を適用しないこと、(3)当該規約条項の変更決議について、みなし賛成の規定を適用しないこと、及び(4)本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬を減額することを目的とする規約変更を提案するものです。しかし、以下の理由から、本投資法人は本議案に役員会の全会一致により反対いたします。

そもそも、「規約」とは、投資法人の組織・運営・管理について定める基本的規則であって、特定の者との間の取引を狙い撃ちするような規定を設けることは、規約の性質に照らして適切ではありません。

また、本議案では、本投資法人とスターアジア不動産投資法人との合併禁止を解除する要件を「出席した投資主の議決権の3分の2以上の賛成」としていますが、投信法上、合併契約承認決議については「発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数」の賛成による必要があり、かつ、この要件を緩和することは投信法上認められておりません。投信法上、法律の規定に違反する規約の定めはできないとされているため(投信法第67条第6項)、本議案の適法性には投信法上疑義があります。なお、この点について本投資法人が提案投資主に照会を行ったところ、提案投資主からは、「本件提案権行使書の議題9における新設案55条1項但書は、同項柱書によるSA合併の禁止を解除する要件を定めるものであり、合併の承認自体の要件を定めるものではありません(合併の承認自体は、当然ながら投信法上の法定の定足数その他の要件を満たす必要があります。)」との回答がありました。しかしながら、提案投資主は、上記1.(3)に記載のとおり、自ら、「出席投資主の3分の2以上の賛成を得られれば、同社と本投資法人の合併を承認できる旨の条項を本投資法人の規約本文に追加することを提案致します。」と明記しているのであって、提案投資主の回答は、提案投資主自身の提案の理由の記載と明らかに矛盾しています。本投資法人は、提案投資主が自らの提案内容についての説明を変遷させていることに照らしても、本議案の適法性には投信法上疑義があると考えております。

さらに、本投資主総会において本合併契約の承認議案(第5号議案)及び当該合併に伴う資産運用委託契

約解約議案をご承認頂いた場合には、本投資法人は2020年8月1日をもって消滅し、同日付で本投資法人が締結している資産運用委託契約も解約されることとなります。そのため、現時点で運用報酬を減額する必要性は小さいものと考えております。

以上の理由から、本議案による規約変更は、適法性に疑義があり、かつ、必要性も乏しいことから、実施すべきではないと考えます。

## 合併契約書（写）

スターアジア不動産投資法人（以下「甲」という。）及びさくら総合リート投資法人（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併（以下「本合併」という。）に関し、以下の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続法人とし、乙を吸収合併消滅法人として、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）第147条に基づく吸収合併を行う。

### 第2条（合併当事法人の商号及び住所）

吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の商号及び住所は、以下の通りである。

#### (1) 吸収合併存続法人の商号及び住所

商号：スターアジア不動産投資法人

住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階

#### (2) 吸収合併消滅法人の商号及び住所

商号：さくら総合リート投資法人

住所：東京都千代田区九段南三丁目8番11号

### 第3条（甲の投資口の分割）

甲は、第13条で定める本合併の前提条件が全て成就されていることを条件として、本合併の効力が生じる日（以下「効力発生日」という。）の前日の甲の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の有する投資口1口を、効力発生日をもって投資口2口に分割（以下「本投資口分割」という。）する。

### 第4条（本合併に際して交付する投資口の口数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 甲は本合併に際し、効力発生日の前日の乙の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（甲、乙及び投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した乙の投資主（当該買取請求を撤回した投資主を除く。）を除く。以下「割当対象投資主」という。）の有する乙の投資口の合計数に1.78を乗じた数の、第3条による分割後の投資口を新たに発行し、割当対象投資主に対して、その有する乙の投資口1口につき、第3条による分割後の甲の投資口1.78口の割合をもって、割当交付する。ただし、かかる割当交付及び本合併の効力発生は、本投資口分割が効力発生日に効力を生じることを停止条件とし、本投資口分割が効力発生日に効力を生じない場合には、甲及び乙は誠実に協議し合意の上、第6条に規定する効力発生日を変更し、その他本合併の効力の発生に向けて必要な対応を執るものとする。
2. 前項において、割当対象投資主に対して交付しなければならない甲の投資口の口数に1口に満たない端数があるときには、甲は投信法第149条の17の規定に従って、その端数を処理する。

### 第5条（吸収合併存続法人の出資総額に関する事項）

本合併に際して増加すべき甲の出資総額及び出資剰余金の額は、以下の通りとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日の前日における甲及び乙の財産状態を考慮して協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 出資総額：0円

(2) 出資剰余金：投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第22条第1項に定める投資主資本等変動額から前号に定める額を減じて得た額

## 第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2020年8月1日とする。ただし、甲及び乙は、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により、別途協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

## 第7条（投資主総会）

1. 甲は、2020年3月31日又は甲及び乙が別途合意により定める日に、投資主総会を開催して、(i) 投信法第149条の7第1項の規定に基づく本契約の承認の議案及び(ii) その他甲及び乙が別途合意により定める内容の議案について、承認を求める。
2. 乙は、2020年3月30日又は甲及び乙が別途合意により定める日に、投資主総会を開催して、(i) 投信法第149条の2第1項の規定に基づく本契約の承認の議案、(ii) 本合併の効力発生を停止条件とする資産運用委託契約の解約の議案及び(iii) その他甲及び乙が別途合意により定める内容の議案について、承認を求める。

## 第8条（本合併後の甲の商号及び関係法人等）

1. 甲の商号は、本合併後においては、スターアジア不動産投資法人とする。
2. 本合併後の甲の資産運用会社（投信法第2条第21項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社（投信法第2条第22項に定める資産保管会社をいう。以下同じ。）、一般事務受託者（投信法第117条各号に定める事務の委託を受ける投信法第2条第23項に定める一般事務受託者をいう。以下同じ。）及び会計監査人は、本合併に際して変更しない。
3. 乙は、本合併の効力発生を条件として、乙の資産運用会社との間の資産運用委託契約、資産保管会社との間の資産保管委託契約、一般事務受託者との一般事務委託契約及び会計監査人との間の監査契約（乙の2020年7月末日を決算期とする営業期間に関して金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）に基づき必要とされる乙の財務諸表の監査に係る部分を除く。）並びにその他甲及び乙が別途合意により定める契約について、効力発生日をもって解約する。
4. 前三項にかかわらず、甲及び乙は、別途協議し合意の上、これらに定める内容を変更することができる。

## 第9条（合併交付金）

甲は、効力発生日の前日に終了する乙の営業期間に係る乙の投資主に対する金銭の分配の代わり金として、割当対象投資主に対して、その有する乙の投資口1口につき以下の算式により算定される金額（1円未満切捨て）の合併交付金を、効力発生日後、乙の当該営業期間に係る乙の収益算定、合併交付金支払の事務手続等を考慮して合理的な期間内に支払うものとする。

$$1口当たり合併交付金の金額 = \frac{\text{効力発生日の前日における乙の分配可能利益の額}}{\text{効力発生日の前日における乙の発行済投資口数}}$$

上記の算式における「効力発生日の前日における乙の発行済投資口数」は、効力発生日の前日における乙の発行済投資口数から割当対象投資主以外の乙の投資主が保有する投資口数を控除した口数とする。

## 第10条（金銭の分配）

1. 甲は、効力発生日までの間に、2020年1月31日に終了する営業期間に係る決算期における分配可能利益の額（投信法第136条第1項に定める利益の額をいう。）を限度とする、甲の2020年1月31日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対する金銭の分配を除き、投資主に対する金銭の分配及び投資主との合意による投資口の有償取得は行わないものとする。
2. 乙は、効力発生日までの間に、2019年12月31日に終了する営業期間に係る金銭の分配として、総額704,630,116円（投資口1口当たり2,116円）を、乙の2019年12月31日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して分配するものとし、かかる金銭の分配を除き、投資主に対する金銭の分配及び投資主との合意による投資口の有償取得は行わないものとする。
3. 前二項にかかわらず、効力発生日が2020年8月1日より後の日に変更された場合には、金銭の分配の取扱いについては、甲及び乙は両者間で協議し合意の上、これを決定する。



## 第11条（法人財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日現在における乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

## 第12条（誓約事項）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、また、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者その他の第三者をして行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（投資口の発行、投資法人債の発行、新規の借入れ（既存借入金の返済のために行う借入れは除く。）、物件の売却又は取得に係る契約の締結又はその実行を含むが、これらに限られない。）については、事前に相手方の同意を得た上で、これを行うものとする。ただし、本契約に明示的に定めるもの及び本契約締結日において締結済の契約に基づくものは、この限りではない。
2. 甲及び乙はそれぞれ、効力発生日までの間に、それぞれの事業若しくは財務状態又は本合併に重大な影響を与える合理的可能性がある事象（借入れに係る契約違反、甲又は乙による法令違反及び当局からの指摘等を含むが、これらに限られない。）を知ったときは、直ちに相手方に通知するものとする。この場合、甲及び乙は、対応策について誠実に協議し検討するものとし、かつ、当該事象を解決するよう最大限努力する。

## 第13条（本合併の条件）

効力発生日の前日において、以下のいずれかの本合併の効力発生の前提条件が成就されていない場合、又は効力発生日の前日までに以下のいずれかの本合併の効力発生の前提条件が成就されることが明らかになった場合（ただし、いずれの場合も、自ら又はその資産運用会社の責めに帰すべき事由により当該前提条件が成就されない場合を除く。）、本契約当事者は、効力発生日に先立ち相手方当事者に対して書面により通知することにより、相手方当事者に対する何らの責任又は支払義務を負うことなく（ただし、当該通知を行った当事者に本契約の別の条項についての違反がある場合の責任及び支払義務はこの限りではない。）、本契約を解除することができる。

- (1) 本合併に関し又はこれに関連して企図された事項を遂行するために必要とされる甲及び乙の各投資主総会の承認（第7条第1項及び第2項に定める各議案についての承認を含むが、これらに限られない。）その他適用法令に従った手続の完了及び許認可等の取得が完了していること
- (2) 甲及び乙において、契約（本契約を含む。）上の義務違反、財務制限条項違反及び金銭債務（公租公課を含む。）の支払遅延がないこと（ただし、いずれも軽微なものを除く。）
- (3) 甲及び乙において、期限の利益喪失事由の発生（時の経過若しくは通知又はその双方により期限の利益喪失事由となるものを含む。）、支払停止又は支払不能がないこと
- (4) 甲又は乙に対して貸付けを行っている全ての金融機関から、本合併の実行及び効力発生日以降の借入れの基本的条件（なお、借入れに係る契約については、本合併後に甲において財務制限条項違反、誓約事項違反及び期限の利益喪失事由が発生しないために必要な手当てを含む。）について予め承諾が得られており、かかる承諾が撤回されていないこと
- (5) 甲及び乙が、それぞれ、米国証券法上、本合併について、Form F-4による届出手続が必要とされない旨を合理的に確認したこと
- (6) 甲又は乙が破産手続開始、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始の申立てを受けていないこと
- (7) 甲及び乙並びに甲及び乙の資産運用会社において、監督官庁からの登録の取消、業務の全部又は一部の停止その他本合併の遂行に重大な支障が生じ又は重大な悪影響を及ぼす行政処分を受けていないこと
- (8) 上記の他、本合併の実現を著しく阻害し又は著しく困難にすると合理的に判断される事由が存在しないこと。

#### 第14条（合併条件の変更及び本契約の解約）

本契約締結日以降効力発生日までの間において、（i）甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、（ii）本合併の実施が不可能若しくは著しく困難となったと合理的に判断される場合、（iii）その他の事由により本合併の目的の達成が困難となった場合、又は（iv）これらの事態が生じうる事由が明らかとなった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し、合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解約することができる。

#### 第15条（公表）

甲及び乙は、本契約の締結又はそれらの内容、その他本合併に関して対外発表を行う場合には、その内容、時期及び方法等について、当事者間で事前に合意の上、これを行うものとする。

#### 第16条（費用負担）

本契約の締結及び履行に関連して効力発生日前に甲及び乙に発生した費用（甲及び乙のそれぞれが選任する弁護士、公認会計士、税理士、調査会社、アドバイザーその他の専門家に対する報酬等の費用を含むが、これらに限られない。なお、本合併の効力発生を条件として発生する費用は含まれない。）の負担については、甲及び乙がそれぞれ自己に発生する費用を負担するものとし、乙は自ら負担すべき費用については、効力発生日までに終了する営業期間において、費用として計上するものとする。

#### 第17条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

#### 第18条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第19条（誠実協議）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書正本を2通作成し、甲及び乙は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2020年3月2日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階  
スターアジア不動産投資法人  
執行役員 加藤 篤志

乙 東京都千代田区九段南三丁目8番11号  
さくら総合リート投資法人  
執行役員 杉原 亨

## 投資法人規約

スターアジア不動産投資法人

# スターアジア不動産投資法人規約

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

本投資法人は、スターアジア不動産投資法人と称し、英文ではStar Asia Investment Corporationと表示する。

### 第2条（目 的）

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として特定資産（投信法に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち不動産等資産（第29条第1項第1号①乃至④に定める資産を意味する。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。

### 第3条（本店の所在地）

本投資法人は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（公告方法）

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 投 資 口

### 第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己投資口の取得）

1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。
2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。

### 第6条（発行可能投資口総口数）

1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、1,000万口とする。
2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。
3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。

### 第7条（投資口の取扱規則）

投資主名簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、その他の投資口に関する手続並びにその手数料については、法令及び本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。

### 第8条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。

### 第3章 投資主総会

#### 第9条（招集及び開催）

1. 投資主総会は、2017年10月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の10月1日及びその日以後遅滞なく招集する。
2. 前項のほか、投資主総会は、法令に定めがある場合、その他必要がある場合に随時招集する。
3. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。
4. 投資主総会は、東京都23区内において開催する。
5. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して書面をもって、又は法令の定めるところに従い電磁的方法により、その通知を発するものとする。但し、第1項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。

#### 第10条（議長）

投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

#### 第11条（決議）

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数で行う。
2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
3. 前項の場合には、投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。

#### 第12条（書面による議決権の行使）

1. 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。
2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

#### 第13条（電磁的方法による議決権の行使）

1. 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。
2. 電磁的方法により行使された議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

#### 第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

#### 第15条（基準日等）

1. 直前の決算期（第34条に定義する。以下同じ。）から3ヶ月以内に投資主総会を開催する場合、本投資法人は、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって当該投資主総会において権利を行使すべき投資主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって投資主総会において権利を行使すべき投資主とすることができる。
3. 投資主総会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。
4. 執行役員は、前項で定める議事録を本投資法人の本店に10年間備え置くものとする。

### 第4章 執行役員及び監督役員

#### 第16条（執行役員及び監督役員の員数）

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。

#### 第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）

1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。
2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
3. 補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとする。

#### 第18条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。

1. 執行役員の報酬は、1人当たり月額80万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。
2. 監督役員の報酬は、1人当たり月額40万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。

#### 第19条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）

本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

### 第5章 役員会

#### 第20条（招集）

1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。
2. 役員会の招集通知は、役員会の日日の3日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して発するものとする。但し、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略すること

ができる。

3. 役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、それぞれ役員会の招集を請求することができる。

#### 第21条（決議等）

1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。
2. 役員会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。
3. 執行役員は、前項に基づき作成される議事録を本投資法人の本店に10年間備え置くものとする。

#### 第22条（役員会規則）

役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規則による。

### 第6章 会計監査人

#### 第23条（会計監査人の選任）

会計監査人は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。

#### 第24条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。

#### 第25条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）

会計監査人の報酬は、1営業期間2,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後1ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

#### 第26条（会計監査人の投資法人に対する責任）

本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議によって、会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

### 第7章 資産運用の対象及び方針

#### 第27条（資産運用の基本方針）

本投資法人は、中長期的な観点で、運用資産の内部成長及び外部成長を実現させ、もって投資主の利益の最大化を図ることを目指し、資産の運用を行うものとする。

#### 第28条（投資態度）

1. 本投資法人は、本投資法人の財産の総額の2分の1を超える額を不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする。
2. 本投資法人は、不動産等資産に対して投資するに際しては、不動産等資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産については、主として、事務所の用に供する不動産、物流の用に供する不動産、商業の用に供する不動産、居住の用に供する不動産及び宿泊の用に供する不動産に分散して投資するもの



とする。

3. 投資対象地域は、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう。）、大阪圏（大阪市及びその近隣地域をいう。）、名古屋圏（名古屋市及びその近隣地域をいう。）、福岡圏（福岡市及びその近隣地域をいう。）、札幌圏（札幌市及びその近隣地域をいう。）並びにその他政令都市及びそれに準ずる都市を対象とする。
4. 本投資法人は、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等の急激な変化等予期し得ない事由が発生し、投資主の利益を毀損する恐れが生じた場合は、前各項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るために必要な措置を講ずることができるものとする。
5. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。

#### 第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）

1. 本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。
  - (1) 不動産等（以下の①乃至⑤に掲げる資産を総称していう。以下同じ。）
    - ① 土地及びその定着物、地上権、土地及びその定着物の賃借権（以下、総称して「不動産」という。）
    - ② 不動産の賃借権
    - ③ 地上権（区分地上権を含む。）
    - ④ ①乃至③に掲げる資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）
    - ⑤ ①乃至③に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - (2) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（以下の①乃至⑤に掲げる資産を総称していう。以下「不動産対応証券」という。）
    - ① 匿名組合出資持分証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項第5号に規定する匿名組合出資持分をいい、当該匿名組合の営業者が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）
    - ② 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に規定する優先出資証券をいい、当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の2分の1を超える額について不動産等に対する投資として運用するものに限る。）
    - ③ 受益証券（投信法第2条第7項に規定する投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）をいい、当該投資信託の投資信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）
    - ④ 投資証券（投信法第2条第15項に規定する投資証券（振替投資口を含む。）をいい、当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）
    - ⑤ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益証券をいい、当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）
  - (3) その他の特定資産
    - ① 預金
    - ② コールローン
    - ③ 国債証券（金商法第2条第1項第1号に規定するものをいう。）
    - ④ 地方債証券（金商法第2条第1項第2号に規定するものをいう。）
    - ⑤ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に規定するものをいう。）

- ⑥ 特定社債券（金商法第2条第1項第4号に規定するものをいう。）
  - ⑦ 社債券（金商法第2条第1項第5号に規定するものをいう（但し、新株予約権付社債券を除く。）。）
  - ⑧ 譲渡性預金証書
  - ⑨ 貸付信託の受益証券（金商法第2条第1項第12号に規定するものをいう。）
  - ⑩ コマーシャル・ペーパー（金商法第2条第1項第15号に規定するものをいう。）
  - ⑪ 不動産等に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。）その他これに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権（以下「不動産関連ローン等金銭債権」という。）
  - ⑫ 不動産関連ローン等金銭債権に投資することを目的とする合同会社が発行する社債券
  - ⑬ 不動産関連ローン等金銭債権を信託する信託の受益権（⑪乃至⑬に掲げる資産を総称して「不動産関連ローン等金銭債権等」という。）
  - ⑭ 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第7号に規定するものをいう。但し、本(3)に別途定めるものを除く。以下同じ。）
  - ⑮ 金銭債権を信託する信託の受益権（但し、不動産等、不動産対応証券及び本(3)に別途定めるものを除く。）
  - ⑯ 信託財産を主として①乃至⑮に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - ⑰ 株式（実質的に不動産等若しくは不動産対応証券に投資することを目的とする場合又は不動産等若しくは不動産対応証券の運用に付随若しくは関連して取得する場合に限る。）
  - ⑱ デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に規定するものをいう。）
  - ⑲ 有価証券（投信法施行令第3条第1号に規定するものをいう。不動産等、不動産対応証券並びに本(3)及び次項に該当するものを除く。）
  - ⑳ 地役権、地役権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含む。）、信託財産を主として地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権、当事者の一方が相手方の行う地役権の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として地役権に対する投資として運用し、及び当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
  - ㉑ 投信法施行令第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備
2. 本投資法人は、前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産等若しくは不動産対応証券に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資することができる。
- ① 商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）に定めるものをいう。）
  - ② 著作権等（著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）に定めるものをいう。）
  - ③ 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
  - ④ 動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。）に規定されるもののうち、設備、備品、車両その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。但し、前項第3号㉑に該当するものを除く。）
  - ⑤ ①乃至④に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - ⑥ 特定出資（資産流動化法第2条第6項に規定するものをいう。）
  - ⑦ 持分会社（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第575条第1項に定めるものをいう。）の社員権
  - ⑧ 民法上の組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権、地上権若しくは地役権又はこれらの資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）を組合財産とし、

その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限る。)

- ⑨ 保険契約に基づく権利（不動産等又は不動産対応証券への投資に係るリスクを軽減することを目的として取得する場合に限る。）
- ⑩ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他、これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）
- ⑪ 不動産等及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利

### 第30条（投資制限）

- 1. 前条第1項第3号及び第2項に掲げる資産については、安全性及び換金性又は前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。不動産関連ローン等金銭債権等については、本投資法人の総資産の5%に相当する金額の範囲内で運用を行うものとする。
- 2. 前条第1項第3号⑩に掲げるデリバティブ取引に係る権利については、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

### 第31条（組入資産の貸付の目的及び範囲）

- 1. 本投資法人は、運用資産の効率的運用を図り、高い運用成果を獲得するため、原則として運用資産のうち不動産（本投資法人が取得する不動産関連資産（不動産等及び本投資法人が取得する不動産関連資産の裏付けとなる不動産を総称していう。以下同じ。）の裏付けとなる不動産を含む。）について、賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）するものとする。
- 2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際して、敷金、保証金等その他これらに類する金銭を受入れ又は差入れることがあり、それらの金銭を受入れた場合には、第27条に定める資産運用の基本方針及び第28条に定める投資態度に基づき運用する。
- 3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付を行うことがある。

### 第32条（資産評価の原則）

- 1. 本投資法人は、運用資産の評価にあたっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとする。
- 2. 本投資法人は、運用資産の評価にあたっては、評価の信頼性の確保に努めるものとする。
- 3. 運用資産の評価にあたっては、継続性を原則とする。

### 第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）

- 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（その後の改正を含む。以下「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」という。）、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。

#### (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第29条第1項第1号①乃至③に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。

#### (2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第29条第1項第1号④に定めるもの）

信託財産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第1項第1号⑤に定めるもの）  
信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。
- (4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第29条第1項第2号①に定めるもの）  
匿名組合の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。
- (5) 不動産対応証券（第29条第1項第2号②乃至⑤に定めるもの）  
当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。
- (6) 有価証券等（第29条第1項第3号③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮、⑰及び⑲に定めるもの）  
当該有価証券等の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。
- (7) 金銭債権（第29条第1項第3号⑪、⑭に定めるもの）  
取得価額から、貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した価格とする。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とする。
- (8) 金銭の信託の受益権（第29条第1項第3号⑯に定めるもの）  
信託財産の構成資産が第4号、第5号又は第6号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。
- (9) デリバティブ取引に係る権利（第29条第1項第3号⑰に定めるもの）
- ① 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務  
基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。
  - ② 金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務  
市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価にあたっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。
  - ③ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。
- (10) その他  
上記に定めがない場合には、一般社団法人投資信託協会制定の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。

2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権  
原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額
  - (2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額
3. 資産評価の基準日は、各決算期とする。但し、第29条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末日とする。

#### 第34条（決算期）

本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。

#### 第35条（金銭の分配の方針）

##### 1. 分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。
- (2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）に定める投資法人に係る課税の特例に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。
- (3) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。

##### 2. 利益を超える金銭の分配

経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により、若しくは投資主の利益を最大化するため、役員会において適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（一般社団法人投資信託協会規則を含む。）において定める金額を加算した額を上限とする。

##### 3. 分配金の分配方法等

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

##### 4. 一般社団法人投資信託協会規則

本投資法人は、第1項乃至第3項のほか、金銭の分配にあたっては、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に従うものとする。

##### 5. 分配金請求権の除斥期間

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとする。なお、未払分配金には利息は付さないものとする。

### 第36条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）

1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、金商法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定する機関投資家に該当する者に限る。）からの借入れに限るものとする。
2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。
3. 借入金の限度額は、1兆円とし、投資法人債発行の限度額は、1兆円とする。但し、その合計額が1兆円を超えないものとする。

### 第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）

1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。

#### （1）期中報酬Ⅰ

運用資産評価総額に、0.3%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を期中報酬Ⅰとする。なお、運用資産評価総額とは、以下のAとBの合計額とする。

- A. 第29条第1項第1号の不動産等のうち①乃至④について、当該営業期間の末日における当該各資産の鑑定評価額（当該営業期間の末日における鑑定評価を取得していない場合には、売却価格（売買契約等に定める代金額をいい、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）とする。）と取得価格（売買契約等に定める代金額をいい、取得報酬その他の取得に係る費用及び消費税等を除く。）のうちいずれか低い価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じ、年間日数（閏年以外の年は365日とし、閏年は366日とする。以下同じ。）で除した金額の合計額
- B. 第29条第1項第1号の不動産等のうち⑤及び同条項第2号の不動産対応証券並びに同条項第3号のその他の資産のうち⑩乃至⑬の不動産関連ローン等金銭債権等に係る資産について、当該営業期間の末日において当該各資産を第33条第1項に定める方法により評価した価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じて年間日数で除した金額の合計額

#### （2）期中報酬Ⅱ

本投資法人の当該営業期間の末日における期中報酬Ⅱ控除前分配可能金額（日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（期中報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいう。）を当該営業期間の末日における発行済投資口の総口数で除した金額（以下「期中報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」と100分の0.002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨て）（すなわち、以下の計算式で算出される金額）を期中報酬Ⅱとする。

期中報酬Ⅱ＝期中報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.002%を上限とする料率（1円未満切捨て）

なお、発行済投資口の総口数については、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。

(3) 取得報酬

新規の不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等を取得した場合、当該不動産等、当該不動産対応証券又は当該不動産関連ローン等金銭債権等の取得価格（売買契約等に定める代金額をいい、取得報酬その他の取得に要する費用及び消費税等を除く。）の1%（但し、本投資法人が資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者から新規の不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等を取得した場合には、0.5%）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を取得報酬とする。

(4) 譲渡報酬

不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等を譲渡した場合、当該不動産等、当該不動産対応証券又は当該不動産関連ローン等金銭債権等の譲渡価格（売買契約等に定める代金額をいい、譲渡報酬その他の譲渡に要する費用及び消費税等を除く。）の1%（但し、本投資法人が資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者に対して不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等を譲渡した場合には、0.5%）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を譲渡報酬とする。

(5) 合併報酬

本投資法人の新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人となる場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下、併せて「合併」と総称する。）の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額（以下「評価額」という。）の合計額に1%（但し、本投資法人が資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当する投資法人又は利害関係者がその資産の運用を受託している投資法人と合併を行った場合には、0.5%）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を合併報酬とする。

2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。

(1) 運用報酬Ⅰ：営業期間終了後3ヶ月以内。

(2) 運用報酬Ⅱ：営業期間終了後3ヶ月以内。

(3) 取得報酬：不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等の取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末まで。

(4) 譲渡報酬：不動産等、不動産対応証券又は不動産関連ローン等金銭債権等の譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末まで

(5) 合併報酬：合併の効力発生日の属する月の翌月末まで（なお、新設合併の場合には、新設合併設立法人が、本投資法人が吸収合併消滅法人となる場合には、吸収合併存続法人がそれぞれ支払いを行うものとする。）。

### 第38条（損益の帰属）

資産運用会社の運用により本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は、全て本投資法人に帰属する。

### 第39条（諸費用の負担）

1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び資産運用会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。

2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。

(1) 投資口及び新投資口予約権の発行、投資法人債の発行、上場及び上場維持に関する費用（投資証券及び新投資口予約権証券の作成、印刷及び交付に係る費用、引受証券会社への手数料を含む。）

(2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

- (3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- (4) 法令に定める計算書類、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）
- (5) 本投資法人の公告に係る費用並びに広告宣伝及びIR活動等に関する費用
- (6) 専門家等（法律顧問、税務顧問、会計顧問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含む。）に対する報酬及び費用
- (7) 執行役員、監督役員に係る実費、保険料等、会計監査に係る報酬、並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- (8) 運用資産の取得及び管理・運営に関する費用（登記関連費用、デューデリジェンス等の調査に係る費用、信託報酬及び信託費用、広告宣伝費、媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）
- (9) 借入金及び投資法人債に係る利息、融資手数料、引受手数料その他の諸費用
- (10) 本投資法人の格付け取得及び維持に係る費用
- (11) 本投資法人の運営に要する費用
- (12) その他前各号に付随関連する又はそれらに類する本投資法人が負担すべき費用

#### 第40条（消費税及び地方消費税）

本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法上課税対象項目とされるもの（以下、併せて「課税対象項目」と総称する。）に課される消費税等を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお、本規約記載の金額は、特段の定めがあるものを除き、全て消費税等抜き金額とする。

### 第8章 業務及び事務の委託

#### 第41条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）

1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。
2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務（以下「一般事務」という。）については、第三者に委託する。
3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口の募集に関する事務及び投資証券の発行に関する事務は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務について委託契約を締結するものとする。

制定： 2015年11月25日  
改定： 2016年3月10日  
改定： 2017年10月26日  
改定： 2019年10月30日



別紙3 スターアジア不動産投資法人の最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書

- I. 資産運用報告
- II. 貸借対照表
- III. 損益計算書
- IV. 投資主資本等変動計算書
- V. 注記表
- VI. 金銭の分配に係る計算書
- VII. キャッシュ・フロー計算書 (参考情報)

# I. 資産運用報告

## 1. 資産運用の概況

### (1) 投資法人の運用状況等の推移

期 別		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
		自 2017年2月1日 至 2017年7月31日	自 2017年8月1日 至 2018年1月31日	自 2018年2月1日 至 2018年7月31日	自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
営業収益	(百万円)	3,211	3,194	2,810	3,844	3,785
うち不動産賃貸事業収益	(百万円)	2,312	2,408	2,791	3,224	3,334
営業費用	(百万円)	1,113	1,142	1,234	1,438	1,559
うち不動産賃貸事業費用	(百万円)	836	841	963	1,088	1,214
営業利益	(百万円)	2,098	2,051	1,576	2,406	2,225
経常利益	(百万円)	1,833	1,876	1,305	2,073	1,965
当期純利益	(百万円)	1,832	1,802	1,305	2,049	1,964
総資産額	(百万円)	83,609	82,154	93,553	111,079	110,240
(対前期比)	(%)	(24.1)	(△1.7)	(13.9)	(18.7)	(△0.8)
純資産額	(百万円)	41,892	41,870	47,287	54,839	54,739
(対前期比)	(%)	(20.8)	(△0.1)	(12.9)	(16.0)	(△0.2)
有利子負債額	(百万円)	38,730	37,350	43,230	52,340	51,580
出資総額	(百万円)	40,031	40,031	45,832	52,745	52,745
発行済投資口の総口数	(口)	414,300	414,300	470,624	540,824	540,824
1口当たり純資産額	(円)	101,116	101,063	100,477	101,400	101,215
分配金総額	(百万円)	1,832	1,689	1,305	2,011	1,960
1口当たり分配金	(円)	4,423	4,077	2,773	3,720	3,625
うち1口当たり利益分配金	(円)	4,423	4,077	2,773	3,720	3,625
うち1口当たり利益超過分配金	(円)	—	—	—	—	—
総資産経常利益率 <sup>(注3)</sup>	(%)	2.4	2.3	1.5	2.0	1.8
(年換算値)	(%)	(4.9)	(4.5)	(3.0)	(4.0)	(3.6)
自己資本利益率 <sup>(注3)</sup>	(%)	4.8	4.3	2.9	4.0	3.6
(年換算値)	(%)	(9.7)	(8.5)	(5.9)	(8.0)	(7.2)
期末自己資本比率 <sup>(注3)</sup>	(%)	50.1	51.0	50.5	49.4	49.7
(対前期増減)	(%)	(△1.4)	(0.9)	(△0.4)	(△1.2)	(0.3)
配当性向 <sup>(注3)</sup>	(%)	100.0	93.7	100.0	98.2	99.8
<b>【その他参考情報】</b>						
当期運用日数	(日)	181	184	181	184	181
期末投資物件数	(件)	24	23	29	34	34
減価償却費	(百万円)	287	305	355	409	415
資本的支出額	(百万円)	190	182	281	262	189
賃貸NOI (Net Operating Income) <sup>(注3)</sup>	(百万円)	1,763	1,871	2,184	2,545	2,535
FFO (Funds from Operation) <sup>(注3)</sup>	(百万円)	1,221	1,335	1,661	1,860	1,957
1口当たりFFO <sup>(注3)</sup>	(円)	2,948	3,224	3,529	3,440	3,620
期末総資産有利子負債比率 (LTV)	(%)	46.3	45.5	46.2	47.1	46.8

(注1) 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月31日まで及び8月1日から翌年1月31日までの各6ヶ月間です。

(注2) 特に記載のない限りいずれも記載未満の数値については切捨て、比率は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 以下の算定式により算出しています。

総資産経常利益率	$\text{経常利益} \div \{ (\text{期首総資産額} + \text{期末総資産額}) \div 2 \} \times 100$
自己資本利益率	$\text{当期純利益} \div \{ (\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2 \} \times 100$
期末自己資本比率	$\text{期末純資産額} \div \text{期末総資産額} \times 100$
配当性向	1口当たりの分配金 (利益超過分配金は含まない) $\div$ 1口当たり当期純利益 $\times 100$ 第3期、第5期及び第6期の配当性向については、期中に公募増資を行ったことにより、期中の投資口数に変動が生じているため、次の算式により算出しています。 $\text{分配金総額 (利益超過分配金を含まない)} \div \text{当期純利益} \times 100$
賃貸NOI (Net Operating Income)	不動産賃貸事業収益 $-$ 不動産賃貸事業費用 $+ 減価償却費$
FFO (Funds from Operation)	当期純利益 $+ 減価償却費 - 不動産等売却損益$
1口当たりFFO	$\text{FFO} \div \text{発行済投資口の総口数}$

## (2) 当期の資産の運用の経過

### ① 投資法人の主な推移

本投資法人は、総合型不動産投資法人として2016年4月に資産規模61,493百万円（取得価格ベース、以下同じです。）で株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場しました。これまでに3度の物件取得を伴う公募増資を実行し、前期（2019年1月期）末までに資産規模1,000億円超にまで成長しました。また、上場以降、投資主利益の最大化を基本理念とし、既成概念にとらわれることなく様々な施策を検討・実行するアクティブマネジメントを標榜して参りました。これまでに4度の資産入替を実行し、これら資産入替によりポートフォリオを強化するとともに物件の売却益の実現や、本書の日付現在、上場不動産投資法人の中では本投資法人のみが実績を持つメザニンローン債権への投資は、その代表例として挙げられます。

当期（2019年7月期）においては、スポンサーグループより取得していた優先交渉権を活用し、「アミューズメントメディア学院新館」（取得価格1,020百万円）を取得したことにより、資産規模は102,374百万円（本書の日付現在。匿名組合出資及びメザニンローン債権投資を除きます。）となりました。また、運用ガイドラインにおいて投資対象エリア（「拡大東京圏」）を追加し、より多くの外部成長機会の獲得を図るとともに、「OHAビル」を信託財産とする信託受益権を運用資産とする匿名組合出資を実行し、併せて当該ビルに係る優先交渉権を取得しました。加えて、翌期（2020年1月期）に入り、本書の日付現在までに、4物件（オフィス2物件、商業施設1物件、住宅1物件）に係る優先交渉権を取得し、将来の外部成長原資を確保しました。これにより本書の日付現在において、本投資法人が保有する優先交渉権取得物件は10物件（オフィス3物件、商業施設1物件、住宅4物件、学生専用レジデンス2物件）となっています。

さらに、当期において、スターアジアグループは、本投資法人及びさくら総合リートの合併に向けた提案を行っており、2019年8月30日に開催されたさくら総合リートの投資主総会の決議結果は、スターアジアグループの提案に沿った決議結果となっています。このことから、本投資法人は、本投資法人とさくら総合リートとの合併を目的とするスターアジアグループの提案がさくら総合リートの投資主の皆様にも支持されていると考えています。今後、本投資法人は、本投資法人及びさくら総合リートの合併に向けた諸手続きを迅速かつ着実に実行し、本投資法人及びさくら総合リートの投資主利益の最大化に資する合併の実現を目指します<sup>(注)</sup>。

上記のとおり資産規模の拡大及びスターアジアグループと協働した資産規模拡大施策を実行するとともに、運用資産における賃貸事業収入の増加、賃貸事業費用の圧縮に努め、内部成長を実現しました。  
(注) 本投資法人は、本書の日付現在、さくら総合リートとの合併の実現に向けた準備作業を行っていますが、さくら総合リートと本投資法人との間で合併契約は締結されておらず、かつ、合併の実現には双方の投資法人の投資主総会における決議が必要であり、かかる合併が実行される保証はありません。

### ② 投資環境と運用実績

#### 投資環境：

当期における経済環境は、2019年上半期の実質経済成長率（2次速報値）において第1四半期0.6%（年率2.2%）増、第2四半期0.3%（年率1.3%）増と、概ね良好な状態が継続しました。とりわけ、GDPの約6割を占める個人消費は、改元に伴う大型連休等により堅調となりました。一方で、企業収益は一進一退の動きをみせつつも高水準を維持していますが、継続する米中貿易摩擦の影響などで輸出の低迷が続きました。米中貿易摩擦の激化、英国のEUからの合意なき離脱懸念などから世界経済の見通しは不透明であり、2019年7月末に米連邦準備理事会は、2008年以降で初めてとなる利下げを決定しています。こうした状況の中、日経平均株価は、2019年年初の19,561.96ポイントから当期末には21,521.53ポイントまで上昇し、一旦、20,500ポイント程度を挟んだボックス圏で推移していましたが、足元では21,000ポイントを超える水準まで回復しています。我が国の長期金利については、世界経済の先行きの不透明感もあり、日銀による金融緩和姿勢が継続され、マイナス0.25%程度で推移しています。

上記環境の中、東証REIT指数は、2019年年初の1,750.87ポイントから2019年7月には2007年以来お

よそ11年半ぶりに2,000ポイントを超え、足元でも2,000ポイントを超える水準を維持しています。安定的な分配を継続しているJ-REITに対する見直しが進み、相対的に高利回りの投資商品として選好されている状況が継続していると考えられます。

不動産の売買マーケットにおいては、良好な資金調達環境が継続する中、引き続き上場REIT、私募REIT、海外投資家、国内事業法人等の様々なマーケット参加者が投資活動を継続していることから、取引利回りが低水準で推移し、需給がタイトな状況が継続しています。また、不動産の賃貸マーケットにおいては、比較的良好な我が国の経済状況からテナントの床需要は旺盛な状況が継続しており、特に本投資法人が投資対象としている中規模オフィスにおいては需給が引き締まった状況が継続するものと考えられます。こうした状況を受け、不動産の流動性及び収益性は引き続き堅調であると認識しています。

#### (オフィス賃貸市場)

シービーアールイー株式会社（以下「CBRE」といいます。）のマーケット調査によれば、2019年第2四半期における東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）のオフィスの空室率は0.5%と引き続き低水準にあり、継続的にオフィス床に対する需要が旺盛なことが推定できます。今後も東京エリアを中心に、オフィス賃貸市場は堅調な傾向が継続していくものと考えています。

#### (住宅賃貸市場)

総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告2018年結果」によると、東京都23区や札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市などの大都市圏（主要都市）においては、引き続き人口の流入超過の状況にあり、人口増加が継続しています。また、新設住宅着工戸数（貸家）は、国土交通省の2019年6月に係る「建築着工統計調査報告」によると前年同月比10ヶ月連続で減少しており、供給の増加は落ち着いていることから、住宅賃貸市場は今後も底堅く推移していくものと考えています。

#### (物流施設賃貸市場)

CBREのマーケット調査によれば、2019年第2四半期の首都圏大型マルチテナント型物流施設の空室率は約2.7%と引き続き低水準にあります。また、需要の強さを背景に、首都圏全体の実質賃料指数は前年同期比で+1.9%となっています。今後もEコマース需要の増加等を背景に、物流施設の賃貸市場は堅調に推移していくものと考えています。

#### (ホテル市場)

訪日外国人の増加に伴う宿泊施設の不足感から、新規開発やコンバージョンなどにより新たな宿泊施設の供給がなされています。CBREの調査によれば、2021年までに開業が予定されている主要9都市（東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、京都、広島、仙台及び那覇）のホテル客室数は約8万室で、2018年末の既存ストック数の約24%に相当する規模が新たに供給される見込みです。しかしながら、2020年に4,000万人を目標としている堅調な訪日外国人の増加基調を勘案するに、ラグビーワールドカップ及び東京オリンピック・パラリンピックといった国際的祭典による観光客数の上積みが増えれば、今後も当該新規客室供給を上回る宿泊需要を見込むことができるものと考えています。

#### 運用実績：

上記の環境認識の下、物件毎の特性を勘案したリーシング戦略に基づき、リーシングエージェントと協働したリーシング活動に注力しました。当期末現在における運用資産（取得価格の合計102,374百万円）の稼働率は97.6%と引き続き高水準となっています。

### ③ 資金調達の概要

本投資法人は、当期も引き続き、財務基盤の安定性向上を図るべく、返済期限の分散、金利変動リスクを低減するための支払金利の固定化を意識した財務運営を行いました。

博多駅東113ビル（準共有持分51%）の売却代金及び第6期に係る消費税等還付金を原資とした借入返済を実行するとともに、2019年2月のアミューズメントメディア学院新館の取得資金に充当するため、700百万円を短期借入れにて調達し、2019年4月に、返済期限の到来した長期借入金7,300百万円と合わせて8,000百万円の借換を実行し、同時に金利スワップを設定しました。

上記の結果、当期末日（2019年7月31日）現在の借入残高は、51,580百万円となり、総資産に占める有利子負債の割合（以下「LTV」といいます。）は46.8%となりました。

### ④ 業績及び分配の概要

上記の運用の結果、本投資法人は当期の実績として営業収益3,785百万円、営業利益2,225百万円、経常利益1,965百万円、当期純利益1,964百万円を計上しました。

分配金については、本投資法人の規約第35条第1項に定める分配方針に基づき、租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配することとしています。かかる方針に従い、利益分配金（利益超過分配金は含みません。）については、法人税等の税金費用の負担を最小化できる金額以上であり、発行済投資口の総口数540,824口の整数倍となる1,960,487,000円を分配することとしました。以上の結果、1口当たり利益分配金は3,625円となりました。

(3) 増資等の状況

本投資法人設立以降当期末までの出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額 (千円) (注11)		備考
		増減	残高	増減	残高	
2015年12月1日	私募設立	2,000	2,000	200,000	200,000	(注1)
2016年1月14日	私募増資	95,000	97,000	9,500,000	9,700,000	(注2)
2016年4月19日	公募増資	235,900	332,900	22,705,375	32,405,375	(注3)
2016年5月17日	第三者割当増資	11,800	344,700	1,135,750	33,541,125	(注4)
2017年4月4日	公募増資	66,200	410,900	6,173,017	39,714,142	(注5)
2017年4月24日	第三者割当増資	3,400	414,300	317,043	40,031,185	(注6)
2018年2月1日	公募増資	53,641	467,941	5,525,130	45,556,316	(注7)
2018年2月27日	第三者割当増資	2,683	470,624	276,354	45,832,670	(注8)
2018年9月5日	公募増資	66,857	537,481	6,584,077	52,416,747	(注9)
2018年10月2日	第三者割当増資	3,343	540,824	329,218	52,745,966	(注10)

(注1) 本投資法人の設立に際して、1口当たり発行価額100,000円にて投資口を発行しました。

(注2) 1口当たり発行価額100,000円にて投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり発行価格100,000円(引受価額96,250円)にて、新規物件の取得資金の調達等を目的とする公募による新投資口を発行しました。

(注4) 1口当たり発行価額96,250円にて、借入金の返済を目的とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(注5) 1口当たり発行価格96,720円(引受価額93,248円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募による新投資口を発行しました。

(注6) 1口当たり発行価額93,248円にて、借入金の返済を目的とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(注7) 1口当たり発行価格106,724円(引受価額103,002円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募による新投資口を発行しました。

(注8) 1口当たり発行価額103,002円にて、借入金の返済を目的とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(注9) 1口当たり発行価格101,985円(引受価額98,480円)にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募による新投資口を発行しました。

(注10) 1口当たり発行価額98,480円にて、借入金の返済を目的とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(注11) 一時差異等調整引当額に係る利益超過分配の実施に伴う出資総額控除額は考慮していません。

【投資証券の取引所価格の推移】

本投資法人の投資証券が上場する東京証券取引所不動産投資信託証券市場における期別の最高・最低価格(終値)は以下のとおりです。

期別	第3期 自 2017年2月1日 至 2017年7月31日	第4期 自 2017年8月1日 至 2018年1月31日	第5期 自 2018年2月1日 至 2018年7月31日	第6期 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	第7期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
最高	109,600円	118,300円	112,400円	109,900円	120,900円
最低	92,900円	101,000円	101,600円	100,000円	103,700円

#### (4) 分配金等の実績

本投資法人の規約第35条第1項に定める分配方針に基づき、租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配することとしています。かかる方針に従い、利益分配金（利益超過分配金は含みません。）については、法人税等の税金費用の負担を最小化できる金額以上であり、発行済投資口の総口数540,824口の整数倍となる1,960,487,000円を分配することとしました。以上の結果、1口当たり利益分配金は3,625円となりました。

	第3期 自 2017年2月1日 至 2017年7月31日	第4期 自 2017年8月1日 至 2018年1月31日	第5期 自 2018年2月1日 至 2018年7月31日	第6期 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	第7期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
当期純利益総額 (千円)	1,832,513	1,802,173	1,305,316	2,049,646	1,964,506
当期末処分利益総額 (千円)	1,832,669	1,802,393	1,418,609	2,163,215	2,115,855
利益留保額 (千円)	220	113,292	113,568	151,349	155,368
金銭の分配金総額 (千円)	1,832,448	1,689,101	1,305,040	2,011,865	1,960,487
(1口当たり分配金) (円)	(4,423)	(4,077)	(2,773)	(3,720)	(3,625)
うち利益分配金総額 (千円)	1,832,448	1,689,101	1,305,040	2,011,865	1,960,487
(1口当たり利益分配金) (円)	(4,423)	(4,077)	(2,773)	(3,720)	(3,625)
うち出資払戻総額 (千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
出資払戻総額のうち一時差異等調整引当額からの分配金総額 (千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額のうち1口当たり一時差異等調整引当額分配金) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
出資払戻総額のうち税法上の出資等減少分配からの分配金総額 (千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額のうち税法上の出資等減少分配からの分配金) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

#### (5) 今後の運用方針

##### ① 次期の見通し

今後の我が国経済は、足元の経済環境は良好なもの、長引く米中の貿易摩擦によるグローバル経済への影響等から、株式市場、為替等が影響を受ける可能性があり、金融資本市場の変動に留意する必要があると考えています。また、これまで好調に推移していたインバウンド需要は、今後もアジア新興国での中間所得層の拡大などを背景に、緩やかな増加が続くと予想されるものの、輸出管理強化等を背景とした日韓関係の悪化により、インバウンド消費全体の約7分の1を占める韓国からの訪日客が大きく減少する懸念があります。

一方で、当面の日本銀行による金利抑制策の継続、2020年の東京オリンピック開催に向けたインフラや施設整備に伴う積極的な投資の継続、海外からの投資資金の流入等から日本の不動産マーケットは堅調に推移するものと考えています。本年10月に行われる予定の消費税の引き上げを経済の下押し要因として認識する一方で、軽減税率の導入などの消費税増税対策や、今後の経済及び金融政策に対する議論を注視する必要があると考えています。

## ② 今後の運用方針及び対処すべき課題

### (イ) 外部成長戦略

本投資法人は、投資主利益の最大化を理念として掲げ、収益の「安定性」と「成長性」を基軸として、オフィス、商業施設、住宅、物流施設、ホテル及び学生専用レジデンスへ投資する総合型リートです。投資対象とするアセットタイプの特性を見極め、投資対象エリアのマーケットを精緻に分析し、厳選投資を行うことにより、収益の「安定性」と「成長性」を取り込むことのできるポートフォリオの構築を追求します。

### (ロ) 内部成長戦略

管理運営に係る基本的な考え方として、費用の最適化を目指し、各運用資産の特性を見極め、当該特性に即した最適なプロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）及びビルディング・マネジメント会社（以下「BM会社」といいます。）を選定し、PDCAシステム（Plan・Do・Check・Actionシステム）に基づき適切にモニタリングし、常に最適なPM会社及びBM会社を継続的に起用できる体制を構築しています。こうした体制に基づき各運用資産の利益を第一に考えた運用管理を行って参ります。なお、各アセットタイプに関する内部成長戦略は以下のとおりです。

#### (オフィス・住宅)

稼働率の維持、向上のため、大手仲介会社のみならず各運用資産の特性に応じ、地元の仲介会社等も含めて広範に物件情報を提供し、迅速に多数のテナント候補を確保し成約に努めます。また、賃貸借契約の更新に際して、周辺相場賃料と契約賃料の間に乖離があるテナントの場合には、賃料増額交渉を行います。

加えて、機能の維持のための守備的な修繕だけでなく、テナントへの訴求性を高めるため、共用部の改修等のリノベーション工事等も積極的に実施します。

#### (物流施設・ホテル)

物流施設、ホテルに関しては、シングルテナント又は少数のテナントが賃借している状況のため、テナントと定期的にコミュニケーションを図り、テナントとの良好な関係構築に努め、テナントからの要望等を適時に把握し、これら要望等にきめ細かく対応することによりテナントの満足度を向上させるべく努め、長期間の入居及び賃料増額を目指します。

### (ハ) 財務戦略

本投資法人は中長期的な収益の維持・拡大及び運用資産規模の成長を実現することを目指して安定的かつ健全な財務基盤を構築することを目指します。

#### (エクイティ・ファイナンス)

新投資口の発行は、運用資産の規模と価値の成長を目的として、既存投資主の権利の希薄化及びそれに伴う投資口の取引価格の動向等に配慮しつつ、新たに取得する不動産等の取得時期及びスポンサーのウェアハウジング機能の活用可能性、LTV水準、金融環境及び経済市況等を総合的に勘案して決定します。

#### (デット・ファイナンス)

資金の借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行に際しては、資金調達機の機動性と財務の安定性のバランスに配慮します。

具体的には長期比率、固定比率、返済期限の分散、調達方法（借入れ・投資法人債）、借入れ先の分散、コミットメントラインの設定等を検討します。

#### (LTV)

主として物件の新規取得のために資金余力に配慮したLTVコントロールを行います。運用ガイドラインにより、LTVは原則として60%を上限とします。

## (6) 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。



## 2. 投資法人の概況

### (1) 出資の状況

期 別	第3期 (2017年7月31日)	第4期 (2018年1月31日)	第5期 (2018年7月31日)	第6期 (2019年1月31日)	第7期 (2019年7月31日)
発行可能投資口総口数 (口)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
発行済投資口の総口数 (口)	414,300	414,300	470,624	540,824	540,824
出資総額 (百万円)	40,031	40,031	45,832	52,745	52,745
投資主数 (人)	17,048	16,544	17,506	19,371	17,778

### (2) 投資口に関する事項

2019年7月31日現在の投資主のうち、保有する投資口の比率が高い上位10名は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有投資口数 (口)	発行済投資口の 総口数に対する 所有投資口数の 割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	49,799	9.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	38,606	7.1
STAR ASIA CAPITAL I LLC	24,195	4.5
STAR ASIA CAPITAL II LLC	24,195	4.5
STAR ASIA CAPITAL III LLC	24,195	4.5
STAR ASIA CAPITAL IV LLC	24,195	4.5
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	16,257	3.0
野村信託銀行株式会社 (投信口)	15,981	3.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	14,802	2.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	8,317	1.5
合 計	240,542	44.5

(注) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(3) 役員等に関する事項

① 当期における執行役員、監督役員及び会計監査人は以下のとおりです。

役職名	氏名又は名称	主な兼職等	当該営業期間における役職毎の報酬の総額(千円)
執行役員 (注1、2)	加藤 篤志	スターアジア投資顧問株式会社 代表取締役社長	—
監督役員 (注1、3)	玉木 雅浩	玉木法律事務所 弁護士 株式会社ウェルスプリングインベストメンツホールディングス 監査役 株式会社プライメックスキャピタル 監査役	1,200
	原田 辰也	原田辰也公認会計士事務所 公認会計士 青藍公認会計士共同事務所 公認会計士 株式会社南青山会計コンサルティング 代表取締役 全日本火災共済協同組合連合会 会計監査人	1,200
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	—	8,500

(注1) 加藤篤志は、本投資法人の投資口を自己の名義で77口所有しています。監督役員は本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。

(注2) 執行役員は、本投資法人から報酬を受け取っていません。

(注3) 監督役員は、上記記載以外の法人の役員である場合がありますが、上記を含めていずれも本投資法人との利害関係はありません。

② 会計監査人の解任及び不再任の決定の方針

会計監査人の解任については、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）の定めに従い、また、不再任については、監査の品質、監査報酬額等その他諸般の事情を総合的に勘案して、本投資法人の役員会において検討します。

(4) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者

2019年7月31日現在における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は以下のとおりです。

委託区分	名称
資産運用会社	スターアジア投資顧問株式会社
資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（投資主名簿等管理人）	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（機関運営）	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（会計）	三井住友信託銀行株式会社

### 3. 投資法人の運用資産の状況

#### (1) 不動産投資法人の資産の構成

資産の種類	主たる用途	地域等 (注1)	第6期 2019年1月31日現在		第7期 2019年7月31日現在	
			保有総額 (百万円) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)
信託不動産	オフィス	東京圏	19,128	17.2	20,172	18.3
		東京圏以外	16,920	15.2	15,896	14.4
	住宅	東京圏	12,447	11.2	12,435	11.3
		東京圏以外	3,140	2.8	3,135	2.8
	物流施設	東京圏	31,004	27.9	30,877	28.0
	ホテル	東京圏	12,857	11.6	12,830	11.6
東京圏以外		7,842	7.1	7,804	7.1	
小計			103,340	93.0	103,151	93.6
投資有価証券			628	0.6	723	0.7
長期貸付金			300	0.3	300	0.3
預金・その他の資産			6,809	6.1	6,065	5.5
資産総額			111,079	100.0	110,240	100.0

(注1) 東京圏とは、オフィスについては、東京23区、横浜市及び川崎市を指し、その他のアセットタイプ（住宅、物流施設及びホテル）については、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を指します。以下同じです。

(注2) 保有総額は、決算日時点における貸借対照表計上額（信託不動産については、減価償却後の帳簿価額）であり、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 対総資産比率は、資産総額に対する各資産の保有総額の比率を表しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。

#### (2) 主要な保有資産

2019年7月31日現在における本投資法人の主要な保有資産（帳簿価額上位10物件）の概要は以下のとおりです。

物件番号 (注1)	不動産等の名称	帳簿価額 (百万円)	賃貸可能 面積 (㎡) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	稼働率 (%) (注4)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%) (注5)	主たる用途
LGC-03	船橋ロジスティクス	7,836	38,086.56	34,901.67	91.6	8.2	物流施設
OFC-12	東神戸センタービル	7,679	16,931.82	15,171.96	89.6	9.4	オフィス
LGC-01	岩槻ロジスティクス	6,693	30,190.81	30,190.81	100.0	6.1	物流施設
RSC-02	アーバンパーク代官山	6,393	5,977.18	5,865.64	98.1	5.9	住宅
OFC-08	アサヒビルディング	6,344	8,672.01	8,672.01	100.0	6.7	オフィス
OFC-03	本町橋タワー	5,905	10,489.58	10,489.58	100.0	6.7	オフィス
LGC-04	原木ロジスティクス	4,675	12,185.78	非開示 (注6)	100.0	非開示 (注6)	物流施設
HTL-03	ベストウェスタン東京西葛西	3,866	5,293.88	5,293.88	100.0	3.0	ホテル
LGC-02	横浜ロジスティクス	3,786	18,142.08	非開示 (注6)	100.0	非開示 (注6)	物流施設
HTL-04	ベストウェスタン横浜	3,264	4,686.09	4,686.09	100.0	2.4	ホテル
合計		56,446	150,655.79	145,599.50	96.6	56.5	

(注1) 物件番号は、本投資法人の各運用資産について、オフィス（OFC）、商業施設（RTL）、住宅（RSC）、物流施設（LGC）及びホテル（HTL）に分類し、分類毎に順に付した番号を記載しています。以下、同じです。

(注2) 賃貸可能面積は、各運用資産に係る建物の賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられる部分の面積を記載しています。

(注3) 賃貸面積は、各運用資産に係る各賃貸借契約に記載された賃貸面積の合計を記載しています。なお、当該各運用資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリース契約（以下「パススルー型マスターリース」といいます。）の対象物件についてはエンドテナントとの間の賃貸借契約上の賃貸面積の合計を記載し、マスターリース契約の賃料が固定賃料となる旨合意されたマスターリース契約（以下「賃料保証型マスターリース」といいます。）の対象物件についてはマスターリース契約上の賃貸面積を記載しています。

(注4) 稼働率は、各運用資産に係る賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。また、合計欄は、各運用資産に係る賃貸可能面積の合計に対して賃貸面積の合計が占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注5) 対総不動産賃貸事業収益比率は、各運用資産の不動産賃貸事業収入を全資産に係る合計額で除した比率を示しています。

(注6) エンドテナント等の承諾が得られていないため、開示していません。

### (3) 不動産等組入資産明細

2019年7月31日現在における本投資法人が保有する不動産等の概要は以下のとおりです。

物件番号	不動産等の名称	所在地（注1）	所有形態	賃貸可能面積（㎡）	期末算定価額（百万円）（注2）	期末帳簿価額（百万円）
OFC-01	南麻布渋谷ビル	東京都港区南麻布4-11-30	信託受益権	3,263.08	3,070	2,974
OFC-03	本町橋タワー	大阪府大阪市中央区本町橋1-5	信託受益権	10,489.58	6,950	5,905
OFC-04	西新宿松屋ビル	東京都渋谷区代々木4-31-6	信託受益権	3,521.03	2,490	1,829
OFC-05	アルファベットセブン	東京都港区赤坂7-6-38	信託受益権	2,464.59	2,530	1,839
OFC-06	渋谷MKビル	東京都渋谷区渋谷3-3-2	信託受益権	1,612.88	3,190	2,095
OFC-08	アサヒビルディング	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8	信託受益権	8,672.01	7,610	6,344
OFC-09	博多駅イーストプレイス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-1-26	信託受益権	4,632.70	2,570	2,310
OFC-10	日本橋浜町パークビル	東京都中央区日本橋浜町2-35-4	信託受益権	1,911.84	1,510	1,461
OFC-11	ミュージメントメディア学院本館	東京都渋谷区東2-29-8	信託受益権	1,892.18	2,660	2,596
OFC-12	東神戸センタービル	兵庫県神戸市東灘区本山南町8-6-26	信託受益権	16,931.82	7,470	7,679
OFC-13	ミュージメントメディア学院新館	東京都渋谷区東2-27-9	信託受益権	781.33	1,120	1,031
RSC-01	アーバンパーク麻布十番	東京都港区麻布十番2-12-12	信託受益権	1,986.76	2,370	2,089
RSC-02	アーバンパーク代官山	東京都渋谷区猿樂町9-8	信託受益権	5,977.18	8,000	6,393
RSC-05	アーバンパーク難波	大阪府大阪市浪速区稲荷2-7-22	信託受益権	2,584.81	1,610	1,520
RSC-06	アーバンパーク護国寺	東京都豊島区雑司が谷1-5-4	信託受益権	1,964.04	1,530	1,511
RSC-07	アーバンパーク柏	千葉県柏市柏3-10-13	信託受益権	2,954.77	1,190	1,249
RSC-08	アーバンパーク緑地公園	大阪府吹田市千里山西4-37-7	信託受益権	5,508.94	1,630	1,615
RSC-09	アーバンパーク高円寺	東京都杉並区高円寺北3-19-12	信託受益権	1,365.48	1,180	1,191
LGC-01	岩槻ロジスティクス	埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮字水保上719-1	信託受益権	30,190.81	7,150	6,693
LGC-02	横浜ロジスティクス	神奈川県横浜市神奈川区出田町1-1	信託受益権	18,142.08	4,060	3,786
LGC-03	船橋ロジスティクス	千葉県船橋市日の出2-20-3	信託受益権	38,086.56	8,650	7,836
LGC-04	原木ロジスティクス	千葉県市川市原木2526-42	信託受益権	12,185.78	4,860	4,675
LGC-05	所沢ロジスティクス	埼玉県所沢市下富735-1	信託受益権	5,994.75	1,350	1,355
LGC-06	船橋西浦ロジスティクスI	千葉県船橋市西浦2-15-11	信託受益権	14,018.82	3,020	2,952
LGC-07	船橋西浦ロジスティクスII	千葉県船橋市西浦2-1-3	信託受益権	6,315.87	842	832
LGC-08	松伏ロジスティクス	埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字宿通2410-3	信託受益権	19,833.47	2,850	2,745
HTL-01	R&Bホテル梅田東	大阪府大阪市北区曽根崎1-6-15	信託受益権	3,940.93	2,310	2,131
HTL-02	スマイルホテルなんば	大阪府大阪市浪速区幸町3-3-9	信託受益権	1,711.42	1,610	1,695
HTL-03	ベストウェスタン東京西葛西	東京都江戸川区西葛西6-17-9	信託受益権	5,293.88	3,860	3,866
HTL-04	ベストウェスタン横浜	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-29-1	信託受益権	4,686.09	3,250	3,264
HTL-05	ホテルWBF福岡天神南	福岡県福岡市中央区春吉3-23-32	信託受益権	2,281.49	2,010	1,974

物件番号	不動産等の名称	所在地（注1）	所有形態	賃貸可能面積（㎡）	期末算定価額（百万円）（注2）	期末帳簿価額（百万円）
HTL-06	グランジット秋葉原	東京都千代田区外神田4-4-6	信託受益権	1,089.06	2,520	2,513
HTL-07	ベストウェスタン東京西葛西グランデ	東京都江戸川区西葛西6-19-18	信託受益権	2,755.19	3,210	3,186
HTL-08	ホテルWBFアートステイなんば	大阪府大阪市浪速区日本橋5-8-25	信託受益権	2,061.46	1,990	2,003
合 計				247,102.68	112,222	103,151

（注1）所在地は、各運用資産の住居表示を記載しています。住居表示のない場合には、登記簿に記載の代表的な建物所在地又は登記簿に記載の代表的な地番を記載しています。

（注2）期末算定価額は、本投資法人の規約に定める資産評価方法及び基準並びに一般社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所及び株式会社谷澤総合鑑定所の不動産鑑定士が作成した2019年7月31日を価格時点とする不動産鑑定評価書に記載された評価額を記載しています。

本投資法人が保有する不動産等の賃貸状況は次のとおりです。

物件番号	不動産等の名称	第6期 (2018年8月1日～2019年1月31日)				第7期 (2019年2月1日～2019年7月31日)			
		テナント総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (注2)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	テナント 総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (注2)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)
OFC-01	南麻布渋谷ビル	5	100.0	95	3.0	5	100.0	97	2.9
OFC-03	本町橋タワー	5	100.0	217	6.7	5	100.0	223	6.7
OFC-04	西新宿松屋ビル	10	100.0	101	3.1	10	100.0	105	3.2
OFC-05	アルファベットセブン	9	100.0	76	2.4	8	88.6	73	2.2
OFC-06	渋谷MKビル	4	100.0	76	2.4	4	100.0	76	2.3
OFC-07	博多駅東113ビル（注4）	34	100.0	67	2.1	—	—	0	0.0
OFC-08	アサヒビルディング	21	100.0	215	6.7	20	100.0	221	6.7
OFC-09	博多駅イーストプレイス	18	100.0	97	3.0	18	100.0	99	3.0
OFC-10	日本橋浜町パークビル	3	100.0	43	1.4	3	100.0	43	1.3
OFC-11	アミューズメントメディア学院本館	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
OFC-12	東神戸センタービル	47	96.1	263	8.2	47	89.6	312	9.4
OFC-13	アミューズメントメディア学院新館	—	—	—	—	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
RSC-01	アーバンパーク麻布十番	44	100.0	56	1.8	44	100.0	56	1.7
RSC-02	アーバンパーク代官山	67	96.1	187	5.8	68	98.1	195	5.9
RSC-04	アーバンパーク新横浜（注5）	—	—	28	0.9	—	—	—	—
RSC-05	アーバンパーク難波	110	94.1	51	1.6	112	96.7	50	1.5
RSC-06	アーバンパーク護国寺	106	98.3	51	1.6	106	91.8	53	1.6
RSC-07	アーバンパーク柏	41	100.0	37	1.2	41	100.0	37	1.1
RSC-08	アーバンパーク緑地公園	57	94.3	54	1.7	56	95.5	57	1.7
RSC-09	アーバンパーク高円寺	72	91.7	33	1.0	75	100.0	36	1.1
LGC-01	岩槻ロジスティクス	3	100.0	203	6.3	3	100.0	202	6.1
LGC-02	横浜ロジスティクス	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
LGC-03	船橋ロジスティクス	4	91.6	261	8.1	4	91.6	273	8.2
LGC-04	原木ロジスティクス	2	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	2	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
LGC-05	所沢ロジスティクス	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
LGC-06	船橋西浦ロジスティクスI	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
LGC-07	船橋西浦ロジスティクスII	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
LGC-08	松伏ロジスティクス	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
HTL-01	R&Bホテル梅田東	1	100.0	65	2.0	1	100.0	65	2.0
HTL-02	スマイルホテルなんば	1	100.0	42	1.3	1	100.0	40	1.2

物件 番号	不動産等の名称	第6期 (2018年8月1日～2019年1月31日)				第7期 (2019年2月1日～2019年7月31日)			
		テナント 総数 [期末時点] (注1)	稼働率 [期末時点] (%) (注2)	不動産賃貸 事業収益 [期間中] (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	テナント 総数 [期末時点] (注1)	稼働率 [期末時点] (%) (注2)	不動産賃貸 事業収益 [期間中] (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)
HTL-03	ベストウェスタン東京西葛西	1	100.0	85	2.6	1	100.0	99	3.0
HTL-04	ベストウェスタン横浜	1	100.0	80	2.5	1	100.0	80	2.4
HTL-05	ホテルWBF福岡天神南	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
HTL-06	グランジット秋葉原	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
HTL-07	ベストウェスタン東京西葛西グランデ	1	100.0	56	1.7	1	100.0	70	2.1
HTL-08	ホテルWBFアートのステイなんば	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)	1	100.0	非開示 (注3)	非開示 (注3)
	合計	676	98.1	3,224	100.0	646	97.6	3,334	100.0

(注1) テナント数は、各期末日現在における各運用資産に係る各賃貸借契約に表示された賃貸借契約上のテナント数（駐車場は含みません。）を記載しています。1テナントが各運用資産において複数の貸室を賃借している場合には、これを当該運用資産について1テナントと数え、複数の運用資産にわたって貸室を賃借している場合には、合計欄においては別に数えて延べテナント数を記載しています。なお、当該運用資産につきパススルー型マスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントの総数を記載し、また、賃料保証型マスターリース契約が締結されている場合にはテナント数を1として、それらの合計値を記載しています。

(注2) 稼働率は、各期末日現在における各運用資産に係る賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。また、合計欄は、各運用資産に係る賃貸可能面積の合計に対して賃貸面積の占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) エンドテナント等からの承諾が得られていないため、開示していません。

(注4) 博多駅東113ビルは2018年12月3日付で準共有持分49%を譲渡済であり、2019年2月1日付で準共有持分51%を譲渡済です。

(注5) アーバンパーク新横浜は2018年10月11日付で譲渡済です。

(4) 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

(5) 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

## (6) 有価証券組入資産明細

2019年7月31日現在、本投資法人が保有する有価証券の概要は以下のとおりです。

資産 番号	銘柄名	資産の 種類	数量 (口)	帳簿価額 (百万円)		評価額 (百万円)		評価損益 (百万円)	備考
				単価	金額	単価	金額		
MEZ-01	スターアジア・ メザニンローン債権 投資シリーズ1	社債	—	—	400	—	400	—	(注1) (注5)
MEZ-03	スターアジア・ メザニンローン債権 投資シリーズ3	信託 受益権	—	—	125	—	125	—	(注2) (注5)
TKI-01	合同会社SAPR 8 劣後匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	—	—	105	—	105	—	(注3) (注6)
TKI-02	合同会社SAPR 7 匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	—	—	92	—	92	—	(注4) (注6)
	合計	—	—	—	723	—	723	—	—

(注1) 裏付け資産は、「リリーフプレミアム羽田」を主たる信託財産とする信託受益権です。

(注2) 裏付け資産は、「The Royal Garden Residence 白金台」を主たる信託財産とする信託受益権です。

(注3) 運用資産は、「アーバンパーク三ツ池公園」及び「アーバンパーク常盤台公園」を主たる信託財産とする信託受益権です。

(注4) 運用資産は、「OHAビル」を主たる信託財産とする信託受益権です。

(注5) 評価額には、2019年7月31日現在における時価を記載しています。時価の算定方法については、後記「V. 注記表」に記載されている「金融商品に関する注記」をご参照下さい。

(注6) 評価額は帳簿価額を記載しています。

## (7) 特定取引の契約額等及び時価の状況表

2019年7月31日現在、本投資法人における特定取引の契約額等及び時価の状況は、以下のとおりです。

区分	種類	契約額等 (千円) (注1)		時価 (千円) (注2)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 (変動受取・固定支払)	44,280,000	36,980,000	△122,065

(注1) 契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

## (8) その他資産の状況

2019年7月31日現在、前記「(3) 不動産等組入資産明細」乃至「(6) 有価証券組入資産明細」に記載しているもの以外で、本投資法人が投資対象とする主な特定資産の組入れは以下のとおりです。

資産 番号	銘柄名	資産の 種類	数量 (口)	帳簿価額 (百万円)		評価額 (百万円) (注1)		評価損益 (百万円)	備考
				単価	金額	単価	金額		
MEZ-04	スターアジア・ メザニンローン債権 投資シリーズ4	貸付金	—	—	300	—	300	—	(注2)

(注1) 評価額には、2019年7月31日現在における時価を記載しています。時価の算定方法については、後記「V. 注記表」に記載されている「金融商品に関する注記」をご参照下さい。

(注2) 裏付け資産は、「プレミアム海岸ビル」を主たる信託財産とする信託受益権です。

## (9) 国及び地域毎の資産保有状況

日本以外の国及び地域について、該当事項はありません。

#### 4. 保有不動産の資本的支出

##### (1) 資本的支出の予定

本投資法人が2019年7月31日現在保有する資産に関し、現在計画されている第8期の改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上費用に区分処理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在)	目的	予定期間	工事予定金額 (千円)		
			総額	当期支払額	既支出 総額
船橋西浦ロジスティクスⅡ (千葉県船橋市)	外壁改修工事	自 2019年10月 至 2020年1月	44,848	—	—

##### (2) 期中の資本的支出

本投資法人が2019年7月31日現在保有する資産に関し、当期に行った資本的支出に該当する主要な工事等の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出に該当する工事は189,197千円であり、当期費用に区分された修繕費114,653千円と合わせ、合計303,850千円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在)	目的	期間	工事金額 (千円)
アルファベットセブン (東京都港区)	外壁改修工事	自 2019年3月 至 2019年7月	40,599
東神戸センタービル (兵庫県神戸市)	6階事務所仕様改修工事	自 2019年1月 至 2019年5月	30,420
アサヒビルヂング (神奈川県横浜市)	2階・7階空調更新工事	自 2019年5月 至 2019年6月	15,669
ベストウエスタン横浜 (神奈川県横浜市)	空調設備更新工事	自 2019年7月 至 2019年7月	10,358
その他	—	—	92,149
合 計			189,197

##### (3) 長期修繕計画のために積立てた金銭

該当事項はありません。



## 5. 費用・負債の状況

### (1) 運用等に係る費用明細

(単位：千円)

項目	第6期		第7期	
	自 2018年8月1日 至 2019年1月31日		自 2019年2月1日 至 2019年7月31日	
資産運用報酬(注)		260,206		251,121
資産保管及び一般事務委託手数料		22,377		23,583
役員報酬		2,400		2,400
その他費用		64,945		67,548
合計		349,928		344,653

(注) 資産運用報酬は上記金額のほか、物件譲渡に係る報酬が第6期に41,715千円、第7期に14,535千円発生し、不動産等の帳簿価額に算入した取得報酬が第6期に135,550千円、第7期に5,100千円、投資有価証券の帳簿価額に算入した取得報酬が第6期に1,000千円、第7期に1,000千円発生しています。

### (2) 借入状況

2019年7月31日現在における借入金の状況は以下のとおりです。

区分	借入先	借入日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均利率 (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
短期借入金	株式会社三井住友銀行	2018年9月6日	230	—	0.2625%	2019年8月20日	期限一括	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行		230	—					
	株式会社三井住友銀行	2019年2月1日	—	—	0.2546%	2019年4月22日			
	小計		460	—					
長期借入金 (注2)	株式会社三井住友銀行	2016年4月20日	1,950	—	0.3640% (注3)	2019年4月20日	期限一括	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行		1,800	—					
	三井住友信託銀行株式会社		1,050	—					
	株式会社三菱UFJ銀行		700	—					
	株式会社あおぞら銀行		600	—					
	株式会社新生銀行		600	—					
	株式会社りそな銀行		600	—					
	株式会社三井住友銀行	2016年4月20日	1,950	1,950	0.4830% (注3)	2020年4月20日			
	株式会社みずほ銀行		1,800	1,800					
	三井住友信託銀行株式会社		1,050	1,050					
	株式会社三菱UFJ銀行		700	700					
	株式会社あおぞら銀行		600	600					
	株式会社新生銀行		600	600					
	株式会社りそな銀行		600	600					
	株式会社三井住友銀行	2016年4月20日	1,950	1,950	0.6250% (注3)	2021年4月20日			
	株式会社みずほ銀行		1,800	1,800					
	三井住友信託銀行株式会社		1,050	1,050					
	株式会社三菱UFJ銀行		700	700					
	株式会社あおぞら銀行		600	600					
	株式会社新生銀行		600	600					
	株式会社りそな銀行		600	600					
	株式会社三井住友銀行	2017年4月6日	350	350	0.5300% (注3)	2020年10月20日			
	株式会社みずほ銀行		400	400					
	三井住友信託銀行株式会社		450	450					
	株式会社あおぞら銀行		400	400					
	株式会社新生銀行		400	400					
	株式会社りそな銀行		400	400					
	株式会社三井住友銀行		2017年4月6日	1,400					
株式会社みずほ銀行	1,050	1,050							
三井住友信託銀行株式会社	500	500							
株式会社あおぞら銀行	400	400							
株式会社新生銀行	400	400							
株式会社りそな銀行	400	400							

区分	借入先	借入日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均利率 (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
長期 借入 金 (注2)	株式会社三井住友銀行	2017年4月20日	1,000	1,000	0.5300% (注3)	2020年10月20日	期限一括	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行		600	600					
	株式会社三井住友銀行	2018年2月2日	500	—	0.2609%	2019年2月20日			
	株式会社みずほ銀行		500	—					
	株式会社三井住友銀行	2018年2月2日	970	970	0.7300% (注3)	2023年2月20日			
	株式会社みずほ銀行		920	920					
	三井住友信託銀行株式会社		800	800					
	株式会社あおぞら銀行		500	500					
	株式会社新生銀行		500	500					
	株式会社りそな銀行		500	500					
	株式会社福岡銀行		500	500					
	株式会社三井住友銀行	2018年4月20日	1,865	1,865	0.5126%	2021年10月20日			
	株式会社みずほ銀行		1,715	1,715					
	三井住友信託銀行株式会社		1,050	1,050					
	株式会社あおぞら銀行		600	600					
	株式会社新生銀行		600	600					
	株式会社りそな銀行		600	600					
	株式会社福岡銀行		170	170					
	第一生命保険株式会社		500	500					
	みずほ信託銀行株式会社		200	200					
	株式会社三井住友銀行	2018年9月6日	500	500	0.6095% (注3)	2022年3月22日			
	株式会社みずほ銀行		450	450					
	三井住友信託銀行株式会社		700	700					
	株式会社あおぞら銀行		500	500					
	株式会社新生銀行		600	600					
	株式会社りそな銀行		500	500					
	株式会社福岡銀行		250	250					
株式会社西日本シティ銀行	500		500						
株式会社三井住友銀行	2018年9月6日	850	850	0.8120% (注3)	2023年9月20日				
株式会社みずほ銀行		750	750						
三井住友信託銀行株式会社		700	700						
株式会社あおぞら銀行		500	500						
株式会社新生銀行		600	600						
株式会社りそな銀行		500	500						
株式会社福岡銀行		240	240						
みずほ信託銀行株式会社		200	200						
株式会社西日本シティ銀行		500	500						
株式会社三井住友銀行	2019年4月22日	—	2,200	0.7532% (注3)	2024年4月22日				
株式会社みずほ銀行		—	2,050						
三井住友信託銀行株式会社		—	1,250						
株式会社あおぞら銀行		—	700						
株式会社新生銀行		—	700						
株式会社りそな銀行		—	700						
みずほ信託銀行株式会社		—	400						
小計		51,880	51,580						
合計		52,340	51,580						

(注1) 平均利率は、日数による期中加重平均を記載しています。

(注2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(注3) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利スワップの効果(金利の固定化)を勘案した利率を記載しています。

(注4) 資金使途は、不動産信託受益権の購入資金及び借入金の返済資金等です。

### (3) 投資法人債

該当事項はありません。

- (4) 短期投資法人債  
該当事項はありません。
- (5) 新投資口予約権  
該当事項はありません。

## 6. 期中の売買状況

### (1) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等

不動産等及び資産対応証券等の名称	取得		譲渡			
	取得年月日	取得価格(百万円)	譲渡年月日	譲渡価格(百万円)	帳簿価額(百万円)	売却損益(百万円)
OFC-07 博多駅東113ビル(準共有持分51%)	—	—	2019年2月1日	1,453	994	422
OFC-13 アミューズメントメディア学院新館	2019年2月1日	1,020	—	—	—	—
TKI-02 合同会社SAPR7 匿名組合出資持分(注2)	2019年2月28日	100	—	—	—	—
合計		1,120		1,453	994	422

(注1) 取得価格は、各運用資産に係る売買契約書に記載された売買代金又は匿名組合出資契約書に記載された出資額を記載しており、売買に係る消費税及び地方消費税並びに取得に要した諸費用は含みません。

(注2) 運用資産は、「OHAビル」を主たる信託財産とする信託受益権です。

- (2) その他の資産の売買状況等  
該当事項はありません。

### (3) 特定資産の価格等の調査

#### ① 不動産等

取得又は譲渡	不動産等の名称	取引年月日	取得価格又は譲渡価格(百万円)	鑑定評価額(百万円)(注1)	鑑定評価機関	価格時点
取得	アミューズメントメディア学院新館	2019年2月1日	1,020	1,120	一般財団法人日本不動産研究所	2018年11月1日
譲渡	博多駅東113ビル(準共有持分51%)	2019年2月1日	1,453	1,065(注2)	大和不動産鑑定株式会社	2018年7月31日

(注1) 上記の鑑定評価は、「不動産鑑定評価基準 各論第3章 証券化対象不動産の価格に関する鑑定評価」を適用して行っています。

(注2) 博多駅東113ビルの鑑定評価額については、2018年7月31日を価格時点とする不動産鑑定評価額2,090百万円に、2019年2月1日付で譲渡した準共有持分割合51%を乗じて算出した金額を記載しています。

#### ② その他

本投資法人が行った取引で、投信法第201条第2項の定めにより価格等の調査が必要とされたもののうち、上記「① 不動産等」に記載されている取引以外の取引については、福永公認会計士事務所による調査を委託しています。2019年2月1日から2019年7月31日までの対象期間中に調査対象となった取引は、前記「(1) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等」に記載した匿名組合出資持分の取得及び金利スワップ取引1件であり、当該取引について、福永公認会計士事務所から調査報告書を受領しています。

(4) 利害関係人等との取引状況

① 取引状況

該当事項はありません。

② 支払手数料等の金額

区分	支払手数料等 総額(A) (千円)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する 割合 (B/A) (%)
		支払先	支払金額(B) (千円)	
不動産等売買 媒介手数料	21,802	スターアジア・アセット・ アドバイザーズ株式会社	21,802	100.0

(5) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等

本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社は、宅地建物取引業の業務を兼業していますが、該当する取引はありません。また、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び不動産特定共同事業のいずれの業務も兼業しておらず、該当する取引はありません。

7. 経理の状況

(1) 資産、負債、元本及び損益の状況等

後記「Ⅱ. 貸借対照表」、「Ⅲ. 損益計算書」、「Ⅳ. 投資主資本等変動計算書」、「Ⅴ. 注記表」及び「Ⅵ. 金銭の分配に係る計算書」をご参照下さい。

(2) 減価償却額の算定方法の変更

該当事項はありません。

(3) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更

該当事項はありません。

8. 自社設定投資信託受益証券等の状況等

該当事項はありません。

9. 海外不動産保有法人に係る開示

該当事項はありません。

10. 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示

該当事項はありません。

11. その他

(1) お知らせ

① 投資主総会

該当事項はありません。

② 投資法人役員会

該当事項はありません。

(2) 金額及び比率の端数処理

本書では、特に記載のない限り、記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

## Ⅱ. 貸借対照表

(単位：千円)

	前期 (ご参考) (2019年1月31日)	当 期 (2019年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,310,545	1,743,631
信託現金及び信託預金	3,953,328	3,940,970
営業未収入金	52,568	55,906
前払費用	120,684	132,744
未収消費税等	184,863	—
その他	7,153	11,298
流動資産合計	6,629,144	5,884,550
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	33,050,199	33,118,834
減価償却累計額	△1,712,512	△2,106,616
信託建物 (純額)	31,337,686	31,012,218
信託構築物	11,621	15,784
減価償却累計額	△1,423	△1,893
信託構築物 (純額)	10,198	13,890
信託機械及び装置	45,723	46,680
減価償却累計額	△4,982	△7,236
信託機械及び装置 (純額)	40,741	39,444
信託工具、器具及び備品	30,828	33,338
減価償却累計額	△5,807	△8,460
信託工具、器具及び備品 (純額)	25,020	24,877
信託土地	68,467,885	68,602,052
信託建設仮勘定	222	—
有形固定資産合計	99,881,755	99,692,483
無形固定資産		
信託借地権	3,459,138	3,459,138
無形固定資産合計	3,459,138	3,459,138
投資その他の資産		
投資有価証券	628,893	723,220
長期貸付金	300,000	300,000
長期前払費用	160,951	168,174
差入敷金及び保証金	10,962	10,962
その他	8,255	2,024
投資その他の資産合計	1,109,062	1,204,382
固定資産合計	104,449,955	104,356,004
資産合計	111,079,100	110,240,555

(単位：千円)

	前期 (ご参考) (2019年1月31日)	当 期 (2019年7月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	291,171	254,637
短期借入金	460,000	—
1年内返済予定の長期借入金	8,300,000	7,300,000
未払金	335,845	293,558
未払費用	10,017	10,030
未払法人税等	22,611	605
未払消費税等	—	199,468
前受金	624,323	517,389
その他	14,119	30,552
流動負債合計	10,058,089	8,606,243
固定負債		
長期借入金	43,580,000	44,280,000
預り敷金及び保証金	6,669	6,669
信託預り敷金及び保証金	2,514,819	2,478,925
その他	79,644	128,960
固定負債合計	46,181,133	46,894,554
負債合計	56,239,222	55,500,798
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	52,745,966	52,745,966
剰余金		
当期未処分利益又は当期未処理損失 (△)	2,163,215	2,115,855
剰余金合計	2,163,215	2,115,855
投資主資本合計	54,909,181	54,861,822
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△69,303	△122,065
評価・換算差額等合計	△69,303	△122,065
純資産合計	※1 54,839,877	※1 54,739,757
負債純資産合計	111,079,100	110,240,555

### Ⅲ. 損益計算書

(単位：千円)

	前期（ご参考）		当 期	
	自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 1 月 31 日		自 2019年 2 月 1 日 至 2019年 7 月 31 日	
営業収益				
貸貸事業収入	※1	3,028,065	※1	3,092,125
その他貸貸事業収入	※1	196,270	※1	242,455
不動産等売却益	※2	598,163	※2	422,504
その他の収入		22,092		28,185
営業収益合計		3,844,592		3,785,271
営業費用				
貸貸事業費用	※1	1,088,373	※1	1,214,656
資産運用報酬		260,206		251,121
資産保管及び一般事務委託手数料		22,377		23,583
役員報酬		2,400		2,400
その他営業費用		64,945		67,548
営業費用合計		1,438,302		1,559,310
営業利益		2,406,289		2,225,961
営業外収益				
受取利息		24		30
還付加算金		848		883
営業外収益合計		872		913
営業外費用				
支払利息		145,156		155,935
融資関連費用		150,949		105,827
投資口交付費		37,238		—
営業外費用合計		333,344		261,763
経常利益		2,073,818		1,965,111
税引前当期純利益		2,073,818		1,965,111
法人税、住民税及び事業税		24,172		605
法人税等合計		24,172		605
当期純利益		2,049,646		1,964,506
前期繰越利益		113,568		151,349
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）		2,163,215		2,115,855

#### IV. 投資主資本等変動計算書

前期（ご参考）（自 2018年8月1日 至 2019年1月31日）

（単位：千円）

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		当期末処分 利益又は 当期末処理 損失（△）	剰余金 合計				
当期首残高	45,832,670	1,418,609	1,418,609	47,251,279	35,889	35,889	47,287,168
当期変動額							
新投資口の発行	6,913,296			6,913,296			6,913,296
剰余金の配当		△1,305,040	△1,305,040	△1,305,040			△1,305,040
当期純利益		2,049,646	2,049,646	2,049,646			2,049,646
投資主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）					△105,192	△105,192	△105,192
当期変動額合計	6,913,296	744,605	744,605	7,657,901	△105,192	△105,192	7,552,709
当期末残高	※1 52,745,966	2,163,215	2,163,215	54,909,181	△69,303	△69,303	54,839,877

当期（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		当期末処分 利益又は 当期末処理 損失（△）	剰余金 合計				
当期首残高	52,745,966	2,163,215	2,163,215	54,909,181	△69,303	△69,303	54,839,877
当期変動額							
剰余金の配当		△2,011,865	△2,011,865	△2,011,865			△2,011,865
当期純利益		1,964,506	1,964,506	1,964,506			1,964,506
投資主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）					△52,761	△52,761	△52,761
当期変動額合計	—	△47,359	△47,359	△47,359	△52,761	△52,761	△100,120
当期末残高	※1 52,745,966	2,115,855	2,115,855	54,861,822	△122,065	△122,065	54,739,757



## V. 注記表

### [継続企業の前提に関する注記]

前 期 (ご参考) 自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 1 月 31 日	当 期 自 2019年 2 月 1 日 至 2019年 7 月 31 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

項目	前 期 (ご参考) 自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 1 月 31 日	当 期 自 2019年 2 月 1 日 至 2019年 7 月 31 日																
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しています。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しています。</p> <p>匿名組合出資持分については、匿名組合の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しています。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しています。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しています。</p> <p>匿名組合出資持分については、匿名組合の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しています。</p>																
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（信託財産を含みます。） 定額法を採用しています。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">5～69年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">10～15年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> </table>	建物	5～69年	構築物	10～15年	機械及び装置	10年	工具、器具及び備品	3～15年	<p>有形固定資産（信託財産を含みます。） 定額法を採用しています。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">5～69年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">10～30年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> </table>	建物	5～69年	構築物	10～30年	機械及び装置	10年	工具、器具及び備品	3～15年
建物	5～69年																	
構築物	10～15年																	
機械及び装置	10年																	
工具、器具及び備品	3～15年																	
建物	5～69年																	
構築物	10～30年																	
機械及び装置	10年																	
工具、器具及び備品	3～15年																	
3. 繰延資産の処理方法	<p>投資口交付費 支出時に全額費用処理しています。</p>	該当事項はありません。																
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等（以下「固定資産税等」といいます。）については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担した初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は31,134千円です。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等（以下「固定資産税等」といいます。）については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担した初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は3,367千円です。</p>																

項目	前期（ご参考） 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理の基本方針を定めた規程に基づき、投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理の基本方針を定めた規程に基づき、投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。</p>
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しています。 ①信託現金及び信託預金 ②信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定 ③信託借地権 ④信託預り敷金及び保証金</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、資産の取得に係る控除対象外消費税は、各資産の取得原価に算入しています。</p>	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しています。 ①信託現金及び信託預金 ②信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地 ③信託借地権 ④信託預り敷金及び保証金</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、資産の取得に係る控除対象外消費税は、各資産の取得原価に算入しています。</p>

[貸借対照表に関する注記]

前期（ご参考） (2019年1月31日)	当期 (2019年7月31日)
<p>※1 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>	<p>※1 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>

[損益計算書に関する注記]

前期 (ご参考) 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
<p>※1 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位:千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>賃貸事業収入</p> <p>賃料収入 2,661,656</p> <p>共益費収入 260,412</p> <p>駐車場収入 93,509</p> <p>施設使用料 10,064</p> <p>その他賃貸収入 2,422</p> <p>計 3,028,065</p> <p>その他賃貸事業収入</p> <p>水道光熱費収入 177,469</p> <p>その他収入 18,800</p> <p>計 196,270</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 3,224,335</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>賃貸事業費用</p> <p>管理業務費 152,418</p> <p>水道光熱費 178,464</p> <p>公租公課 173,735</p> <p>修繕費 77,155</p> <p>信託報酬 13,049</p> <p>損害保険料 4,801</p> <p>減価償却費 409,467</p> <p>その他費用 79,280</p> <p>不動産賃貸事業費用合計 1,088,373</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 2,135,962</p>	<p>※1 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位:千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>賃貸事業収入</p> <p>賃料収入 2,718,786</p> <p>共益費収入 266,210</p> <p>駐車場収入 94,978</p> <p>施設使用料 9,924</p> <p>その他賃貸収入 2,225</p> <p>計 3,092,125</p> <p>その他賃貸事業収入</p> <p>水道光熱費収入 165,375</p> <p>その他収入 77,080</p> <p>計 242,455</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 3,334,581</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>賃貸事業費用</p> <p>管理業務費 148,449</p> <p>水道光熱費 179,347</p> <p>公租公課 238,101</p> <p>修繕費 114,653</p> <p>信託報酬 13,129</p> <p>損害保険料 4,727</p> <p>減価償却費 415,829</p> <p>その他費用 100,418</p> <p>不動産賃貸事業費用合計 1,214,656</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 2,119,924</p>
<p>※2 不動産等売却益の内訳 (単位:千円)</p> <p>アーバンパーク新横浜</p> <p>不動産等売却収入 2,775,000</p> <p>不動産等売却原価 2,554,283</p> <p>その他売却費用 28,250</p> <p>不動産等売却益 192,466</p> <p>博多駅東113ビル (準共有持分49%)</p> <p>不動産等売却収入 1,396,500</p> <p>不動産等売却原価 955,390</p> <p>その他売却費用 35,412</p> <p>不動産等売却益 405,696</p>	<p>※2 不動産等売却益の内訳 (単位:千円)</p> <p>博多駅東113ビル (準共有持分51%)</p> <p>不動産等売却収入 1,453,500</p> <p>不動産等売却原価 994,157</p> <p>その他売却費用 36,837</p> <p>不動産等売却益 422,504</p>

[投資主資本等変動計算書に関する注記]

前期 (ご参考) 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
<p>※1 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数</p> <p>発行可能投資口総口数 10,000,000口</p> <p>発行済投資口の総口数 540,824口</p>	<p>※1 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数</p> <p>発行可能投資口総口数 10,000,000口</p> <p>発行済投資口の総口数 540,824口</p>

[税効果会計に関する注記]

前期 (ご参考) (2019年1月31日)	当期 (2019年7月31日)																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">1,930</td> </tr> <tr> <td>有価証券付随費用</td> <td style="text-align: right;">1,364</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">21,893</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,188</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△25,188</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	未払事業税損金不算入額	1,930	有価証券付随費用	1,364	繰延ヘッジ損益	21,893	繰延税金資産小計	25,188	評価性引当額	△25,188	繰延税金資産合計	-	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券付随費用</td> <td style="text-align: right;">1,359</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">204</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">38,401</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39,965</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△39,965</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	有価証券付随費用	1,359	未払金	204	繰延ヘッジ損益	38,401	繰延税金資産小計	39,965	評価性引当額	△39,965	繰延税金資産合計	-	繰延税金資産の純額	-
未払事業税損金不算入額	1,930																												
有価証券付随費用	1,364																												
繰延ヘッジ損益	21,893																												
繰延税金資産小計	25,188																												
評価性引当額	△25,188																												
繰延税金資産合計	-																												
繰延税金資産の純額	-																												
有価証券付随費用	1,359																												
未払金	204																												
繰延ヘッジ損益	38,401																												
繰延税金資産小計	39,965																												
評価性引当額	△39,965																												
繰延税金資産合計	-																												
繰延税金資産の純額	-																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">31.51</td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△30.57</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.22</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1.17</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	31.51	支払分配金の損金算入額	△30.57	その他	0.22	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.17	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">31.51</td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△31.43</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.05</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.03</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	31.51	支払分配金の損金算入額	△31.43	その他	△0.05	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.03												
法定実効税率 (調整)	31.51																												
支払分配金の損金算入額	△30.57																												
その他	0.22																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.17																												
法定実効税率 (調整)	31.51																												
支払分配金の損金算入額	△31.43																												
その他	△0.05																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.03																												

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

前期 (ご参考) 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

前期（ご参考）（自 2018年8月1日 至 2019年1月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では、不動産関連資産の取得、有利子負債の返済等に充当する資金を、主として投資口の発行、金融機関からの借入れ及び投資法人債の発行等により調達します。有利子負債の調達に際しては、資金調達の機動性と財務の安定性のバランスに配慮します。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主として資産の取得を目的としたものであり、返済期日において流動性リスクに晒されますが、調達期間の長期化及び返済期日の分散を図ること等により当該リスクを管理しています。また、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用し、実質固定化することで、その変動リスクを回避しています。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前記「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「5. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年1月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めていません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,310,545	2,310,545	—
(2) 信託現金及び信託預金	3,953,328	3,953,328	—
(3) 投資有価証券	526,000	526,000	—
(4) 長期貸付金	300,000	300,000	—
資産計	7,089,874	7,089,874	—
(5) 短期借入金	460,000	460,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	8,300,000	8,300,000	—
(7) 長期借入金	43,580,000	43,580,000	—
負債計	52,340,000	52,340,000	—
(8) デリバティブ取引 <sup>(※)</sup>	(69,303)	(69,303)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金、(5) 短期借入金、(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券、(4) 長期貸付金

メザニンローン債権（社債、信託受益権及び貸付金）から生ずる利息収入等は、いずれも変動金利によるものであり、一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (8) デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当事項はありません。  
 ②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 <sup>(※1)</sup>		時価 <sup>(※2)</sup>
				うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ取引 (変動受取・固定支払)	長期借入金	43,580,000	36,280,000	△69,303

(※1) 契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(※2) 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

## (注2) 時価を算定することが困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
預り敷金及び保証金 <sup>(※1)</sup>	6,669
信託預り敷金及び保証金 <sup>(※1)</sup>	2,514,819
投資有価証券 <sup>(※2)</sup>	102,893

(※1) 預り敷金及び保証金並びに信託預り敷金及び保証金は市場価格がなく、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的にキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価評価の対象とはしていません。

(※2) 投資有価証券のうち、匿名組合出資持分については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日(2019年1月31日)後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	2,310,545	—	—	—	—	—
信託現金及び信託預金	3,953,328	—	—	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—	526,000	—
長期貸付金	—	—	—	—	300,000	—
合計	6,263,874	—	—	—	826,000	—

## (注4) 借入金の決算日(2019年1月31日)後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	460,000	—	—	—	—	—
長期借入金	8,300,000	11,300,000	14,600,000	8,150,000	9,530,000	—
合計	8,760,000	11,300,000	14,600,000	8,150,000	9,530,000	—

当期（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では、不動産関連資産の取得、有利子負債の返済等に充当する資金を、主として投資口の発行、金融機関からの借入れ及び投資法人債の発行等により調達します。有利子負債の調達に際しては、資金調達の機動性と財務の安定性のバランスに配慮します。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主として資産の取得を目的としたものであり、返済期日において流動性リスクに晒されますが、調達期間の長期化及び返済期日の分散を図ること等により当該リスクを管理しています。また、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用し、実質固定化することで、その変動リスクを回避しています。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前記「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「5. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年7月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めていません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,743,631	1,743,631	—
(2) 信託現金及び信託預金	3,940,970	3,940,970	—
(3) 投資有価証券	525,370	525,370	—
(4) 長期貸付金	300,000	300,000	—
資産計	6,509,971	6,509,971	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	7,300,000	7,300,000	—
(6) 長期借入金	44,280,000	44,280,000	—
負債計	51,580,000	51,580,000	—
(7) デリバティブ取引 <sup>(※)</sup>	(122,065)	(122,065)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しています。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### (1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金、(5) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (3) 投資有価証券、(4) 長期貸付金

メザンローン債権（社債、信託受益権及び貸付金）から生ずる利息収入等は、いずれも変動金利によるものであり、一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (6) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (7) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 <sup>(※1)</sup>		時価 <sup>(※2)</sup>
				うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ取引 (変動受取・固定支払)	長期借入金	44,280,000	36,980,000	△122,065

(※1) 契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(※2) 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

## (注2) 時価を算定することが困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
預り敷金及び保証金 <sup>(※1)</sup>	6,669
信託預り敷金及び保証金 <sup>(※1)</sup>	2,478,925
投資有価証券 <sup>(※2)</sup>	197,850

(※1) 預り敷金及び保証金並びに信託預り敷金及び保証金は市場価格がなく、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的にキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価評価の対象とはしていません。

(※2) 投資有価証券のうち、匿名組合出資持分については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日(2019年7月31日)後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,743,631	—	—	—	—	—
信託現金及び信託預金	3,940,970	—	—	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—	525,370	—
長期貸付金	—	—	—	—	300,000	—
合計	5,684,601	—	—	—	825,370	—

## (注4) 借入金の決算日(2019年7月31日)後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	7,300,000	11,300,000	15,450,000	4,690,000	12,840,000	—
合計	7,300,000	11,300,000	15,450,000	4,690,000	12,840,000	—



[賃貸等不動産に関する注記]

前期（ご参考）（自 2018年8月1日 至 2019年1月31日）

本投資法人では、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸用の不動産等を有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
87,108,669	16,232,001	103,340,671	111,375,500

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期の賃貸等不動産の増減額のうち、主な増加額は不動産信託受益権6物件の取得（19,889,224千円）、資本的支出（262,328千円）、主な減少額は不動産信託受益権2物件（うち1物件は当該物件の準共有持分49%）の譲渡（3,509,673千円）、減価償却（409,467千円）によるものです。

（注3）当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等を記載しています。なお、当期の期末時価のうち、2019年2月1日付で譲渡が完了した博多駅東113ビル（準共有持分51%）については、2018年7月23日付の信託受益権準共有持分売買契約における譲渡価格（1,453,500千円）に基づいています。

なお、賃貸等不動産に関する2019年1月期（第6期）における損益は、前記「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

当期（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

本投資法人では、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸用の不動産等を有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
103,340,671	△189,048	103,151,622	112,222,000

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期の賃貸等不動産の増減額のうち、主な増加額は不動産信託受益権1物件の取得（1,031,741千円）、資本的支出（189,197千円）、主な減少額は、不動産信託受益権1物件（準共有持分51%）の譲渡（994,157千円）、減価償却（415,829千円）によるものです。

（注3）当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する2019年7月期（第7期）における損益は、前記「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

[関連当事者との取引に関する注記]

前期（ご参考）（自 2018年8月1日 至 2019年1月31日）

属性	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	投資口の 所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
資産保管会社	三井住友信託 銀行株式会社	銀行業	-	長期借入金の 借入	1,400,000	長期借入金	6,300,000
						1年内返済 予定の長期 借入金	1,050,000
				融資関連費用	7,911	前払費用	14,110
						長期前払費用	22,619
支払利息	26,480	未払費用	1,672				

(注1) 取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注2) 取引条件は市場の実勢に基づいて決定しています。

当期（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

属性	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	投資口の 所有割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
資産保管会社	三井住友信託 銀行株式会社	銀行業	-	長期借入金の 借入	1,250,000	長期借入金	6,500,000
						1年内返済 予定の長期 借入金	1,050,000
				融資関連費用	7,899	前払費用	15,064
						長期前払費用	24,933
支払利息	30,359	未払費用	1,793				

(注1) 取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(注2) 取引条件は市場の実勢に基づいて決定しています。

[1口当たり情報に関する注記]

前期（ご参考） 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日		当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日	
1口当たり純資産額	101,400円	1口当たり純資産額	101,215円
1口当たり当期純利益	3,889円	1口当たり当期純利益	3,632円
1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。		1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。	

(注) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

前期（ご参考） 自 2018年8月1日 至 2019年1月31日		当期 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日	
当期純利益（千円）	2,049,646	当期純利益（千円）	1,964,506
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	普通投資主に帰属しない金額（千円）	-
普通投資口に係る当期純利益（千円）	2,049,646	普通投資口に係る当期純利益（千円）	1,964,506
期中平均投資口数（口）	526,980	期中平均投資口数（口）	540,824

[重要な後発事象に関する注記]

前期（ご参考）（自 2018年8月1日 至 2019年1月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

## VI. 金銭の分配に係る計算書

(単位：円)

	前期 (ご参考)	当期
	自 2018年 8月 1日 至 2019年 1月 31日	自 2019年 2月 1日 至 2019年 7月 31日
I 当期末処分利益	2,163,215,106	2,115,855,829
II 分配金の額	2,011,865,280	1,960,487,000
(投資口1口当たり分配金の額)	(3,720)	(3,625)
うち利益分配金	2,011,865,280	1,960,487,000
(うち1口当たり利益分配金)	(3,720)	(3,625)
III 次期繰越利益	151,349,826	155,368,829

分配金の額の算出方法	前期 (ご参考)	当期
	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める分配方針に基づき、租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配することとしています。かかる方針に従い、当期においては不動産等売却益598,163,538円が発生したこと等を考慮して1口当たり利益分配金を3,720円、分配金総額を2,011,865,280円とし、当期純利益のうち37,781,023円については内部留保することとしました。</p>	<p>本投資法人の規約第35条第1項に定める分配方針に基づき、租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配することとしています。かかる方針に従い、利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、法人税等の税金費用の負担を最小化できる金額以上であり、発行済投資口の総口数540,824口の整数倍となる1,960,487,000円を分配することとしました。</p>

## VII. キャッシュ・フロー計算書（参考情報）

（単位：千円）

	前期（ご参考）		当期	
	自 2018年8月1日 至 2019年1月31日		自 2019年2月1日 至 2019年7月31日	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	2,073,818		1,965,111	
減価償却費	409,467		415,829	
投資口交付費	37,238		—	
受取利息	△24		△30	
支払利息	145,156		155,935	
営業未収入金の増減額（△は増加）	△1,598		△3,338	
未収消費税等の増減額（△は増加）	25,849		184,863	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△21,000		199,468	
前払費用の増減額（△は増加）	△2,507		△12,060	
長期前払費用の増減額（△は増加）	△5,233		△7,223	
営業未払金の増減額（△は減少）	81,740		△51,642	
未払金の増減額（△は減少）	74,258		△12,905	
前受金の増減額（△は減少）	30,016		△106,933	
信託有形固定資産の売却による減少額	3,509,673		994,157	
その他	7,042		17,477	
小計	6,363,897		3,738,710	
利息の受取額	24		30	
利息の支払額	△143,833		△155,922	
法人税等の支払額	△351		△25,080	
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,219,737		3,557,738	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
信託有形固定資産の取得による支出	△20,125,244		△1,234,988	
預り敷金及び保証金の返還による支出	△192		△72	
預り敷金及び保証金の受入による収入	6,861		72	
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	△119,296		△172,112	
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	674,748		136,218	
投資有価証券の取得による支出	△226,511		△101,375	
投資有価証券の償還による収入	334,500		5,938	
長期貸付けによる支出	△300,000		—	
その他	△962		—	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,756,096		△1,366,319	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入	4,290,000		700,000	
短期借入金の返済による支出	△3,830,000		△1,160,000	
長期借入れによる収入	8,840,000		8,000,000	
長期借入金の返済による支出	△190,000		△8,300,000	
投資口の発行による収入	6,876,057		—	
分配金の支払額	△1,304,565		△2,010,691	
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,681,492		△2,770,691	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,145,133		△579,272	
現金及び現金同等物の期首残高	5,118,741		6,263,874	
現金及び現金同等物の期末残高	※1 6,263,874		※1 5,684,601	

（注）キャッシュ・フロー計算書は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成し、参考情報として添付しています。このキャッシュ・フロー計算書は、投信法第130条の規定に基づく会計監査人の監査対象ではないため、会計監査人の監査は受けていません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記] (参考情報)

項目	前期 (ご参考)	当 期
	自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は、手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は、手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

[キャッシュ・フロー計算書に関する注記] (参考情報)

前期 (ご参考)	当 期
自 2018年8月1日 至 2019年1月31日	自 2019年2月1日 至 2019年7月31日
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：千円)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：千円)
現金及び預金 2,310,545	現金及び預金 1,743,631
信託現金及び信託預金 3,953,328	信託現金及び信託預金 3,940,970
現金及び現金同等物 6,263,874	現金及び現金同等物 5,684,601

## 資産運用委託契約書

さくら総合リート投資法人（以下「委託者」という。）及びさくら不動産投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」という。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）及び委託者の規約（以下「本規約」という。）に基づき、委託者の資産（以下「本資産」という。）の運用に係る業務を行うことに関し、次のとおり本資産運用委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1章 業務委託

#### 第1条（業務委託）

1. 委託者は、投信法及び本規約の定めに従い、本資産の運用に関する下記の業務又は事務（以下「委託業務」と総称する。）の全部を本契約に定めるところに従い、資産運用会社に委託し、資産運用会社はこれを受託する。
  - (1) 本資産の運用に係る業務（以下「資産運用業務」という。）
  - (2) 委託者の資金調達に係る業務（以下「資金調達業務」という。）
  - (3) 委託者への報告業務
  - (4) その他委託者が随時委託する上記各号に関連し又は付随する業務（委託者の役員会に出席して報告を行うことを含む。）
2. 資産運用会社は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
3. 資産運用会社は、本資産を資産運用会社の資産を含む他の資産と合同せず単独で運用するものとする。
4. 資産運用会社は、委託者のため、忠実に、かつ善良な管理者の注意をもって、委託業務を遂行するものとする。
5. 委託業務の具体的内容及び条件は、次条以下に定めるところによる。
6. 資産運用会社は、本規約の基準に従って運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）を作成し、運用ガイドラインに従って委託業務を遂行するものとする。

#### 第2条（委託業務に係る権限委任）

1. 委託者は、資産運用会社に対し、前条に規定する業務委託に際し、資産運用会社が自らの判断に基づき、委託者のために委託業務を遂行するために必要な一切の権限を付与する。なお、資産運用会社が委託業務を遂行するに際し、その内部規則に従い委託者の事前承認を求めた場合には、委託者は、かかる事前承認が求められた事項の適否につき速やかに検討するものとする。
2. 委託者は、委託業務の対象となる本資産が不動産である場合には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。以下「宅建業法」という。）第50条の2に基づき、宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を資産運用会社に一任するとともに、当該判断に基づきこれらの取引の一任代理を行う権限を資産運用会社に付与し、資産運用会社はこれを受託する。

#### 第3条（資産運用業務）

1. 資産運用会社は、別添1に記載する、本規約第5章「資産運用」、運用ガイドライン及び資産運用会社の内部規則に従い、本資産の運用を行うものとする。
2. 資産運用会社は、年度運用計画及び中期運用計画並びに資産管理計画を作成し、これに則った運用に努めるものとする。
3. 資産運用会社は、委託者が本資産の運用に関し第三者により苦情を申し立てられた場合、委託者に代わり、当該苦情の処理その他必要な行為を行うものとする。
4. 資産運用会社は、本資産に関する底地権者、共有者、区分所有者、近隣関係者、その他管理上必要な関

係官庁等との間の折衝（ただし、不動産管理会社へ当該業務を委託する場合には、当該不動産管理会社が行う当該業務内容の監督及び承認とする。）を行うものとする。

5. 資産運用会社は、本資産の運用に関連し又は付随する業務を行うことができる。

#### 第4条（資金調達業務）

1. 資産運用会社は、効率的な資産の運用を目的として、委託者が行う新投資口の発行、投資法人債（短期投資法人債を含む。）の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為（以下、これらを併せて「資金調達」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。
2. 資産運用会社は、委託者が行った資金調達に関連して委託者へ資金供給者から要求される報告を委託者に代わり行うものとする。
3. 資産運用会社は、委託者のために、委託者が発行する投資証券の上場を行う場合における当該上場の申請、その他上場に関する業務を行うものとする。
4. 委託者が発行する投資証券が上場された場合、資産運用会社は、委託者に代わり、委託者に関する情報の適時開示その他のIR活動を行うものとする。
5. その他、資産運用会社は、資金調達に関連し又は付随する業務を行うことができる。

#### 第5条（報告業務）

1. 資産運用会社は、投信法に従い、委託業務に関して3か月に1回以上報告書を作成し、委託者に対し交付するものとする。
2. 前項にかかわらず、資産運用会社は、委託者から委託業務に関して報告を要求された場合、かかる要求に従い、報告を行うものとする。資産運用会社は、委託者が正当と認める事由のない限り、委託者による報告の要求を拒否することができない。

## 第2章 契約期間

#### 第6条（契約期間）

本契約は、委託者が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生ずるものとし、契約期間は定めのないものとする。

#### 第7条（契約の解約）

1. 委託者は、資産運用会社が一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合には、事前に投資主総会の決議を経た上で、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより直ちに本契約を解約することができる。
2. 委託者は、資産運用会社に対して、6か月前に書面による通知をし、かつ、事前に投資主総会の決議を経た上で、本契約を解約することができる。
3. 資産運用会社は、委託者に対して、6か月前の書面による通知をもって、本契約の解約を申し入れることができるものとし、委託者は、当該解約の申入れを受けた場合、直ちに投資主総会を開催して本契約の解約に関する承認を求め、又は、やむを得ない事由がある場合は内閣総理大臣の許可を求めるものとする。本契約の解約に関し投資主総会の承認が得られた場合又は内閣総理大臣の許可が得られた場合、委託者は、当該解約申入れに同意するものとし、この場合、本契約は当該通知に定められた解約日において終了するものとする。
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委託者は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当する場合、役員会の決議により、直ちに本契約を解約することができる。
  - (1) 資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、委託者からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除く。）
  - (2) 資産運用会社につき、支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生法上の再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合



- (3) 前各号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合
5. 委託者は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解約する。
  - (1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）に定める金融商品取引業者（金融商品取引法に定める投資運用業を行う者であり、かつ宅建業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限る。）でなくなった場合
  - (2) 投信法第200条各号のいずれかに該当する場合
  - (3) 解散した場合
6. 本条の規定に従い、本契約の解約が行われる場合においても、資産運用会社は、委託業務を遂行する後任者が選任され、当該業務を開始するまでは、委託者の指示に従い、引き続き委託業務を遂行するものとする。

#### 第8条（本契約の終了に伴う処理）

1. 本契約が終了する場合、資産運用会社は、本契約に基づく委託業務に係る当事者に対し、かかる本契約の終了の事実の通知を行うものとし、委託者に対し資産運用会社が代理保管していたすべての記録、書類、資料等（紙の記録、ディスク、テープ又はその他の媒体で記録が合理的に保存されるものを含むがこれらに限られない。）及びそれらを複製した場合にはそのすべての複製物（以下「委託業務関連記録等」という。）を引き渡すものとする。また、本契約が終了した場合において委託者が別途指示した場合には、資産運用会社は、委託者の当該指示に従い、委託者が新たに選任した資産運用会社に対し委託業務関連記録等を引き渡すとともに委託業務の引継ぎを行うものとする。
2. 委託者及び資産運用会社の本契約上の義務又は表明及び保証違反を理由とする損害賠償支払債務、その他本契約終了時に残存する委託者又は資産運用会社の資産運用会社又は委託者に対する一切の義務は、本契約の終了後も当該義務が完全に履行されるまで存続するものとする。

### 第3章 報酬及び費用

#### 第9条（運用報酬）

1. 本契約に定める資産運用会社の行う委託業務の報酬（以下「運用報酬」という。）は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法、支払の時期及び支払の方法は別添2に記載のとおりとする。

#### 第10条（諸費用）

1. 委託業務を遂行するにあたり発生する費用は、原則として委託者がこれを負担するものとし、当該費用の細目は、別途委託者及び資産運用会社との間において確認するものとする。なお、いずれの当事者が負担するかにつき疑義が生じた費用については、委託者及び資産運用会社は、別途協議の上、これを決定するものとする。
2. 資産運用会社の内部的諸費用は、前条第1項に定める運用報酬に含まれるものとし、資産運用会社において運用報酬を超える内部的諸費用が発生した場合であっても、資産運用会社は、委託者に対して、かかる内部的諸費用の負担を請求することはできないものとする。なお、当該内部的諸費用の細目は、別途委託者及び資産運用会社との間において確認するものとする。
3. 委託者は、資産運用会社が要求するときは、委託業務の遂行のために必要な費用を速やかに前払いするものとする。
4. 資産運用会社が、その業務の遂行に関連して委託者に代わって支払った費用は、委託者より払い戻されるものとする。ただし、資産運用会社は、いかなる場合においても、委託者が負担すべき費用を立替払いする義務を負わない。
5. 前各項に規定するほか、費用の負担、前払、立替、償還等に関しては、委託者と資産運用会社が協議して定めるものとする。

## 第4章 表明及び保証等

### 第11条（資産運用会社の表明及び保証）

資産運用会社は、委託者に対し、本契約締結日において、以下の事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 資産運用会社は、日本法に基づき適式に設立され、有効に存続している株式会社であり、かつ、自己の財産を保有し、現在従事している事業を行う権限及び権能を有している。
- (2) 資産運用会社による本契約の締結及び履行は、資産運用会社の会社の目的の範囲内の行為であり、資産運用会社は、本契約の締結及び履行につき法令上及び資産運用会社の内部規則上必要とされる一切の手続を経ている。
- (3) 資産運用会社による本契約の締結及び履行は、(i) 資産運用会社又はその財産を拘束する法令、規則、通達、命令、判決、決定又は令状等に反するものではなく、(ii) 資産運用会社の定款その他の内部規則に反するものではなく、また、(iii) 資産運用会社が当事者となっている契約又は資産運用会社若しくはその財産が拘束される第三者との契約に反するものではなく、かつ、それにより資産運用会社の財産若しくは事業の上に抵当権、質権、先取特権その他の負担を成立させ、又はそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでもない。
- (4) 本契約は、その締結により、適法で有効かつ拘束力を有する資産運用会社の義務を構成し、破産法、その他債権者の権利に一般に影響を与える適用法令に基づく制限に服する他、その条項に従い執行可能なものである。
- (5) 資産運用会社は、資産運用会社による本契約の締結及び履行につき行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が必要とされる場合には、すべてこれを取得し又は履践している。
- (6) 本契約に基づく資産運用会社の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続は係属しておらず、また、資産運用会社の知る限りそのおそれもない。

### 第12条（委託者の表明及び保証）

委託者は、資産運用会社に対し、本契約締結日において、以下の事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 委託者は、日本法に基づき適式に設立され、有効に存続している投資法人であり、かつ、自己の財産を保有し、現在従事している事業を行う権限及び権能を有している。
- (2) 委託者による本契約の締結及び履行は、委託者の目的の範囲内の行為であり、委託者は、本契約の締結及び履行につき法令上及び委託者の内部規則上必要とされる一切の手続を経ている。
- (3) 委託者による本契約の締結及び履行は、(i) 委託者又はその財産を拘束する法令、規則、通達、命令、判決、決定又は令状等に反するものではなく、(ii) 本規約その他の内部規則に反するものではなく、また、(iii) 委託者が当事者となっている契約又は委託者若しくはその財産が拘束される第三者との契約に反するものではなく、かつ、それにより委託者の財産若しくは事業の上に抵当権、質権、先取特権その他の負担を成立させ、又はそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでもない。
- (4) 本契約は、その締結により、適法で有効かつ拘束力を有する委託者の義務を構成し、破産法、その他債権者の権利に一般に影響を与える適用法令に基づく制限に服する他、その条項に従い執行可能なものである。
- (5) 委託者は、委託者による本契約の締結及び履行につき行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が必要とされる場合には、すべてこれを取得し又は履践している。
- (6) 本契約に基づく委託者の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続は係属しておらず、また、委託者の知る限りそのおそれもない。

### 第13条（補償）

1. 委託者と資産運用会社は次の各号につき合意する。
  - (1) 委託者又は資産運用会社は、一方当事者の義務若しくは表明及び保証違反を理由として又はこれに関連して他方当事者が損害を被った場合又は他方当事者につき費用若しくは支出が発生した場合（第三者の請求又は訴訟等の結果生じた損害、費用若しくは支出を含む。）には、これを他方当事者の要求に従い、他方当事者のために補償するものとする。
  - (2) 前号の他、資産運用会社は、資産運用会社、その役員、代理人、使用人又は請負人（ただし、委託者及びその関係者を除く。）の故意、重大な過失又は本契約の重要な条項の違反により、委託者に損害又は費用が発生した場合、委託者の要求に従い、かかる損害又は費用を補償するものとする。
2. 資産運用会社は、本契約に従い自らの投資判断に基づき本資産を運用した結果、委託者に損失が発生した場合であっても、当該損失が自己の責めに帰すべき事由（本契約第1条第4項に規定する義務の違反を含むが、これに限られない。）によるものでない限り、委託者若しくは第三者に対して損失補填を行い、又は第三者をして行わせてはならないものとする。
3. 資産運用会社は、本契約に従い自らの投資判断に基づき本資産を運用した結果生じた委託者の利益に追加するため、委託者若しくは第三者に対して財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとする。

## 第5章 一般条項

### 第14条（書類の閲覧調査）

1. 委託者は、資産運用会社が委託者のために保管する帳簿及び記録類について、資産運用会社の本店において、資産運用会社の営業時間内に、必要な調査及び謄写を行う権利を有するものとし、資産運用会社はこれに応じる義務を負う。また、委託者は、委託者の費用負担により資産運用会社に対するあらゆる監査を行う権利を有する。委託者が記録管理については是正すべき点を発見した場合、資産運用会社は委託者の指示に従い、これを30営業日以内に是正するものとする。資産運用会社はこの是正のため講じた処置を書面にて委託者に通知するものとする。
2. 資産運用会社は、委託者が前項に基づく調査及び謄写を行うことができるように、資産運用会社が受領、又は作成したすべての書類の写しを資産運用会社の本店に備え付けるものとする。

### 第15条（権利義務の処分禁止）

委託者及び資産運用会社は、本契約に基づく権利及び義務の一切並びに契約上の地位を第三者に対して、譲渡、担保差入れその他の方法による処分をすることができないものとする。

### 第16条（通知の方法）

本契約に基づき行われる通知、報告、指示、承認又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所に（i）手交（受領書を受け取ること。）、（ii）ファクシミリ、又は（iii）書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払いされた郵便のいずれかで行うものとする。なお、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うことにより、住所の変更を行うことができるものとする。

委託者：（住所）東京都千代田区九段南三丁目8番11号

（FAX）03-6272-6609

資産運用会社：（住所）東京都千代田区九段南三丁目8番11号

（FAX）03-6272-6609

## 第17条（守秘義務）

1. 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に対し、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき又はこれに関連して他の当事者から受領した情報の一切を開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。
  - (1) 行政庁の命令又は裁判所の判決、決定若しくは命令に基づく開示
  - (2) 金融商品取引法、投信法、その他の法令に基づく開示
  - (3) 金融商品取引所の規則に基づく開示
  - (4) 投資信託協会その他の認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示
  - (5) 本契約の締結、履行に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びフィナンシャル・アドバイザーなどの受領した当事者に対して法令上又は契約上の守秘義務を負っている専門家への開示
  - (6) 受領時に既に公知となっている情報、受領後に受領した当事者の責めによらずに公知となった情報、受領時まで受領した当事者が既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報及び受領した当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報の開示
  - (7) 委託者に対して金銭を貸し付けている者及び貸付をしようとする者に対する開示
  - (8) 資産運用会社の株主（種類株主（もしあれば）を含む。）に対する開示（ただし、当該開示を行うことが第1条第4項に定める義務に違反することとなる場合を除く。）
2. 前項の規定に基づき本契約の各当事者が負担する義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

## 第18条（個人情報保護）

資産運用会社は、委託業務の遂行に関し、委託者の投資主に係る個人情報、その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報を取り扱う場合、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとし、個人情報保護法並びに金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従い、個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、漏洩、盗用、改ざん及び破壊等の防止に必要なかつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

## 第19条（内部者取引）

資産運用会社は、委託業務を担当する資産運用会社の役員、代理人、使用人その他従業者が、委託者の投資口に関し、金融商品取引法により禁止される未公表の重要事実を知っての公表前の売買等（いわゆるインサイダー取引）又は情報伝達若しくは売買推奨行為等を行わないよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第20条（利益相反取引）

1. 資産運用会社は、金融商品取引法第44条の2及び第44条の3第1項に定める禁止行為等、投信法第201条の2に定めるところに従った委託者の事前の同意の取得、投信法第203条第2項に定める利害関係人等（投信法第201条第1項に定める利害関係人等をいう。）その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の金融商品取引法又は投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引（以下「利益相反取引」という。）に関して規制する内部規則として利害関係取引規程（以下「利害関係取引規程」という。）を定めるものとする。
2. 資産運用会社は、利益相反取引を行う場合において、投信法又は利害関係者取引規程に定めるところに従い必要となる場合には、事前に委託者の同意を得るものとする。

## 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び資産運用会社は、本契約締結日において、それぞれ、自社並びに自社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員（以下本条において「役員」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標

ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 委託者及び資産運用会社は、それぞれ、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 委託業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者及び資産運用会社は、相手方（その役員を含む。）が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、委託者からの解除については第7条第4項に定める手続により、資産運用会社からの解除については第7条第3項に定める手続により、それぞれ本契約を解除することができる。
4. 前項により解除の通知を受けた一方の当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対しなんらの請求権を有しない。ただし、相手方からの損害賠償の請求は妨げない。
5. 第3項の規定により本契約が終了する場合、本契約は将来に向かって効力を失うものとする。

#### 第22条（契約の変更）

本契約は、両当事者の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、変更することができるものとする。

#### 第23条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 両当事者は、本契約に関する一切の紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

#### 第24条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じたときは、委託者及び資産運用会社は誠意をもって協議の上、その決定又は解決を図るものとする。

## 資産運用の対象及び方針

## I（資産運用の基本方針）

委託者は、主として、不動産等（下記III.1.に定義する。）へ継続的に投資し、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指してその資産を運用する。

## II（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）

1. 委託者は、主として、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権（以下「不動産等」という。）に投資を行う。
2. 委託者は、不動産等のほか、以下に掲げる特定資産に投資することができる。
  - ① 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。但し、不動産等に該当するものを除く。）
  - ② 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（不動産等及び前号に掲げる資産に該当するものを除く。）
  - ③ 当事者の一方が相手方の行う不動産等又は前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）
  - ④ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - ⑤ 裏付けとなる資産を主として不動産等関連資産（不動産等及び前各号に掲げる資産をいう。以下同じ。）に投資することを目的とするもので以下に掲げるもの（以下「不動産対応証券」という。）
    - (a) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に規定する優先出資証券をいう。）
    - (b) 受益証券（投信法第2条第7項に規定する受益証券をいう。）
    - (c) 投資証券（投信法第2条第15項に規定する投資証券をいう。）
    - (d) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託の受益証券をいう。）（不動産等、第1号、第2号又は第4号に掲げる資産に該当するものを除く。）
  - ⑥ 預金
  - ⑦ コール・ローン
  - ⑧ 譲渡性預金証書
  - ⑨ 有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するもの（本IIに掲げる他の資産に該当するものを除く。）をいう。）
  - ⑩ 不動産等関連資産又は不動産対応証券に投資することを目的とする特定目的会社又は特別目的会社その他のこれらに類する形態の法人等に対する貸付債権その他の金銭債権
  - ⑪ 金銭債権（投信法施行令第3条第7号に規定するものをいう。但し、第6号乃至第8号又は第10号に掲げる資産に該当するものを除く。）
  - ⑫ 社債券（金融商品取引法第2条第1項第5号に規定するものをいう。）
  - ⑬ 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に規定するものをいう。）
  - ⑭ 信託財産を第6号から第13号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - ⑮ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項に規定するものをいう。）に係る権利
  - ⑯ 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項に規定するものをいう。）に係る権利
  - ⑰ 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に規定するものをいう。）
  - ⑱ 公共施設等運営権（投信法施行令第3条第12号に規定するものをいう。）

3. 委託者は、上記1.及び2.に定める特定資産のほか、不動産等関連資産又は不動産対応証券への投資に付随して（但し、第11号については、委託者が借入れを行うために必要な場合に）取得する以下に掲げる資産に投資することがある。
  - ① 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権
  - ② 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
  - ③ 著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）に基づく著作権等
  - ④ 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。以下「民法」という。）第667条に規定する組合（不動産、不動産の賃借権又は地上権等を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）の出資持分
  - ⑤ 民法に規定する動産（上記2.第17号に該当するものを除く。）
  - ⑥ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含む。）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位
  - ⑦ 不動産等関連資産及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利（本条に掲げる他の資産に該当するものを除く。）
  - ⑧ 資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資
  - ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）
  - ⑩ 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - ⑪ 信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に基づく出資
  - ⑫ その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、委託者の保有に係る不動産等関連資産の運用に必要又は有益なもの
4. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記1.から3.までを適用する。

### III（投資方針）

1. 委託者は、オフィスビル、商業施設及び住宅を主たる投資対象とし、必要に応じてその他の施設にも投資を行う。
2. 委託者は、首都圏及び地方主要都市（首都圏を除く政令指定都市及びその周辺部）を中心として、その他のエリアにも地域の分散を図りながら投資を行う。
3. 委託者は、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等の急激な変化等予期し得ない事由が発生し、投資主の利益を毀損するおそれが生じた場合は、前二項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るために必要な措置を講じることができる。
4. 委託者は、投信法施行令第116条の2に定める場合において、投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。

### IV（投資制限）

1. 委託者は、金銭債権及び有価証券（不動産等関連資産に該当するものを除く。）への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。
2. 委託者は、上記II2.第15号及び第16号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、委託者の運用資産又は負債から生じる価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。
3. 委託者は、特定不動産（委託者が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の委

託者の有する特定資産の価額の合計額に占める割合が100分の75以上となるよう資産運用を行うものとする。

#### V（収入金等の再投資等）

委託者は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金、利子等、信託配当、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産等の賃料収入その他収入金並びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当することができる。

#### VI（組入資産の貸付けの目的及び範囲）

1. 委託者は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（不動産等関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を、原則として賃貸するものとする。
2. 委託者は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を上記I、IV及びVに従い運用する。
3. 委託者は、運用資産に属する不動産（不動産等関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。

以上



## 資産運用会社に対する運用報酬

資産運用会社に支払う運用報酬の計算方法及び支払の時期は、以下のとおりとする。

なお、委託者は、資産運用会社に対して、宅建業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。

## 1. 運用報酬①

委託者の直前の決算期の翌日から3か月後の日までの期間（以下「計算期間I」という。）及び計算期間Iの末日の翌日から当該決算期までの期間（以下「計算期間II」という。）の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される委託者の総資産額に0.25%（年率）を乗じた金額に、当該計算期間I又は計算期間IIの実日数を乗じ、365で除して得られる金額（1円未満切捨て）とする。

## &lt;「計算期間I」における総資産額&gt;

計算期間Iの直前の決算期における貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に記載された総資産額（但し、委託者が海外不動産保有法人の株式又は出資（以下「海外不動産保有法人関連出資」という。）を保有している場合は、海外不動産保有法人関連出資並びに委託者が保有する海外不動産保有法人に対する金銭債権及び海外不動産保有法人の発行する債券（もしあれば）に係る金額を控除し、当該海外不動産保有法人に係る海外不動産保有法人総資産額（以下に定義される。以下同じ。）を加えた額とする。）。

## &lt;「計算期間II」における総資産額&gt;

直前の計算期間Iにおける総資産額に、計算期間Iの期間中に委託者が取得した不動産関連資産（規約に定める不動産等関連資産及び不動産対応証券を総称していう。以下同じ。）及び海外不動産保有法人関連出資の取得価格（不動産関連資産の売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産の取得の対価の金額、不動産関連資産の交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、不動産関連資産に係る出資の場合は当該出資に関する契約に記載された出資金をそれぞれ意味する。また、海外不動産保有法人関連出資については、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合の海外不動産保有法人の取得代金を、当該取得日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該取得日時点での委託者の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額を意味する。但し、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を加算し、処分した不動産関連資産及び海外不動産保有法人関連出資（収用されたものを含む。）の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産及び海外不動産保有法人関連出資についてはその取得価格）を減算した額。

## &lt;海外不動産保有法人総資産額&gt;

海外不動産保有法人総資産額とは、計算期間Iの直前の決算期（以下、本項において「基準決算期①」という。）以前に到来する当該海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの（以下、本項において「直近決算期」という。）の時点での監査済財務諸表（但し、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期①までの間に、当該期間に属する一定の日（以下、本項において「臨時決算日」という。）の時点での監査済財務諸表（以下、本項において「臨時監査済財務諸表」という。）が作成されている場合には、直近の臨時決算日（以下、本項において「直近臨時決算日」という。）の時点での臨時監査済財務諸表）の数値に基づき委託者の財務諸表に記載されている当該海外不動産保有法人の邦貨建ての総資産額を、当該海外不動産保有法人の直近決算期又は直近臨時決算日時点での委託者の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。

委託者は、「計算期間I」に係る運用報酬①を、計算期間Iの末日より2か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、計算期間Iの末日より1か月以内に委託者に請求するものとする。

委託者は、「計算期間II」に係る運用報酬①を、計算期間IIの末日より2か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、計算期間IIの末日より1か月以内に委託者に請求するものとする。

## 2. 運用報酬②

当該決算期を最終日とする営業期間の運用に対する対価として、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨てとし、かつ0円を下限とする。）とする。

<計算式>

運用報酬②＝NOI（※）×2%

※NOI：委託者の当該決算期における損益計算書上の賃貸事業収入の合計から賃貸事業費用（但し、減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額。但し、委託者が海外不動産保有法人関連出資を保有している場合は、海外不動産保有法人関連出資の保有に関連して計上されている賃貸事業収入及び賃貸事業費用は算入しないものとし、当該決算期（以下、本項において「基準決算期②」という。）以前に到来する海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの（以下、本項において「直近決算期」という。）の時点での監査済財務諸表（但し、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期②までの間に、当該期間に属する一定の日（以下、本項において「臨時決算日」という。）の時点での監査済財務諸表（以下、本項において「臨時監査済財務諸表」という。）が作成されている場合には、各臨時監査済財務諸表）の数値に基づき委託者の財務諸表に記載されている当該海外不動産保有法人の邦貨建ての賃貸事業収入及び賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。以下本項において同じ。）の金額（但し、運用報酬②の計算において既に算入された賃貸事業収入及び賃貸事業費用の金額が含まれている場合には、当該金額は算入しないものとする。）に当該海外不動産保有法人の直近決算期又は各臨時決算日時点での委託者の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額を算入するものとする。

運用報酬②は、当該決算期後4か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、当該決算期後3か月以内に委託者に請求するものとする。

## 3. 取得報酬

委託者が不動産関連資産を取得した場合、その取得価格に1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。また、委託者が海外不動産保有法人関連出資を保有している海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合、その海外不動産保有法人の取得代金を、当該取得日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該取得日時点での委託者の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額に、1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。但し、委託者又は海外不動産保有法人が、委託者が定める利害関係者から取得した場合においては、0.5%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。

取得報酬は、当該資産の引渡日（海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産の引渡しを受けた日をいう。）後2か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、当該資産の引渡後1か月以内に委託者に請求するものとする。

## 4. 譲渡報酬

委託者が不動産関連資産を譲渡した場合、その譲渡価格（売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産の譲渡の対価の金額、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額、出資の償還の場合は償還を受けた出資金額をそれぞれ意味する。但し、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。また、委託者が海外不動産保有法人関連出資を保有している海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合、その海外不動産保有法人の譲渡代金を、当該譲渡日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該譲渡日時点での委託者の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額に、1.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。但し、委託者又は海外不動産保有法人が、委託者が定める利害関係者に対して譲渡した場合においては、0.5%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。

譲渡報酬は、当該資産の引渡日（海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産の引渡しを行った日をいう。）後2か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、当該資産の引渡後1か月以内に委託者に請求するものとする。

## 5. 合併報酬

委託者の新設合併又は吸収合併（委託者が吸収合併存続法人となる場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下、併せて「合併」と総称する。）の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該相手方が保有する不動産関連資産及び海外不動産保有法人関連出資のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の合計額に1%（但し、委託者が、委託者が定める利害関係者に該当する投資法人又は委託者が定める利害関係者がその資産の運用を受託している投資法人と合併を行った場合においては、0.5%）を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。但し、両当事者の書面による合意により合併報酬を0とすることができる。

合併報酬は、当該合併の効力発生後2か月以内に支払う。なお、資産運用会社は、当該合併の効力発生後1か月以内に委託者に請求するものとする。また、新設合併の場合には、新設合併設立法人が、委託者が吸収合併消滅法人となる場合には、吸収合併存続法人がそれぞれ支払いを行うものとする。

## 6. 支払方法

資産運用報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を別途委託者が負担するものとし、委託者は、当該支払いに係る資産運用報酬に、それに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込むものとする。なお、振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は委託者の負担とする。

以上

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第17条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

以 上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区芝公園一丁目1番1号  
「ベルサール御成門タワー」イベントホール3階A
- 最寄駅 都営三田線 御成門駅（A3b出口）徒歩1分  
都営浅草線・都営大江戸線 大門駅（A6出口）徒歩7分  
JR京浜東北線・山手線 浜松町駅（北口）徒歩11分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

近隣に名称が類似した会場がございますので、お間違えのないようご注意ください。